

博士論文 2019年度

「出生行動と子育て支援環境：
日本・台湾・韓国の比較研究」

可部 繁三郎

はしがき

この論文を仕上げるにあたって、多くの方々にお世話になったことについて、心からお礼を申し上げたい。通常はチームを組んで行うであろう3カ国の比較を1人で行うという途方もない企てを前にして、蟻螂之斧のような心境になり、何度もくじけそうになったが、ようやく論文の形にすることができたのは、指導教官、学友、海外の研究者の助力と励ましのおかげである。

まず、データの入手については、日本はJGGP委員会から「結婚と家族に関する国際比較調査」の第1次調査(JGGS-1)、第2次調査(JGGS-2)のデータ使用の許可を頂いた。台湾は中央研究院(人社中心調査専題中心)から公式統計である「女性の結婚・育児と就業に関する調査(婦女婚育與就業調査)」の2006年のデータ使用を許可して頂いた。記して感謝の意を表したい。韓国については、韓国女性政策研究院が実施した「女性と家族に関するパネル調査」(Korean Longitudinal Survey of Women & Families)のデータが同院のウェブサイト上で一般公開されており、2007年の第1次調査のデータを使用することができた。データの入手が可能になったことで、この論文の道が開かれた。

慶應義塾大学の津谷典子先生と石井太先生にご指導を頂いたことに厚く感謝したい。特に津谷先生からは厳しく、徹底して、研究の基本を叩き込まれたが、それが大きな財産になっていると感じる。同時に、くじけそうな時に温かく励まして頂いたことは忘れられない。

台湾については中央研究院のほか、台湾経済研究院、中華経済研究院の研究者にご助力を頂いたが、とりわけ、国立台北教育大学の翁麗芳名誉教授には台湾の幼児教育について丁寧にご教示頂き、現場の訪問などの機会も与えて頂いた。

韓国についてはマクロデータの入手に韓国保健社会研究院の曹成虎氏の協力を得たほか、韓国銀行東京支店の方々には韓国の労働状況などをご教示頂いた。

こうしたデータ入手や海外の状況を踏まえても、3カ国の比較をするうえで、学会での質疑や学友との討論が試行錯誤をしながら前進するうえで、大いに力となった。

なお、本論文の各章の初出は、第1章については、本論文末に示されている参考文献リストの可部(2013, 2015a)、第3章については可部(2015b, 2018)、第5章については可部(2013)、そして第7章については可部(2017, 2018)である。本論文の当該各章は、これらを基に再分析と加筆修正を行ったものである。

対象国すべての資料が原文で読めるという僅かな利点と、自分と妻が育ったり、留学したりした社会のことをもっと知りたいという思いを支えに始めたこの研究が、とりあえずのゴールにたどり着けたのは、多くの方々のおかげだと改めて思う。最後に、想像したよりもさらに長きにわたった論文の執筆を支えてくれた妻に感謝したい。

目次

「出生行動と子育て支援環境：日本・台湾・韓国の比較研究」

第1章	目的と意義	1
1.1	研究の目的	1
1.2	先行研究	6
1.3	意義と期待される成果	9
第2章	日本、台湾、韓国の社会経済面の構造変化	12
2.1	3カ国の社会経済面のマクロ的概観：経済発展と産業構造の変化、東アジアの伝統的家族観	12
2.2	3カ国の女性に関するミクロ的概観：教育と就業の観点から	17
2.2.1	教育面での変化	17
2.2.2	就業面での変化	23
第3章	日本、台湾、韓国の出生力変動と人口・家族政策の変遷	31
3.1	出生力変動：人口構造の変化と少子化の進展	31
3.2	人口・家族政策の変遷	35
3.3	日本の家族政策	37
3.3.1	手当・一時金	37
3.3.2	育児休業	38
3.3.3	保育サービス	40
3.4	台湾の家族政策	42
3.4.1	手当・一時金	42
3.4.2	育児休業	44
3.4.3	保育サービス	44
3.5	韓国の家族政策	46
3.5.1	手当・一時金	46
3.5.2	育児休業	46
3.5.3	保育サービス	47
3.6	3カ国の家族政策のまとめ	49
第4章	分析の枠組み：使用するデータと変数	50
4.1	分析の基本的な枠組み	50

4.2	分析で使用するデータと変数（1）：子育て支援環境と出生率の分析（3カ国）	52
4.2.1	分析対象の行政単位	52
4.2.2	分析の枠組みの前提	53
4.2.3	実証分析モデルとデータソース、変数	54
4.3	分析で使用するデータと変数（2）：子育て支援環境と女性の就業の分析 （3カ国）	63
4.3.1	データソースと変数	63
4.3.2	実証分析モデル	66
4.4	分析で使用するデータと変数（3）：子育て支援環境と女性の就業の分析 （日本）	70
4.4.1	データソースと変数	70
4.4.2	実証分析モデル	70
第5章	3カ国における子育て支援環境と出生率格差：地域レベルの時系列データ分析	77
5.1	子育て支援環境と地域出生率	77
5.2	各国の分析：日本、台湾、韓国	77
5.3	日本の分析結果	79
5.4	台湾の分析結果	80
5.5	韓国の分析結果	81
5.6	3カ国プールデータの分析とまとめ	82
第6章	3カ国における子育て支援環境と女性の就業：マイクロデータの多変量解析	87
6.1	3カ国の女性の結婚や出生前後における就業割合の変化	87
6.2	女性の属性別にみた保育サービス利用と就業：日本、台湾、韓国	89
6.3	分析の結果	90
6.4	まとめと分析結果の政策的含意	92
第7章	日本における子育て支援環境と女性の就業：マイクロデータの多変量解析	101
7.1	保育サービスと育児休業制度の利用パターン	101
7.1.1	利用者の属性別にみた保育サービスの利用状況	101
7.1.2	利用者の属性別にみた育児休業制度の利用状況	103
7.2	子育て支援環境と就業に関する分析結果	104
7.2.1	保育サービスの利用と女性の就業	104
7.2.2	育児休業制度と女性の職場復帰	105
7.3	まとめと分析結果の政策的含意	106

第8章 まとめと結論	114
8.1 3カ国における子育て支援環境と出生率、女性の就業	114
8.2 政策的含意	115
参考文献	118

図表一覧

図 1-1. 日本、台湾、韓国の TFR の推移：1925～2015 年	2
図 1-2. OECD26 カ国・台湾の TFR と女性労働力率：1970、1980、1990、2000、 2010 年	3
図 1-3. OECD26 カ国・台湾の TFR と女性労働力率：2010 年	5
図 2-1. 日本、台湾、韓国の 1 人当たり GDP の推移：1960～2015 年	12
図 2-2a. 日本人女性の年齢別労働力率（%）の推移：1970～2015 年	24
図 2-2b. 台湾人女性の年齢別労働力率（%）の推移：1970～2015 年	24
図 2-2c. 韓国人女性の年齢別労働力率（%）の推移：1970～2015 年	24
図 2-3a. 日本人女性の年齢別にみた就業者に占める雇用者割合の推移（%）： 1970～2015 年	26
図 2-3b. 台湾人女性の年齢別にみた就業者に占める雇用者割合の推移（%）： 1970～2015 年	26
図 2-3c. 韓国人女性の年齢別にみた就業者に占める雇用者割合の推移（%）： 1970～2015 年	26
図 2-4a. 日本人女性の年齢別有配偶労働力率（%）の推移：1980～2015 年	28
図 2-4b. 台湾人女性の年齢別有配偶労働力率（%）の推移：1980～2015 年	28
図 2-4c. 韓国人女性の年齢別有配偶労働力率（%）の推移：1990～2015 年	28
図 3-1a. 日本人女性の年齢別出生率の推移：1960～2015 年	32
図 3-1b. 台湾人女性の年齢別出生率の推移：1960～2015 年	32
図 3-1c. 韓国人女性の年齢別出生率の推移：1960～2015 年	32
図 3-2. 日本、台湾、韓国の県（道）と大都市別 TFR の推移：1990～2010 年	34
図 3-3. 日本における女性の育児休業制度の利用率（%）の推移：1996～2015 年	40
図 4-1. 女性の出生と就業の関係：マクロベース	50

表 1-1.	日本、台湾、韓国の人口構造変化の特徴：1950～2010 年	10
表 2-1.	日本、台湾、韓国の経済成長率（%）の推移：1950～2015 年	13
表 2-2.	日本、台湾、韓国の産業別就業人口比率（%）の推移：1970～2015 年	14
表 2-3.	日本、台湾、韓国の都市人口比率（%）の推移：1970～2014 年	14
表 2-4.	日本、台湾、韓国における母親の就業に関する考え方：2010～2014 年	15
表 2-5.	女性の学歴別にみた就学前児童の世話をする人の割合（%）：2006 年の 調査時点で 50 歳以下で、子どもが 1 人以上いる有配偶台湾人女性	16
表 2-6.	夫と妻の 1 日当たりの家事・育児時間：日本（2006 年）、台湾（2000 年）、 韓国（2004 年）	17
表 2-7a.	日本における男女別にみた高校および短大・大学への進学率（%）： 1970～2015 年	22
表 2-7b.	台湾における男女別にみた高校および短大・大学への進学率（%）： 1970～2015 年	22
表 2-7c.	韓国における男女別にみた高校および短大・大学への進学率（%）： 1970～2015 年	22
表 2-8.	日本、台湾、韓国における 1 週間当たりの労働時間のパーセント分布（%）： 子どもが 1 人以上いる 50 歳未満の有配偶女性	29
表 3-1.	日本、台湾、韓国の平均初婚年齢と第 1 子出生年齢の推移： 1990～2015 年	33
表 3-2.	日本の育児休業制度の変化	39
表 3-3.	日本の保育所関連の在籍児童数：1990～2015 年	41
表 3-4.	台湾の保育所関連の在籍児童数：1990～2015 年	45
表 3-5.	韓国の保育所関連の在籍児童数：1990～2015 年	49
表 4-1.	女性の出生と就業の関係：マクロベース	51
表 4-2.	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位： 1990～2010 年	52
表 4-3.	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で使用するデータソース と変数：1990～2010 年	58
表 4-4.	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と女性の就業の分析で使用するデータソ ースとワークデータ	65
表 4-5.	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と女性の就業の分析で使用する変数	68
表 4-6.	日本における子育て支援環境と女性の就業の分析で使用するワークデータ	70
表 4-7.	日本における子育て支援環境と女性の就業の分析で使用する変数	73
表 4A-1	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位 の一覧：日本、2010 年	74
表 4A-2	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位	

	の一覧：台湾、2010年	75
表 4A-3	日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位 の一覧：韓国、2010年	76
表 5-1	分析モデルの詳細	79
表 5-2.	1990～2010年における日本・台湾・韓国および3カ国プールデータの県（道） と大都市別 TFR に影響を与えると考えられる共変量の記述統計量	85
表 5-3.	1990～2010年における日本・台湾・韓国および3カ国プールデータを使った 子育て支援環境と、県（道）および大都市別 TFR の分析	86
表 6-1a.	結婚前後、第1子・第2子出生後の夫婦の属性別にみた日本人女性の就業割合 の変化：2004年	87
表 6-1b.	結婚前、第1子出生前の夫婦の属性別にみた台湾人女性の就業割合の変化： 2006年	88
表 6-1c.	結婚前後、第1子・第2子出生後の夫婦の属性別にみた韓国人女性の就業割合 の変化：2007年	88
表 6-2.	就学前の子どもがいる50歳未満の日本の有配偶男女、台湾、韓国の有配偶 女性の属性別にみた当該子の保育サービス利用割合と就業割合：日本は当 当該子が就学前期（0～6歳）だった時期、台湾は調査時点（2006年）、韓国は 調査時点（2007年）	89
表 6-3.	就学前の子どもが1人以上いる女性の就学前期における保育サービス利用 の有無についてのロジスティック回帰分析の説明変数の記述統計量：2004 年に50歳未満で2004年と2007年に少なくとも子どもが1人以上いる有 配偶の日本人男女、2006年に50歳未満で就学前の子どもが1人以上いる 台湾人有配偶女性、2007年に50歳未満で就学前の子どもが1人以上いる韓 国人有配偶女性	95
表 6-4.	就学前の子どもが1人以上いる女性の就学前期における保育サービス利用に 関する2項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比（係数の指数値）の推 計値と統計的有意性：2004年に50歳未満で2004年と2007年に少なくとも 子どもが1人以上いる有配偶の日本人男女、2006年に50歳未満で就学前の 子どもが1人以上いる台湾人有配偶女性、2007年に50歳未満で就学前の子 どもが1人以上いる韓国人有配偶女性	96
表 6-5.	〔子ども数1人に限定〕就学前の子どもが1人いる女性の就学前期における 保育サービス利用の有無についてのロジスティック回帰分析の説明変数の記 述統計量：2004年に50歳未満で2004年と2007年に子どもが1人いる有配偶 の日本人男女、2006年に50歳未満で就学前の子どもが1人いる台湾人有配 偶女性、2007年に50歳未満で就学前の子どもが1人いる韓国人有配 偶女性	97

表 6-6.	[子ども数 1 人に限定] 就学前の子どもが 1 人いる女性の就学前期における保育サービス利用に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比 (係数の指数値) の推計値と統計的有意性 : 2004 年に 50 歳未満で 2004 年と 2007 年に子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女、2006 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人いる台湾人有配偶女性、2007 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人いる韓国人有配偶女性	98
表 6-7.	就学前の子どもがいる女性の調査時点の就業の有無に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比 (係数の指数値) の推計値と統計的有意性 : 2006 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人以上いる台湾人有配偶女性、2007 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人以上いる有配偶韓国人女性	99
表 6-8.	就学前の子どもがいる台湾、韓国の女性の保育サービス利用と就業 (いずれも調査時点) に関する bivariate probit モデルの推計結果 : 2006 年に就学前の子どもが 1 人以上いる 50 歳未満の有配偶台湾人女性、2007 年に就学前の子どもを 1 人以上いる 50 歳未満の有配偶韓国人女性	100
表 7-1.	就学前における第 1 子の年齢別にみた保育所利用パターン	101
表 7-2.	夫婦の属性別にみた第 1 子出生後の保育サービスの利用状況	102
表 7-3.	第 1 子出生後の女性の育児休業制度の利用率 (%)	103
表 7-4.	夫婦の属性別にみた第 1 子出生後の育児休業制度の利用状況	103
表 7-5.	第 1 子が就学前であった期間の保育所利用に関する説明変数の記述統計量 : 2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女	110
表 7-6.	第 1 子出生後の女性の職場復帰に関する説明変数の記述統計量 : 2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女	111
表 7-7.	子どもが 1 人以上いる女性の第 1 子の保育所利用に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比 (係数の指数値) の推計値と統計的有意性 : 2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女	112
表 7-8.	子どもが 1 人以上いる女性の第 1 子出生後の職場復帰に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比 (係数の指数値) の推計値と統計的有意性 : 2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女	113

第1章 目的と意義

1.1 研究の目的

日本、台湾、韓国はいずれも東アジアの家族文化的背景を共有し、日本が1960～70年代に、次いで、台湾と韓国が1970～80年代に相次いで急速な経済成長を遂げた¹。その一方で、人口構造の面では出生力、すなわち、女性1人当たりの合計出生率（TFR）は低下傾向にあり、1970年代半ばから1980年半ばにかけて日本、台湾、韓国は相次いで継続して人口置き換え水準を下回る現象が続き、少子化に直面している²。

TFRが1.5を下回るような低水準の国々は「超少子化国(very low fertility countries)」(McDonald 2000)と呼ばれるが、台湾は2010年にTFRが0.895という「世界で最も低い水準」(伊藤 2012)にまで落ち込んだほか、韓国も2005年に1.08を記録するなど、3カ国はいずれも1.5を下回る水準である(図1-1)³。Lutz, Skirbekk and Testa (2006)は社会全体が自ら低出生へと向かうようなメカニズム仮説を唱えており、それによれば、こうしたメカニズムの作用を止めない限り、低出生の状態は継続することになる⁴。

日本、台湾、韓国が急速な少子化に至った背景には、人口構造に大きな影響を与える社会経済面の構造変化が急激に起きたことが挙げられる。3カ国は1960～1970年ごろから急速な経済成長をとげ、1人当たりGDPが上昇し、生活水準が向上した。東アジアに位置するこの3カ国は教育熱心である点でも共通しており、男女を問わず教育水準の引き上げが推進された結果、女性の高等教育への進学率も上昇し、労働市場に雇用労働力として参入するようになっていった。

女性が学校を出た後、就業し、結婚し、そして子どもを生んで育てるといったライフイベントを経験する際、社会経済面の急激な構造変化は女性に対して正と負の両方の影響を及ぼすと考えられる。正の影響としては、女性の高学歴化が進むことで、女性が雇用労働力と

¹ Suzuki (2009)、Gauthier (2016) などにならって、本研究では日本、台湾、韓国をまとめて3カ国と表記する。

² 人口置き換え水準とは親世代の人口が出生と死亡によって子世代に置き換えられる際、子世代が親世代と同じ規模になるために必要な水準を指す。少子化とは女性1人当たりのTFRが長期間にわたって継続して人口置き換え水準を下回る状態にあることをいう。

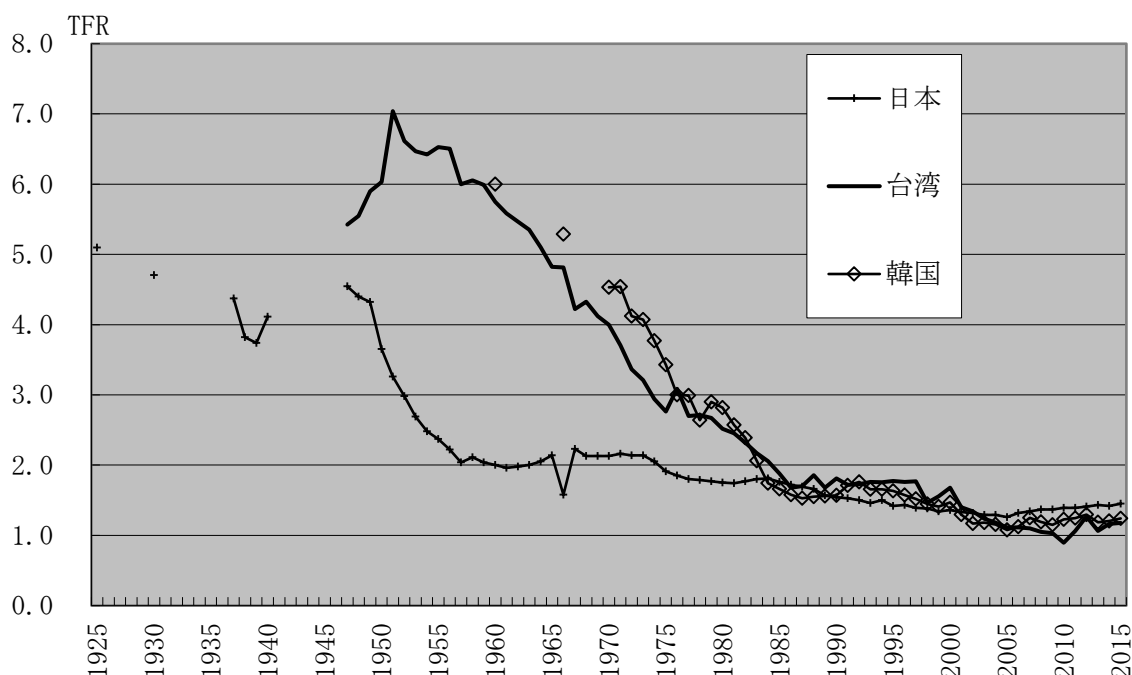
³ 2018年のTFRは日本が1.42、台湾は1.06、韓国も0.98という低水準を記録している。

⁴ これはLutzの低出生の罫仮説と呼ばれる。同仮説は低出生を促す要因として次の3つを挙げる。第1は出生可能年齢の女性が将来減っていけば、将来の出生数も減少するという人口学的要因。第2は前の世代における実際の出生力が減少しているのに伴い、若い世代にとっての理想子ども数は低下するという社会学的要因。第3は、若い世代の出生力は将来所得に影響されるが、若い世代の将来所得への願望が強いものの、低出生がもたらす人口高齢化によって期待所得は減少してしまうという経済的要因。これらの3つの要因が将来の出生数に悪循環をもたらすと論じる。

して労働市場で活動する機会が増えることにつながり、収入の増加、すなわち生活水準の向上が期待できる。生活水準の向上は結婚や就業の機会が増えて、選択肢が広がる可能性につながる。一方、負の影響は、女性が結婚後や子どもの出生後も仕事を続けようとする場合、女性への負荷が高まる可能性が考えられることである。かつては結婚した女性は労働市場から退出し、家庭で子育てに専念するのが前提とされていた。このため、急速な高学歴化と雇用労働力化に伴って女性が子育てをする際に就業を続けようとする動きがあっても、それを下支えする仕組みが整っていないと、そのしわ寄せは女性に向かうことになる。

女性が働きながら、出生・子育てもするという一人二役をこなそうとしても、社会経済面の構造変化が急激であればあるほど、女性が就業と出生・子育てを両立するのを後押しする仕組みや環境の整備が追いつかない。ベビーシッターを雇うなどの資金力がある場合や、子どもの面倒を子どもの祖父母がみるなどのケースを除けば、女性は出生・子育てと、就業のいずれかを選択することを迫られてしまう。

図 1-1. 日本、台湾、韓国の TFR の推移：1925～2015 年

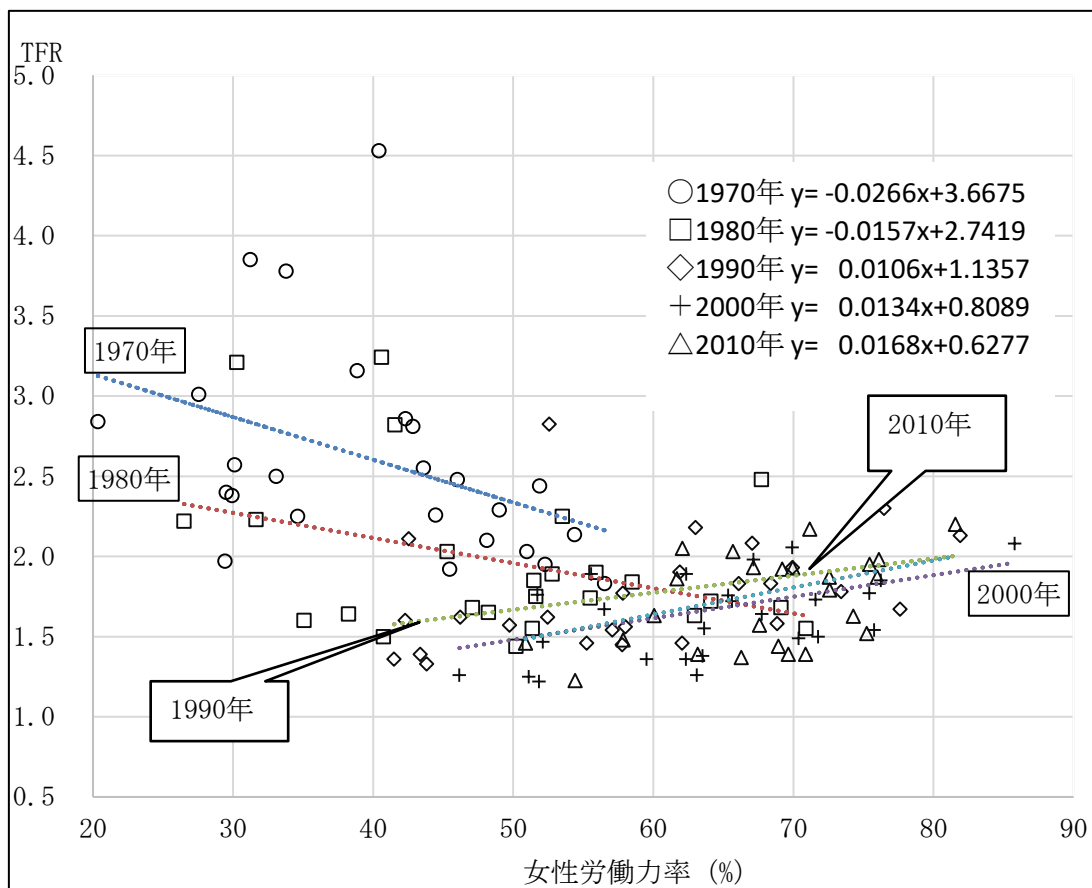


資料：日本の 1940 年以前は国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』（2016）、1947～1969 年は山口・矢島（1973）、1970 年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部『人口動態統計』。台湾は『内政部戸政司全球资讯网人口資料庫』（2017 年 1 月 14 日アクセス）。韓国は、1970 年以前は Kim, Park, and Eun（2002）、1970 年以降は統計庁『人口動態調査』（2017 年 1 月 14 日アクセス）。

こうした事態は、東アジアの 3 カ国のみならず、経済が発展して女性の労働力率が上昇した先進国においてもみられたもので、女性の出生率と就業率の関係は 1980 年代までは負の関係にあった。図 1-2 は日本、韓国を含めた経済先進国で構成される経済協力開発機構 (OECD)

および台湾に関して、TFR と女性労働力率（15～64 歳）の相関を 1970、1980、1990、2000、2010 の各年で示したものである。

図 1-2. OECD26 カ国・台湾の TFR と女性労働力率：1970、1980、1990、2000、2010 年



注①：女性労働力率は 15～64 歳

②：OECD 加盟 36 カ国のうち、2000 年までに世界銀行の高所得国（世銀の 2000 年時点の高所得国の定義は 1 人当たりの国民総所得[GNI]が 9265 ドル以上）に区分された 26 カ国が対象。なお、韓国はアジア金融危機のために 2000 年時点では高中所得国に区分されたが、1995～97 年にすでに高所得国となっている。台湾も 1992 年以降、1 人当たり GNI が 1991 年に 9382 ドルに達し、高所得国の水準に達している。スロベニアは高所得国だが 1991 年に独立しており、入手可能なデータは、独立直前の 1990 年以降に限られる。

資料：OECD 加盟国の 1970、1980 年は ILO の『Year Book of Labour Statistics』各年版、1990 年以降は世界銀行の『World Development Indicators』（2018 年 9 月 17 日アクセス）。台湾は『内政部戸政司全球资讯网人口資料庫』と『人力資源調査統計』2013 年版（2017 年 1 月 14 日アクセス）

経済発展の段階が比較的近い国に焦点を当てるため、現在 OECD に加盟する 36 カ国のうちで、2000 年までに世界銀行の高所得国に区分された 26 カ国とその水準に達している台湾

を対象としている⁵。近似直線の傾きをみると、1970年、1980年は負となっており、先進国ではこの時期、女性は出生・子育て、または就業の二者択一を迫られていたことを示している。

しかし、1990年以降になると出生率と労働力率の関係に変化が起き、正の関係へと転換するとともに、近似直線の傾きの大きさも徐々に大きくなっている。女性の出生率と就業率の関係が正に転じた背景には、出生・子育てを巡る機会コストの上昇を、社会が何らかの形で軽減することができたかどうかによると考えられる（津谷2005）。1990年以降は就業する女性の子育てを後押しする環境が整備されるようになり、その結果、出生・子育てと就業は正の関係を示すようになったと考えられる。

それでは、先進国の中で東アジアの3カ国はどのような位置を占めているのか。それを示すのが、図1-2のうち、2010年のデータだけを取り出した図1-3である。

図1-3はTFRと労働力率の水準によって対象国を4つのゾーンに分類している。TFRについては1.5より上か下かで区分しており、労働力率は台湾およびOECD26カ国の平均が66.8%なので65%を境に分けた。この結果、スウェーデン、仏国などがTFR（1.5以上）と女性労働力率（65%以上）がいずれも比較的高いゾーンに位置しているのに対し、日本、台湾、韓国はTFR（1.5未満）と女性労働力率（65%未満）がいずれも比較的低いゾーンに位置している⁶。

スウェーデン、仏国などは政策的に女性の子育てと就業の両立をサポートする仕組みづくりが整備されるなど、社会全体で支援環境が用意されているのに対し、日本、台湾、韓国ではそのような環境がきちんと整っていないためではないかと考えられる。阿藤

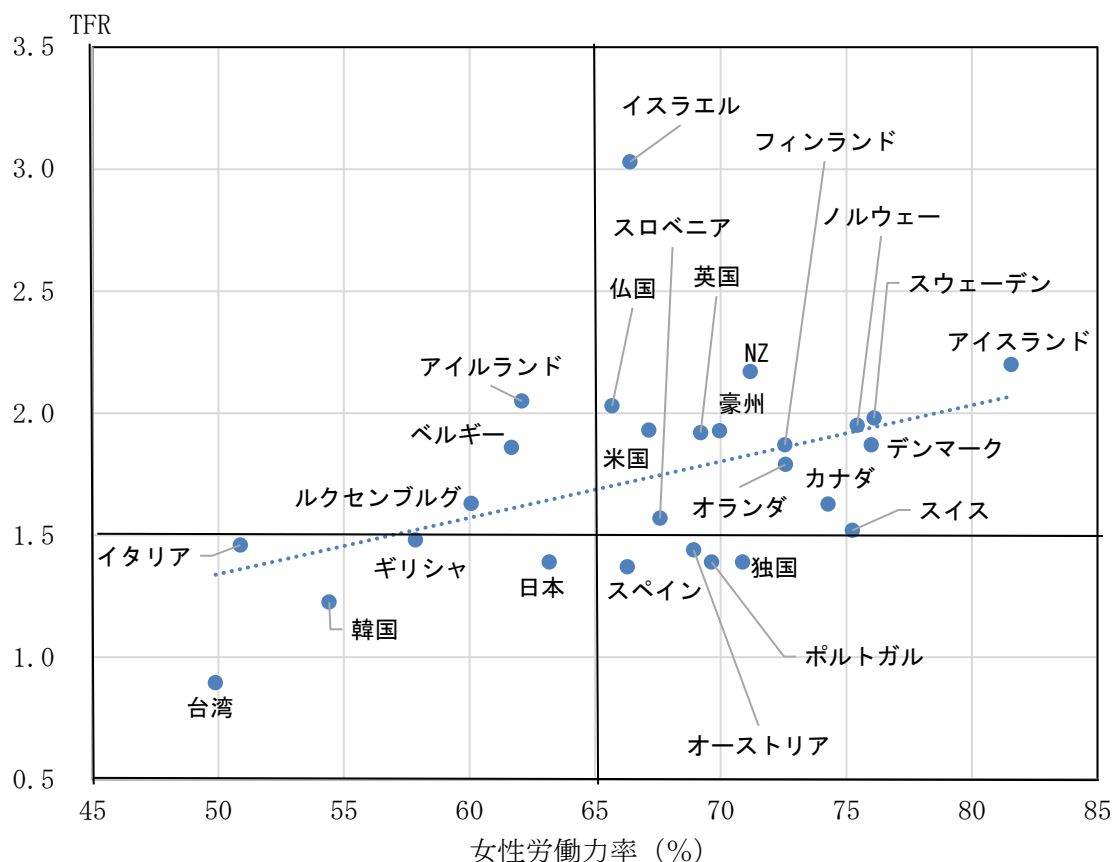
（2011）によると、女性の出生・子育てと就業の両立を容易にする社会環境の変化は、北欧諸国や仏国などでは家族政策による両立施策の強化によるところが大きく、米国など英語圏やオランダでは労働市場の柔軟性（短時間労働、均等待遇パートの普及など）や保育市場の発達が両立を下支えした。これに対し、日本、台湾、韓国を含めた少子化に直面している国々は、政府による両立施策の点でも労働市場・保育市場の点でも遅れており、女性の出生・子育てと就業の両立を後押しする環境がまだ脆弱だと考えられる⁷。

⁵ OECDには現在、36カ国が加盟している。欧州以外で参加しているのは米国、カナダ、メキシコ、チリ、日本、韓国、トルコ、イスラエル、豪州、ニュージーランドである。

⁶ Myrklylä, Kohler, and Billari (2009) は1975年と2005年間の各国の出生力水準（TFR）と社会経済的な発展の指標である人間開発指数（HDI）を対象にした分析で、両者の間には負の相関があるが、HDIが0.9を超えると逆転し、正の相関に変わると論じる。すなわち、低出生力の国でも、更なる社会経済的な発展は出生力の低下傾向を逆転させる可能性があるということになるが、日本と韓国についてはその例外と指摘する。台湾についても、OECD31カ国と台湾のTFRと女性労働力率の2009年における関係を調べた可部（2013）は、台湾は日本、韓国とともに、正の相関線から下方（TFRが低い方向）に離れて位置しており、多くのOECD諸国に比べて、女性の就業と出生・子育てが両立しうる環境整備の遅れがうかがえると指摘する。

⁷ 阿藤（2011）はそのほか、男性の家事・育児へのかかわりが少ないことも、女性の出生率も労働力率も低い状況にとどまっている原因と指摘する。

図 1-3. OECD26 カ国・台湾の TFR と女性労働力率：2010 年



注、資料は図 1-2 と同じ。

日本、台湾、韓国において、出生・子育てと就業の両立を支える環境や労働市場の柔軟性、保育市場の発達が十分ではない背景には、他のOECD諸国が時間をかけて体験してきた人口構造転換や社会経済面の構造変化を、第2次大戦後の短い期間で圧縮的に体験したことが一因と考えられる。佐藤（2012）は日本、台湾、韓国には、工業化や都市化、雇用労働力化、高学歴化、所得の上昇、女性の社会進出といった社会経済面の変動に圧縮性が見られる点が共通すると指摘する⁸。後発の強みを生かして新しい制度をとり入れやすいというプラスの側面があると同時に、価値観やジェンダー関係など古いものと新しいものが共存する側面もある（佐藤2012）。

経済発展という面では後発の強みを生かして新しい制度や技術などを取り入れ、先行する欧米諸国を追いかけるうえで、圧縮性は強みを発揮する⁹。一方で、圧縮的な変化は女性

⁸ 例えば、相馬（2012）は韓国で出生率の低下や家族形成の多様化（離婚や国際結婚などの増加）などが起きていることを踏まえて、家族に関して「圧縮的」な変化が起きていると指摘する。

⁹ 特に台湾、韓国は日本より遅れて重化学工業化に取り組んだにもかかわらず、日本を上回る速度で軽工業から重工業にシフトしている。こうした急成長を支えた産業構造の変化の速度に着目した渡辺（1982、2001）は、台湾、韓国は日本などの経験を圧縮して経

の就業と出生・子育ての両立という点ではマイナスとなる。古い考え方や制度と新しい考え方が混在する場合、社会全体が女性の出生・子育てと就業の両立を否定するものではないとしても、積極的に後押しする形にもならず、働く女性自身が両立のための責務を担う状態に追い込まれやすいためである¹⁰。「低出生率は、子どものいる家庭に優しくない社会経済制度に起因する」というマクドナルド（2008）の指摘は、日本、台湾、韓国に当てはまると考えられる。

本研究は、女性、夫、そして子どもに焦点を当てて、女性の出生・子育てと就業、およびその両立を支えることが期待される「子育て支援環境」の関係について、日本、台湾、韓国に関する比較分析を行う。ここでいう「子育て支援環境」とは政策的な支援策のみならず、子どもの祖父母の助力や民間が提供するサービスの活用など非政策的であっても両立を目指す女性の支援につながるものも含む。

1.2 先行研究

上述の通り、OECD 諸国の多くで女性の出生率と労働力率の相関関係が 1970 年代の負から 2000 年には正に転じているが、その背景について内閣府（2005）は女性の労働力率が上昇する過程で、男性を含めた働き方の見直しや保育所整備、男性の家事・育児参加などの固定的役割分担の見直し、雇用機会の均等など、女性が働くことと、子どもを生み育てることを両立し得る環境を整備してきた結果と考えられると指摘する。ただ、こうしたマクロレベルの関係はミクロの個人レベルで必ずしも成立する訳ではない (Luci-Greulich and Thévenon 2014)。なぜならば、津谷（2007）が指摘するように、国単位の出生率と女性の労働力率との関係はあくまで相関関係であり、因果関係を示すものではないからである。従って、出生力と女性の就業との間には「仕事と家庭の両立への政策的支援に代表される社会制度が介在しており、両者の関係を検証するには、政策的支援の影響を考慮しなくてはならない」（津谷 2007）。

その点を確認するには、ミクロデータを使った実証研究を行う必要がある。子育て支援環境、出生、女性の就業の 3 者は相互に影響を与えている可能性があり、出生と就業の両立に対して子育て支援環境が介在して支えているかどうかについて、一度にまとめて分析することはできない。そのため、本研究では、「子育て支援環境と出生」、「子育て支援環境と女性の就業」というように分解したうえでミクロ分析を行い、日本、台湾、韓国の 3 カ国について働く女性の視点に立って比較を試みる。

子育て支援環境が出生と女性の就業の双方に正の影響を与えるなら、子育て支援環境の

済発展を実現したと論じる。

¹⁰ 経済水準の上昇や働き方の変化、圧縮的な家族形成の変化の一方で、社会制度などは緩やかな変化にとどまるために様々なギャップが生まれてしまい、「ギャップによる負の影響は個人や世帯といったミクロレベルで抱えやすくなってしまふ」（可部 2015a）。

整備が下支えする形で、出生力と女性の就業は相互に正の相関を持つことになる。女性個人が手持ち資金でベビーシッターを雇ったり、子どもの祖父母に子どもの世話をしてもらったりすることでも、女性の出生・子育てと就業の両立は可能ではあるが、それだけであれば限られた人数にとどまってしまう。図 1-3 では日本、台湾、韓国は TFR（1.5 未満）と女性労働力率（65%未満）とがいずれも比較的低いゾーンに位置しているが、北欧などのように TFR も女性労働力率も高いゾーンに移行するには、子育て支援環境が出生と女性の就業の双方に正の影響を与える、すなわち、子育て支援環境が介在する形で出生・子育てと女性の就業がしっかりと正の関係を持つようになることが求められる。

3 カ国に関するマイクロ分析を行う場合、分析の単位を考える必要がある。まず、「子育て支援環境と女性の就業」については、個人単位の分析でも、保育サービスや育児休業などの子育て支援環境の利用が女性の就業の有無に関して直接的な影響を及ぼすという因果関係を想定することができる。これに対し、「子育て支援環境と出生」の関係はより複雑で、子育て支援環境の利用が出生の有無に関して直接的な影響だけでなく、他の要因を通じた間接的な影響を及ぼす可能性もあると考えられる。このため、個人単位では決定要因の分析が難しい可能性がある。そこで、「子育て支援環境と出生」については、地域単位のアグリゲートしたデータを用いて、子育て支援環境の整備が直接的であれ、間接的であれ、出生に影響を与えるかどうかという視点から分析を試みる。先行研究も、アグリゲートデータを用いた分析が蓄積されている。

以下では日本、台湾、韓国のマイクロレベルの先行研究を概観する。

まず、日本については早くから子育て支援政策がとられていることもあり、先行研究が豊富である。「子育て支援環境と出生」に関する実証研究については、高山他（2000）が 1985～1994 年における都道府県別の 25～29 歳の男女のデータ（サンプル数 470）をもとにした分析を行い、保育所定員数は出生率に正の作用をすとの結果を得ている。阿部・原田（2008）はより細かい行政単位である市町村別データ（サンプル数は 3234）に基づいて子育て支援政策の出生率に与える影響を調べた。保育環境の整備は両親が働きやすくなることで養育費用の低減効果があり、特に保育所の制約が厳しい都市部で大きな効果が期待できるとしている。

一方、「子育て支援環境と女性の就業」に関する分析では、滋野・大日（1999）が国民生活基礎調査の個票データ（1986、1989、1992、1995 年）と都道府県単位の保育サービスなどのデータを使って、6 歳以下の乳幼児と同居する世帯を対象に保育政策が女性の就業に与える影響を分析した（サンプル数 28200）。保育所定員率は就業促進的であるという結果を得た。森田（2002）は 1998 年に実施された就学前児童を持つ全国の母親 4500 人を対象にした調査を基に、保育政策と女性の就業の関係を分析した（サンプル数 1285）。その結果、認可保育所の供給量を増加させることは母親の労働供給、特に非正規の労働供給を促進することが確認された。

また、子育て支援環境の整備では保育所の拡充とともに、育児休業制度の活用も中心とな

る。育児休業制度の利用は女性の就業継続につながる（樋口 1994；樋口・佐藤 2010）。1993年に24～34歳だった女性を対象としたパネルデータ（1993～1997年、サンプル数5106）を使用して女性の結婚・就業選択と出生の関係を分析した滋野・松浦（2003）によると、育児休業制度のある雇用労働者は、第1子出生確率が約30.3～40.1%と、制度がない場合（12.6～19.9%）より高い。樋口・阿部・Waldfogel（1997）は1993年に24～34歳の女性1500人を対象に行った調査のデータをもとに、育休制度が出生後の女性の継続就業率に与える影響を調べ、有意に正の影響を見出した。ただ、坂爪・川口（2007）は育休制度の導入が出生確率を上昇させることは認めながらも、通常の労働時間が長い場合はその効果が小さいと指摘する。

次に、台湾については、「子育て支援環境と出生」に関する実証研究として、劉・鄧・唐（2009）が358の市町村データを用いて1980、1990、2001の各年を対象に分析を行い、都市化の進展や教育水準の向上といった社会経済上の構造変化が出生力の低下につながったと論じる。可部（2013）はこうした社会経済上の構造変化に加え、子育て支援環境の整備を含めた23県・大都市という地域単位の1990～2010年の年次データを使用し、支援環境整備の効果について分析した。保育サービスのうち、公立施設の利用比率が高まれば出生率に正の影響を与えるほか、出生や育児関連の休業制度も効果が認められたとしている。

「子育て支援環境と女性の就業」に関する分析では、黄・翁・黄（2009）が子どもを持つ女性の就業を保育サービスなどが下支えする点を示唆している。この研究は1980～2005年の労働力・活用に関する全国統計のデータをもとに、25～54歳の女性を対象に2変量分析とプロビットモデルによる多変量分析を行った（サンプル数は19893～23354人）。分析結果は6歳以下の子どもを持つ女性は、1990年代半ばから、子どもがいない女性に比した就業確率がプラスに転じることを明らかにしており、就学前の子どもがいる女性の就業には、女性に代わって子どもの面倒を見る人やサービスの存在が不可欠なことを示している。また、李・楊（2004）は子どもを持つ女性の機会費用の観点から、子育て支援環境の重要性を浮かび上がらせた。この研究は1980、1990、2000年に実施された女性の結婚・育児と就業に関する全国調査のデータを使用し、40～49歳の女性（サンプル数はそれぞれ3620人、3850人、5418人）を対象に、第1子出生を機に離職した場合に復職するまでの期間を調べた。その結果、1990年は23.6歳で離職し32.6歳で復職していたのが、2000年は24.3歳で離職して31.7歳で復職しており、離職期間が短くなっている。これは女性の教育水準の向上で離職に伴う機会費用の上昇を意味しており、より短期の復職を可能にする子育て支援環境に対するニーズの強さも物語っている。

韓国については、「子育て支援環境と出生」に関する実証研究として、Son（2018）が2001年から2014年までの230の地方自治体のデータを用いて、出産一時金や児童手当などの金銭的な支援策の効果を検証した。推計結果は子ども1人当たりの福利厚生額が1000万ウォン増えるとTFRが3.5%上昇することを示しており、これをふまえるとTFRを1.5以上に引き上げるには子ども1人当たり4400万ウォンが必要になる。推計対象期間中の1人当たり

平均所得が 2500 万ウォンで、2016 年の 2 人以上世帯の平均月収が 430 万ウォンであることを勘案すると、費用対効果の点で家族手当の支給は出生力向上のツールにはなりにくいと指摘し、女性の就業と子育ての両立を支援するサービスや制度などの重要性を示唆する。

「子育て支援環境と女性の就業」に関する分析では、曹（2010）は保育サービスに焦点を当て、母親の就業と保育費用の関係を調べた。2008 年に実施された全国調査のデータを用い、就学前児童を持つ有配偶女性 1888 人を対象に保育費用が女性の就業に与える影響を分析したところ、非正規職の女性に対して負に有意な影響を与えることが分かった。保育料の補助をする場合は、非正規職の母親に焦点を当てる必要があるほか、保育料が安い公立の割合を増やすことも提案している。

Brinton, Lee and Parish (1995) は台湾と韓国の女性就業に関する調査データを用いて、都市部の既婚女性の就業確率を多項ロジットモデルで分析した（台湾は 1989 年でサンプル数 1580、韓国は 1985 年で 1698 人）。末子の年齢別に雇用就業確率をみると、0～2 歳の末子を持つ韓国人女性が非就業となる確率が高く、末子の年齢の影響は韓国の方が台湾よりも強いと指摘する。この結果からも、3 歳以下の子どもを対象とする子育て支援の重要性が示唆される。

1.3 意義と期待される成果

Lutz, Skirbekk and Testa (2006) が指摘するように、低出生の罫ともいべきメカニズムがあるとした場合、低出生のメカニズムの作用を止めるためには、子どもを生んで育てることが支えられる環境が期待でき、それによって子どもの出生を望む親が増えること、そして子どもが生まれても必要な所得が確保できるという経済的安心感が不可欠といえる。言い換えれば、女性の高学歴化に伴う雇用労働力化の上昇を踏まえて、女性が働きながら子どもを育てるのを支える環境を整えることが必要となる。積極的な政策介入などで支援環境を整備することで、北欧諸国などのように TFR (1.5 以上) と女性労働力率 (65%以上) がいずれも比較的高いゾーンへの移行を目指すというのが、日本、台湾、韓国の 3 カ国および同じゾーンに位置する各国の共通した目標となる。

ただ、北欧諸国などと同じような政策を採ったり、類似の支援環境を整えたからといって、同様の効果が期待できるとは限らない。なぜなら、国によって社会経済面や人口面の構造変化が異なると、同じ政策を採っても期待される効果に差異が生じる可能性が考えられるためである。東アジアの 3 カ国は前述したように圧縮性という社会経済面での構造変化における特徴を持つほか、人口構造でも急激な変化と極めて低い出生率という特徴を共有しており、同じゾーンに位置する他の欧州の国々とも異なる。

本研究は、社会経済面や人口構造の変化が急激という共通点を持つ東アジア 3 カ国に焦点を当てるが、この 3 カ国には共通点だけでなく、相違点があることにも注意する必要がある。図 1-1 からは日本・台湾・韓国の TFR が 1.5 を下回るという極めて低い水準で共通する

ということだけでなく、出生率の変化は①タイミング②テンポ③マグニチュード(変化の幅)の点で日本、台湾、韓国の間には相違点があることも読み取ることができる。

表 1-1 が示すように、日本は台湾、韓国よりも人口構造の変化開始のタイミングが 10～20 年早かったが、その一方で、変化のスピードでは日本よりも台湾と韓国の方が速く、少子化前の時期の韓国は日本の 2 倍以上のスピードだった。また、TFR の変化の幅を年平均減少率でみると、台湾と韓国が日本よりも大きい。少子化前の時期の韓国や少子化期の台湾は日本の倍以上の変化幅だった¹¹。

表 1-1. 日本、台湾、韓国の人口構造変化の特徴：1950～2010 年

	日本	台湾	韓国
TFR 低下の開始タイミング	1950 年代	1960～70 年代	1960～70 年代
テンポとマグニチュード(変化期間と年平均減少率)			
少子化前の時期 (TFR が 4.5 割れ ～2.0 割れ)	27 年間、3.2% (TFR 4.4→1.91) [1948] [1975]	18 年間、4.6% (TFR 4.22→1.88) [1967] [1985]	12 年間、7.5% (TFR 4.12→1.74) [1972] [1984]
少子化期 (TFR が 2.0 割れ ～最低値)	30 年間、1.4% (TFR 1.91→1.26) [1975] [2005]	25 年間、3.0% (TFR 1.88→0.895) [1985] [2010]	21 年間、2.4% (TFR 1.74→1.08) [1984] [2005]

注：TFR の数値の下の [] 内はそれぞれ当該の年。区分となる TFR の水準として人口置き換え水準 2.07 ではなく、2.0 を使用した。

出所：筆者作成

急速な出生力の変動で低出生に直面する点では共通していても、人口構造が変化するタイミング、テンポ、マグニチュードが異なれば、対応策の導入時期や浸透度、さらには具体的な仕組みなどにも差が生じるということは、人口構造の変化と子育て支援環境の整備は裏表の関係にあることを示す。従って、政策導入などをして支援環境を整える場合も、より効果的な支援環境を目指すためには、背後にある人口変動の変化を把握しておくことが前提となる。本研究の特徴は、少子化に直面する日本、台湾、韓国について、社会・経済的な構造の変化のみならず、人口構造の変化も考慮に入れながら、子育て支援環境が女性の出

¹¹ まず、出生率低下の開始時期をみると、日本は第 2 次大戦後の 1947 年に TFR が 4.54 を記録した後、比較的緩やかなペースで出生率の低下が始まり、TFR は 1975 年以降、2.0 を継続して割り込んでいる。これに対し、台湾と韓国は 1960 年代まで TFR が 5.0 を超える水準だったが、1980 年代になるとそろって人口置き換え水準を下回った。

次に、台湾と韓国は少子化となるタイミングが日本より遅いだけでなく、出生率低下のテンポも日本より速い。少子化前の時期 (TFR が 4.5 割れ～2.0 割れ) で比べると、台湾は日本の 3 分の 2、韓国は半分以下の年数で推移している。少子化の時期 (TFR が 2.0 割れ～最低値) でも台湾と韓国は日本より短い時間で変化している。

さらに、出生率が低下する幅 (マグニチュード) も台湾と韓国は、日本より大きい。少子化前の時期では、台湾の TFR の年平均変化率は日本の 1.4 倍、韓国は日本の 2.3 倍で、少子化期でも台湾は日本の 2.1 倍、韓国も日本の 1.7 倍と変化幅が大きい。

生・子育てと就業の両立を下支えするかどうかについて、比較分析を行う点である。社会経済面の構造や人口構造の変化を踏まえることにより、3カ国の子育て支援環境における共通点や相違点が明確になり、導入政策や支援環境整備の効果についての議論や解釈にも役立つはずである。

少子化の程度が著しい3カ国に焦点をあてた分析は、これから少子化に直面しようとしている他の国々、特に経済成長を経験しつつ、将来の少子化への移行が予想されるアジアの国々にとって、先行例として有益な教訓になると期待される。社会経済面の構造や人口構造が異なれば、各国が進める子育て支援環境の整備でも他国と共通な面もあれば、その国特有の面も出てくるはずで、当該国にとってより効果的な支援環境を整える際に、施策や政策的な支援要素について取捨選択の参考になるはずである。

第2章以下の本研究の構成は、大きく2つに分かれる。前半は既存のアグリゲートされたデータに基づくコンテクスチュアルな背景分析であり、第2章、第3章が該当する。第2章では日本、台湾、韓国における社会経済面の構造変化について、経済成長や産業構造の変化などマクロからの視点に加えて、女性の教育や就業のような女性関連のミクロからの視点にも基づいて分析する。第3章では3カ国の出生力変動を調べるとともに、日本、台湾、韓国における人口・家族政策の変遷について概観する。出生力変動の時期などが異なれば政策対応のあり方にも影響が及ぶ点を念頭に置きながら、3カ国の出生力変動を踏まえた家族政策、すなわち子育て支援政策の詳細について、1990～2010年を中心に日本、台湾、韓国のそれぞれについて詳述する。

後半の第4～7章では3カ国における「子育て支援環境と出生」および「子育て支援環境と女性の就業」に関する実証分析を行い、第8章で分析結果をまとめる。第4章は、5章以下で行う地域レベルの時系列データ分析と個人レベルの多変量解析に関する分析の枠組み、データソースと変数の詳細を一括して示す。第5章は地域レベルの時系列データを使って、「子育て支援環境と出生」に関する分析を行い、日本、台湾、韓国の国ごとに分析するほか、3カ国プール分析も試みる。第6章は日本、台湾、韓国について個票データを用いて、働く女性の子育て支援制度の活用に関心を持って「子育て支援環境と女性の就業」について比較分析する。台湾と韓国については女性の就業と子育て支援制度の利用の同時性についても検証する。第7章は日本に焦点を当てて、子育て支援環境の利用と、出生後の女性の就業を子育て支援環境が後押しするかどうかについて分析する。就学前期の子どもの各歳別の保育所利用データ（人年データ）を用いて、各歳別の保育所利用の分析を行うほか、育児休業制度の利用と職場復帰の可能性についても分析を行う。第8章で、第5～7章の分析結果をまとめ、子育て支援政策の効果について政策的含意を述べる。

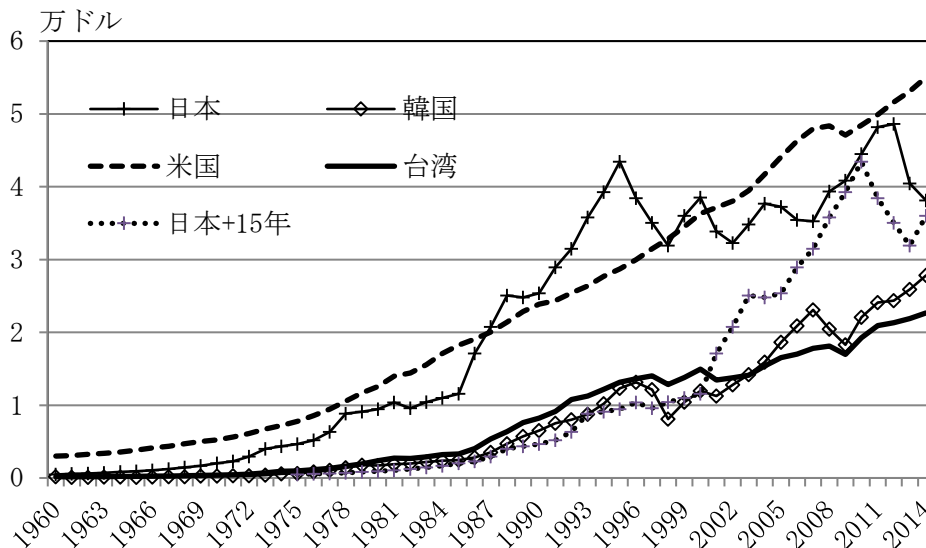
第2章 日本、台湾、韓国の社会経済面の構造変化

第2次大戦後に日本、台湾、韓国は急速な経済発展を遂げ、産業構造も大きく変わった。経済の急発展によって国民の生活水準は向上し、社会全体が豊かになっていったが、それを支えたのが教育の浸透であり、教育を受けた労働者の増加である。本章ではまず、経済発展やそれに伴う産業構造の変化に加え、東アジアの伝統的家族観など社会経済面についてマクロ的観点から日本、台湾、韓国の状況を概観する。続いて、女性に焦点を当て、教育と就業についてミクロ的観点から3カ国の状況を説明する。

2.1 3カ国の社会経済面のマクロ的概観：経済発展と産業構造の変化、東アジアの伝統的家族観

戦後の経済の急成長では日本がまず1950～1960年代に先行し、台湾と韓国は1960～1970年代に追随した。図2-1が示すように、1人当たりGDPで見ると、日本が3カ国の中で先行して上昇傾向になり、米国の水準に接近していった。日本のデータを15年後ろにずらして図示すると、台湾と韓国とほぼ重なるため、日本と、当時NIEs（新興工業経済群）と呼ばれた台湾・韓国の経済成長の時間差は15年程度だったといえる。

図2-1. 日本、台湾、韓国の1人当たりGDPの推移：1960～2015年



資料：世界銀行の『World Development Indicators オンライン』（2017年1月15日アクセス）。台湾は行政院主計総処『総体統計資料庫』（2017年1月15日アクセス）。

表2-1は経済成長率を10年単位でみたものである。日本の高度成長（1955～1972年）は「耐久消費財の普及、人口移動と世帯数の増加を基底として、旺盛な設備投資によってもた

らされた」(吉川 2012) もので、経済企画庁 (1960) は「投資が投資を呼びあつていく構造的な連関効果が強まったこと」が設備投資を成長的に拡大させる作用をしたと指摘する。その意味で、戦後の高度成長は「国内需要主導であった」と吉川 (2012) は指摘する。台湾は黄金の 1964～1973 年と呼ばれる時期が成長期にあたり、2 桁の成長率を記録し、物価も安定したインフレなき成長をとげた (隅谷・劉・涂 1992)。その特徴は「外資を導入し、低賃金労働を土台に…輸出加工産業と対外産業の発展を推進」したほか、「その担い手が民間の中小企業である」(隅谷・劉・涂 1992) ことだった。

一方、1960 年代に始まった韓国の高成長は漢江の奇跡と呼ばれ、当時の朴正熙政権の開発政策が主導した。その特徴は、「①政府主導の経済建設により、②外資導入も含めて政策金融を梃子に産業振興を図り、輸出主導型工業化を推進する」(野副 2009) というものだった。さらに、都市農村間の所得格差を短期間で解消させるセマウル運動 (新しい村づくり運動) を展開するとともに、1973 年から重化学工業化政策をとって輸出のさらなる増加を促した (野副 2009)。

表 2-1. 日本、台湾、韓国の経済成長率 (%) の推移 : 1950～2015 年

	日本	台湾	韓国
1950～1959 ^a	7.7	8.7	5.8
1960～1969	10.1	10.1	9.4
1970～1979	4.6	10.7	10.5
1980～1989	4.5	8.5	9.9
1990～1999	1.0	6.7	6.7
2000～2009	0.3	3.5	4.2
2010～2015	1.0	2.6	3.0

注 a : 日本は 1955～1959 年、台湾が 1951～1959 年、韓国が 1953～1959 年。

資料 : 日本の 1970 年代までは内閣府『国民経済計算』1990 年基準 (1968 SNA)、1980 年代と 1990 年代は同 2000 年基準 (1993SNA)、2000 年代は同 2011 年基準 (2008SNA)。台湾は行政院主計総処『総体統計資料庫』。韓国は韓国銀行の『国民計定』。(いずれも 2019 年 10 月 30 日アクセス)

経済成長の進展とともに、第 1 産業の人口は減少の一途をたどり、日本では 1990 年に産業人口全体の 10% を割り込んだ。1970 年時点では第 1 産業の人口が全体の半分近くを占めていた台湾と韓国も同様で、2010 年にはいずれも 10% を下回っている。代わって、第 2 次産業が 3 カ国とも 30～40% を占めるようになった。さらに 1990 年ごろから第 3 次産業の人口増が目立つようになり、2010 年には 3 カ国とも全体の 60～70% を占めており、サービス産業が製造業とともに、経済のけん引役を果たしていることを示している (表 2-2)。

また、産業人口の構成変化と歩調を合わせるように、都市部への人口の集中度も増している。国際連合によると、日本では都市人口比率が 2010 年には 9 割を超えており、1970 年から 20 ポイント近く上昇している。一方、台湾と韓国の都市人口比率の急激に上昇しており、

1970年には30～40%だったのが、2010年には台湾が70%台、韓国も80%台にのせている（表2-3）¹²。

表2-2. 日本、台湾、韓国の産業別就業人口比率（%）の推移：1970～2015年

	日本			台湾			韓国		
	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
1970	19	34	47	44	15	40	50	17	32
1980	11	34	55	20	42	38	34	29	37
1990	7	33	59	13	40	47	18	35	47
2000	5	30	65	8	37	55	11	28	62
2010	4	25	71	5	35	60	7	24	69
2015	4	25	71	5	35	60	5	25	70

注：小数点以下は四捨五入しているため、合計が100にならない場合もある。台湾、韓国の2次産業には建設業、3次産業には電気・ガスを含め、日本の国勢調査の産業分類にそろえた。

資料：日本は総務省統計局『国勢調査』、台湾の1970年は行政院主計処『労工統計年報』1976年版で、1980年以降は行政院主計総処『人力資源調査統計年報』2018年版。韓国は統計庁『経済活動人口調査』各年版。

表2-3. 日本、台湾、韓国の都市人口比率（%）の推移：1970～2014年

	日本	台湾	韓国
1970	71.9	34.4	40.7
1980	76.2	49.1	56.7
1990	77.3	66.3	73.8
2000	78.6	69.9	79.6
2010	90.5	74.7	81.9
2014	93.0	76.0	82.0

注：World Urbanization Prospects では2014年版の次に2018年版を発行している。

資料：国連『World Urbanization Prospects: The 2014 Revision』

¹² 国連のWorld Urbanization Prospects で採用している都市の定義は以下の通り。日本は市（人口5万人以上、60%以上の家屋が市街地に集中、60%以上の人口が製造業や商業など都市型のビジネスに従事—といった条件を満たす地方自治体）、韓国は都市行政区域（洞）、台湾は以下の3つの条件のうち1つを満たす地域（①人口の70%が非農業部門に従事し、1平方キロメートル当たりの人口密度は300人以上②1平方キロメートル当たりの人口密度は2000人以上③少なくとも以下の施設のうち3施設がある〔地方行政府、警察署かその分署、鉄道かバスの停留所、公立の小中学校か高校、郵便局、病院かクリニック、映画館〕）。

東アジア 3 カ国の経済成長や産業構造の転換の背景には、労働力の増加や教育の浸透が挙げられる。男性のみならず、女性の高学歴化や雇用労働力化の動きも著しいのが 3 カ国の特徴である。教育や労働における女性の行動の変化をみる前に、東アジアに根強い伝統的な家族観の変化についても簡単に触れておく。社会の価値観が変わらなければ、人間の行動は古い価値観の制約を受け続けるが、新しい価値観が広まってくれば、行動が変わったり、行動の幅が広がったりするからである。

3 カ国を同じ土俵で比較することができる調査として、World Values Survey（世界価値観調査）がある¹³。第 6 次調査（2010～2014）では、子育てに関連する質問として母親の就業が子どもに与える影響を尋ねている。

表 2-4. 日本、台湾、韓国における母親の就業に関する考え方：2010～2014 年

(回答)	質問：母親が就業すると子どもが苦勞する		
	日本	台湾	韓国
強く同意する	1.3	1.8	11.4
同意する	14.0	14.9	43.8
同意しない	48.3	69.1	34.8
全く同意しない	7.0	10.4	9.5
無回答	0.0	0.1	0.4
わからない	29.3	3.7	0.0
(N)	(2443)	(1238)	(1200)

注：男女合計。母親の就業が子どもに与える影響についてのデータ収集年は日韓が 2010 年、台湾は 2012 年。

出所：『World Values Survey』（世界価値観調査）の第 6 次調査（2010～2014）

母親の就業が子どもに影響を与えるかどうかに関連して、母親がお金のために働くと、子どもに迷惑がかかると考える男女の割合は、韓国では過半数を超え、日本と台湾でも 15%程度に達した（表 2-4）。韓国では女性のみでみても過半数を超えている。Chin et al.（2012）は韓国において伝統的な性役割の考え方は依然根強く、女性の稼ぎは補助的な所得とされるうえに、従業上の地位とはかかわりなく、家事と育児の主たる責任を取ることが期待されていると指摘する。

韓国に比べると、女性の就業に対する理解がありそうに見える台湾でも、実際に子どもの世話をするとすると、子どもが小さい時には親が面倒をみるという考え方が根強い。表

¹³ World Values Survey の詳細は以下の通りである。Inglehart, R., C. Haerpfer, A. Moreno, C. Welzel, K. Kizilova, J. Diez-Medrano, M. Lagos, P. Norris, E. Ponarin & B. Puranen et al. (eds.). 2014. World Values Survey: Round Six - Country-Pooled Datafile Version: <http://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWV6.jsp>. Madrid: JD Systems Institute. (2019 年 11 月 1 日アクセス)

2-5によると、就学前の子どもを1人以上持つ女性に対して「誰が主として子どもの世話をしているのか」を尋ねたところ、子どもが3歳未満の場合は5割が女性ないしは夫という回答だった。

塘他（2005）は日本、韓国、台湾などアジア諸国の1960年代（一部1970年代）と2000年に発行された小学校の国語の教科書を対象に、親役割と育児行動に関する性役割について分析し、40年経過しても変わらずに残っている点があると指摘する¹⁴。

表 2-5. 女性の学歴別にみた就学前児童の世話をする人の割合（%）：2006年の調査時点で50歳以下で、子どもが1人以上いる有配偶台湾人女性

	3歳未満					3歳以上6歳未満				
	中卒以下	高卒	短大卒	4年制大卒以上	Total	中卒以下	高卒	短大卒	4年制大卒以上	Total
女性か夫	74.6	56.2	36.3	26.0	49.2	46.8	29.0	24.5	11.0	28.2
子どもの祖父母	22.2	36.3	48.7	46.5	38.7	12.9	16.9	23.1	19.9	17.9
その他の親戚	0.6	1.3	1.6	1.0	1.2	0.0	0.4	0.9	0.6	0.5
外国人の労働者	0.0	0.1	1.0	1.4	0.5	0.0	0.0	0.9	0.6	0.3
保母やベビーシッター	2.3	5.7	11.8	23.9	9.8	0.0	2.0	1.4	8.3	2.6
職場の保育所・幼稚園	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2	0.9	1.7	0.6
公立保育所・幼稚園	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	15.6	11.8	9.0	7.2	11.1
私立保育所・幼稚園	0.3	0.3	0.4	1.0	0.4	24.7	39.8	39.2	50.8	38.9
(N)	(351)	(1008)	(491)	(415)	(2265)	(186)	(510)	(212)	(181)	(1089)

資料：行政院主計処『女性の結婚・育児と就業に関する調査』2006年版

次に、労働市場に参加している女性と夫の間で、家庭内の家事や育児の分担について考察する。津谷（2007）は仕事と家庭の両立を容易にするのは、直接的な政策支援や雇用の柔軟化だけではなく、「家庭内のジェンダー関係の変化、特に男性の家事・育児への参加も重要である」と指摘する。仮に就業という点で男女平等が成立するとしても、育児や家事などの家庭内労働で男女平等が成り立たなければ、働く女性の負担は大きくなるためである。

日本、台湾、韓国の有配偶の男女を対象に2000～2006年の家事・育児の時間を示したのが表2-6である。日本では妻は夫の8倍の家事時間をこなし、末子が6歳未満の場合の育児時間でみても夫の4.5倍と、子どもの年齢にかかわらず重い負担を抱えている。台湾

¹⁴ 塘他（2005）によると、教科書に登場する母親像は、日本については「育児は母親の役目」という考え方が40年たっても変わらずに存在するという。台湾も、1960年版と2000年版のいずれも母親が「実際的な世話をする」姿が母親の育児行動全体の約6割を占める。韓国についても「40年間変わらない性役割分業が教科書の中で提示されている」と塘他（2005）は指摘し、「チプ」（家の意味）の継承をするかもしれない息子に対して、ご飯を作ってあげることが母親の役目であることに変化はなく、外で仕事をするようになっても家事から解放されない女性の現実を象徴すると論じている。

でも妻は家事・育児の合計時間で夫の 4.2 倍をこなしている¹⁵。韓国も妻の家事時間は夫の 8.4 倍、育児が 4.8 倍と、日本とほとんど変わらない。

このように、日本、台湾、韓国のいずれも家事・育児にかかわる時間配分で男女差は大きく、フルタイム勤務している女性の場合は、家事・育児の時間は「セカンド・シフト（第 2 の勤務）」ともいうべき重い負担となっている。

表 2-6. 夫と妻の 1 日当たりの家事・育児時間：日本（2006 年）、台湾（2000 年）、韓国（2004 年）

	日本（2006 年）		台湾（2000 年）		韓国（2004 年）	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
家事	29 分	4 時間			25 分	3 時間 30 分
育児（末子が 6 歳未満）	39 分	2 時間 54 分				
家事・家族の世話・子育て			46 分	3 時間 14 分		
家族の世話					14 分	1 時間 7 分

注：日本は 20 歳以上の子どもがいる世帯の 1 週間全体の平均。韓国は 20 歳以上で、平日・週末を平均した 1 日当たりの時間。台湾と韓国は家族の世話という表記になっており、高齢者の世話をすることも含まれる可能性があるが、ここでは育児に代表される時間とみなす。

資料：日本は総務省統計局『社会生活基本調査』2006 年版、台湾は行政院主計処『台湾地区社会発展趨勢調査報告：休閒（レジャー）生活・時間運用』2000 年版、韓国は韓国統計庁『生活時間調査』。

2.2 3 カ国の女性に関するミクロ的概観：教育と就業の観点から

2.2.1 教育面での変化

日本、台湾、韓国はいずれも第 2 次大戦後に急速な経済成長を遂げたが、要因の 1 つとして世界銀行（1994）は初等・中等教育の普及を挙げ、経済効率を高めて所得分配を改善する手段として機能したと分析する¹⁶。初等・中等教育の普及はマクロの経済成長につながり、その一方で、経済面での成長は教育を受けた個人にも雇用の機会や生活水準の上昇といった恩恵をもたらした¹⁷。そして経済発展を実現した 3 カ国は、国際競争で勝ち抜くことを目

¹⁵ 「台湾社会はつねに男女に対する期待が異なっており、これにより“男は外で女は内”という考え方が伝統的な性役割分担のモデルとなっている」と李・王（2013）は論じる。

¹⁶ 世界銀行（1994）は、韓国とベネズエラのケースを比較し、ベネズエラが 1985 年の教育予算の 43% を高等教育に回したのに対して韓国は 10% である一方、（高等教育への支出を除いた）基礎教育への公的支出の GNP 比では韓国（2.5%）がベネズエラ（1.3%）を上回るとして、韓国における基礎教育の充実ぶりに着目した。

¹⁷ 世界銀行（1994）によると、韓国は第 2 次世界大戦直後、初等・中等教育の拡充に向けて大量の投資を行い、1960 年代半ばの輸出振興政策は教育を受けた労働者の需要を拡大させるとともに、最初の卒業生に多くの職を提供することで、戦後の教育推進からの利益を享受させた。

指して、より高い教育、すなわち高等教育にも力を入れるようになり、高等教育熱が顕著になっていった。

3カ国において、教育の普及は性別を問わずに広がっており、世界銀行（1994）は初等・中等教育における男女間の就学率の格差を縮小させたことで、よりよい教育を受けた女性が、よりよい教育を受ける子どもを育て、基礎教育における公共支出を補完したと論じる。

以下では3カ国の教育の推移を見るうえで、まず初等・中等教育に焦点を当て、次に高等教育を概観し、最後に女性の高等教育への進学に関する変化を眺めてみる。

最初は日本である。吉川（2012）は初等・中等教育を受けた若者が日本の高度成長を支えた様子について、「高度成長の直前1950年には、女子の3人に2人、男子でも2人に1人は中学を出ると働き始めた」と記す。1947年の教育基本法・学校教育法により、日本の義務教育は9年（小学校6年、中学校3年）と規定されており、義務教育を終えた中卒者は経済成長の担い手となっていった。

その後、1950年代後半から60年代になると、鉄鋼業などで最新設備を操作する必要性など国際競争を見据えて、高卒の採用方針が打ち出されるようになってきた¹⁸。1960年代から70年代中頃にかけては高等教育が急激に拡大したが、そこには産業界の雇用する側のプル要因、需要側のプッシュ要因など諸要素の複合的・相乗的效果があった（市川1995）¹⁹。なお、高等教育が拡大基調にある中で、表2-7aの男女別進学率で見ると日本の男性の大学・短大進学率が1990年に落ち込んでいるのは、文部省（現文部科学省）が1975年度から2000年度までの高等教育計画で、大学等の新增設について抑制的に対応したほか、1976年に実践的な職業教育や専門的な技術教育を行う専修学校制度をスタートさせ、高卒者の進学先として専修学校を位置付けようとしたためである²⁰。

高等教育においても、女性の進学率は急速に上昇していった。進学率が急増した時期は1960年代半ば～1970年代と、1980年代後半以降の2度あり、前者は短大への進学率上昇、後者は4年制大学への進学率の上昇によってもたらされた。広井（2005）によると、1960年時点では女性の大学進学率は低く、ごくわずかなエリート向けという位置づけだった。1950年に発足した短期大学への女性の進学率は、1955年には女性の大学進学率を上回ったが、1990年代になると大学進学率は急速に伸び、「大学よりも短大へ」という女性の進学についての考え方が変わってきた²¹。

¹⁸ 吉川（2012）は『日本労働協会雑誌』1982年3月号を引用して、この時期の社員採用の動きの中で、高卒採用の方針が確立したケースを紹介している。

¹⁹ 市川（1995）によると、大学進学率上昇のプル要因は、産業や職業の構造の高度化、技術革新などで勤労者に求められる知識・技術・技能などの条件が高度化すれば、それを具備した者は優遇されるが、そうした技能習得や効率的に学習する潜在能力を持つことを証明する必要があり、高校や大学への進学希望者が増大したという。プッシュ要因としては家計収入の増大や家計の選好の変化により、上級学校への進学需要が増大した。

²⁰ 男性の4年制大学進学率が停滞・低下した1970年代半ばから1990年代初めまでは、入学難で進学を諦めざるをえなかった高校生たちが専修学校を選択した（市川1995）。

²¹ 短大への進学率は1990年代後半以降に低下し、男性と同様の高等教育が求められるよ

丸山 (1995) は、男性の進学率は 1975 年以降減少し、1990 年に歯止めがかかって 1991 年から再上昇するという変化を示すのに対し、女性の進学率は 1975 年から 10 年間はほぼ一定で、1980 年代半ばから急激に上昇していると指摘する。1989 年には、女性の進学率は男性を初めて上回り、その後も超え続けている。

次に台湾の教育状況をみてみよう。

台湾の義務教育は第 2 次大戦後の学制改革で当初、小学校の 6 年間だったが、1968 年度 (1968 年 8 月～69 年 7 月) から、中学を含めた 9 年間に変更となった (塘 2005)。1960 年代後半に新しい制度 (9 年義務教育) が導入された背景には、当時の台湾では工業の高度化に伴って中卒需要が増大していたことが挙げられる (隅谷・劉・涂 1992)。台湾の工業化を主導した雑貨産業を例にとると、この産業は単純労働集約型とはいえ、規律正しい共同作業や一定水準の品質管理を要したほか、台湾の企業は最新の機械設備を積極的に取り入れる傾向があり、それらを使いこなすには、ある程度の教育を受けた労働者が必要とされたためである (谷浦 1988)。

1960 年代になると、教育政策は技術力のある労働力の育成を重視して普通高校の設置を制限する一方で、技術教育部門を強化するという教育政策が採られた。1977 年以前は普通高校と職業高校の学生の比率は 3 対 7 であった (蔡 2004)。孫 (2007) によると、このような政策が採られた理由は、経済発展に必要な技術系の人材を育てることと、大学進学者数を絞ることで大学進学競争を緩和することだった。普通高校と職業高校の学生比率については、産業界から高等教育を受けたエンジニアの需要が増えるなど状況の変化を受けて政策を転換し、2000 年に入ると 46 対 54 という比率になった (蔡 2004)。

1990 年代に入ると台湾でも高等教育機関の数が急増した。1950 年の時点では高等教育機関は 7 校 (大学 1 校、独立学院 [学部が 2 つ以下] が 3 校、専科学校 [応用科学を学ぶ 2～3 年制の短期大学] 3 校) しかなかったが、1990 年には高等教育機関は 120 校を超え、大学も 21 校となった。主要な要因は 1980～90 年代に産業の高度化や転換が求められるようになり、高等教育政策も変わったためである。1996 年の法改正で、2～3 年制の独立学院が大学に衣替えしたほか、専科学校も独立学院に昇格してさらに大学になるなど、技術系の教育機関が科学技術系の大学に転換していった (杜 2011)。2007 年には大学数は 100 校に達しており、こうした大学数の急増は、これまで不足気味だった高等教育を受けた人材が逆に過剰を懸念されるようになった (孫 2007)。

かつては教育を受ける女性の割合は男性に比べて低く、1956～1966 年の平均教育年数は女性が 10.93 年と、男性 (11.89 年) を 1 年下回っていた。1968 年に義務教育が中学まで延長されたことで男女間の格差は改善されたものの、平等とはいえなかった。高等教育の質の向上のために 1972 年から凍結されていた私立の高等教育機関の設立が 1985 年に解除されたころから、高等教育が広がりを見せるようになったことが男女平等化を促した²²。その結

うになってきた (河野 2009)

²² Kuo (1983) は統一試験の実施により、高等教育の機会の競争は貧富にかかわらず

果、男女間の教育の平等が進むようになり（蔡 2004）、18～21 歳の高等教育機関の在学率では、1995 年に女性が 40.4% となって男性（38.5%）を上回った。その後も一貫して女性の高等教育機関の在学率は男性を上回っている。

最後に韓国について概観する。

韓国では、教育法の規定に基づいて 1950 年 6 月に施行された 6 年制義務教育の計画はわずか 1 年後に起きた朝鮮戦争によって挫折するなど厳しい経験を強いられながらも、初等・中等教育が急速に普及していった。学齢児童の就学率は 1959 年には 96.4% に達し、中等・高等教育も、1960 年には中学校及び高校（人文系、実業系）を合わせると、第 2 次世界大戦直後に比べて学校数は約 10.3 倍の 1693 校、生徒数は約 12 倍の 79 万人と驚異的な増加を示した（阿部 1972）。1984 年には教育法の修正で義務教育年限がそれまでの 6 年から 9 年（6～15 歳）に延長された²³。

高等教育熱も盛んで、大学生の増加は 1980 年代に入って加速した。これは 1970 年代後半の高度成長の時期にいわゆる「高級人材」の逼迫と、それに伴う労働力移動の量的拡大を受けて、政府が大学増設と既存大学の定員増に積極的に取り組んだためである（服部 1987）。韓国の場合、「1960 年代に始まる急速な都市化と産業構造の転換、そして何よりも学歴によって就業職種が分断され、賃金格差も大きい」（出羽 2005）という事情が学歴への意識を高めた。学歴ごとに初任給の水準が大きく異なるだけでなく、「高卒以下では昇進はあまり望めない」（服部 1987）ということも加わり、「より高い学歴へ、また、同じ学歴であってもできることならば、少しでも良い学校へという願望の存在を表す」（服部 1987）ようになった。

このように、「伝統的な教育重視の思想に加え、学歴が個人の将来の社会的地位を左右するという状況下で、世界有数の高等教育普及率が達成された」（出羽 2005）²⁴。1979 年には短大を大学に昇格させる教育法の改訂に伴い、大学の入学人員が拡大されたことで、女性の入学者の増加にも拍車をかけた²⁵。学歴による経済的効用は女性でも大きい、金（1993）

可能になった点を挙げる。これにより、貧しい家庭からも多くの割合の学生が大学に進学する可能性が生まれたと指摘する。

²³ 財政確保の関係上、早期の全国実施は先送りされ、島嶼へき地、郡地域などについて延長分（中学校 1～3 学年）に関する無償の義務教育が段階的に導入され、2004 年 3 月から完全実施となった。義務教育化が遅れた要因は、1995 年時点で中学進学率が 99% を超えていたため、中学義務教育を市地域にまで適用範囲を広げて全国に拡大しても、莫大な財政負担がかかる割には、それ以上の教育機会の拡大という効果は得られないという反対が財政当局から出ていたことが挙げられる（出羽 2005）。

²⁴ 本人の年齢が学齢を超えている場合は、「子女に高等教育を受けさせることで、いわば世代をまたがって「上昇」する希望が残されている。韓国の教育熱は、まさにこうした人々の「上昇」志向がきわめて強いからにほかならない」（倉持 1987）。

²⁵ 金（1993）によると、韓国の高等教育の量的拡大の過程は、1950 年代の第 1 次拡大期、1960、1970 年代の抑制期、1980 年代の第 2 次拡張期に分かれる。1950 年代にいったん解放された教育機会は、高学歴出業者の累積と教育の質的低下のために、1960、1970 年代に高等教育の統制政策が敷かれ、大学入学志願者の 2 人に 1 人しか大学に入学できな

は高等教育を受けた女性の就業があまりみられないことから、高等教育を受けた女性が専業主婦となり、子どもに全面的な関心を注ぐ母親となって子どもの学歴競争を支援し、学歴による社会移動上昇の可能にするという見方を示す。すなわち、「賢母良女性」という従来からの性役割分担を維持しながら、それに適応的に寄与する、という女性像が背景にあると指摘する。

表 2-7a～c をみると、台湾と韓国における女性の高等教育への進学率が 2000 年ごろから急速に高まっていることがうかがえる。比較的長い時間をかけて女性の高等教育進学のおそ野を広げてきた日本とは対照的で、2000 年から 2010 年にかけて高等教育への進学率では相次いで日本を追い抜いていった。また、高等学校の進学率も台湾と韓国は 99.0%以上であり、このことから、男女を問わず、大学などの高等教育を受けるのが当たり前という社会になっていることがうかがえる。

い状況になり、「再修生」と呼ばれる浪人が蓄積された。1979 年に 2～3 年制の短期高等教育機関でもあった「専門学校」「看護専門学校」を一挙に「大学」に昇格させる教育法の改訂が実施された。これにより大学入学人員が拡大した。

表 2-7a. 日本における男女別にみた高校および短大・大学への進学率 (%) : 1970～2015 年

	高校		短大・大学	
	男	女	男	女
1970 年	81.6	82.7	29.2	17.7
1980 年	93.1	95.4	41.3	33.3
1990 年	93.2	95.6	35.2	37.4
2000 年	95.0	96.8	49.4	48.7
2010 年	96.1	96.5	57.7	56.0
2015 年	96.2	97.0	56.4	56.6

注：①短大・大学への進学率(過年度高卒者等を含む)は大学の学部・短期大学の本科への進学者数を3年前の中学校卒業生・中等教育学校前期課程修了者数で割った値。

②高校進学率は、通信制課程(本科)への進学者を除く。

資料：文部科学省『学校基本調査 年次統計』各年版

表 2-7b. 台湾における男女別にみた高校および短大・大学への進学率 (%) : 1970～2015 年

	高校		短大・大学	
	男	女	男	女
1971 年	68.8	70.8	-	-
1980 年	63.1	67.5	-	-
1990 年	81.4	88.1	12.6	14.9
2000 年	94.5	96.2	32.3	37.6
2010 年	97.8	98.5	65.0	68.0
2015 年	99.5	99.7	66.7	71.3

注：①短大・大学への進学率は4年制大学、2～3年制大学の入学者数を3年前の中学校卒業生で割った値。

②短大・大学への進学率の算出には、普通高校と職業高校の高等教育進学率のデータが必要だが、職業高校の進学率データは1987年以降しか開示されていない。

③台湾の高等教育は4年制大学(「大学」(学部が3つ以上)、「独立学院」(学部が2つ以下))、2～3年制の短大(「専科学校」(中学卒業生向けは5年制))がある。専科学校は応用科学を学び、技術人材の養成が目的(小笠原・林 1989)で、修業年限では日本の短大に類似するものの教育内容は異なる。

④高校進学率は、実業技能課程や5年制課程などへの進学者を含む。

資料：教育部『教育統計』各年版

表 2-7c. 韓国における男女別にみた高校および短大・大学への進学率 (%) : 1970～2015 年

	高校		短大・大学	
	男	女	男	女
1970 年	67.5	66.4	17.5	19.0
1980 年	88.5	79.8	18.0	15.7
1990 年	93.4	90.2	28.7	25.5
2000 年	98.6	98.5	65.4	60.6
2010 年	98.5	98.5	72.2	75.7
2015 年	99.0	99.1	63.8	71.5

注：①短大・大学への進学率は大学・短大への入学者数(教育大学、専門大学、各種学校への進学を含む)を3年前の中学校卒業生で割った値。

②韓国の高等教育には大学校(university)、教育大学(univ. of education)、専門大学(junior college)、産業大学(industrial university)などがある。専門大学は修業年限では日本の短大に類似するが、教育内容は異なる。

③1980年の高校進学率は人文系高等学校と実業系高等学校への入学者の合計から算出。

④高校進学率にはその他の学校は含まない。

資料：教育部『文教統計年報』、同『教育統計年報』各年度

2.2.2 就業面での変化

2.2.1 でみたような女性の高学歴化に伴って、女性の労働力化が進んでおり、3カ国において女性が社会で活動する幅が大きく広がった。この点は労働力率の時系列の変化が明確に示している（図 2-2a～c）。

3カ国の女性の労働力率の推移を1970年から2015年の期間で見ると、1990年ごろから20歳代後半から30歳代後半までの値が上昇していることが分かる。例えば、25～29歳の労働力率は1970年では30～40%程度に過ぎなかったが、その後は大幅に上昇した。その結果、2010年には日本の20歳代後半から40歳代前半までの女性労働力率はほぼ70%を超え、台湾も似たような水準まで上がった。韓国は2010年で25～29歳だけが70%程度と水準はやや低い、1990年の水準に比べればかなりの上昇幅といえる²⁶。

1970～1980年ごろは3カ国の年齢別労働力率はM字カーブを描き、結婚・出生の時期に低下して、育児がひと段落した時期に再び上昇するという傾向があった²⁷。しかし、年を追うごとに全体的に各年齢層で労働力率が上昇するとともに、かつては低下が目立っていた25～29歳や30～34歳の年代での上昇がみられるようになったことで、M字の谷の部分は浅くなっている²⁸。

労働力率のピーク年齢も2000年までは（台湾は1990年まで）20～24歳だったが、その後、25～29歳に移行している²⁹。一方、40歳代以降の年齢が高い層をみると、日本は2010年で70%を超えているが、台湾と韓国では60%台とやや低い。このため、台湾では40歳代以上の女性の労働力率を引き上げて女性の再就業をさらに後押しする必要性が議論されている。

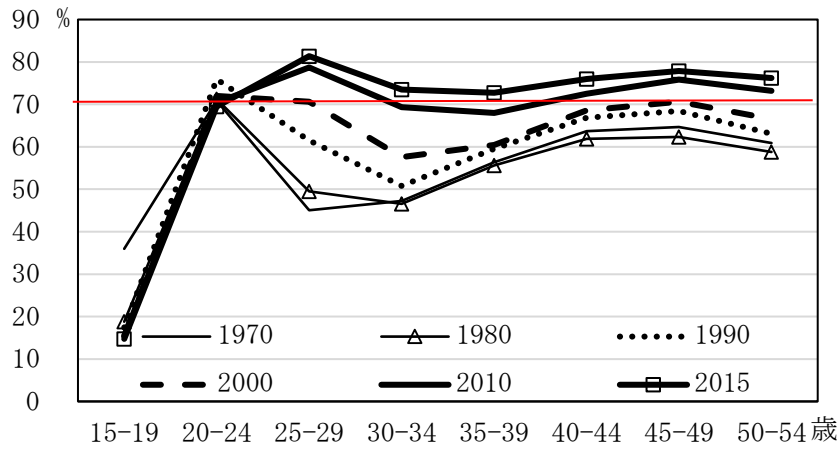
²⁶ 韓国では2010年に25～54歳の女性の労働力率が62%と1990年の54%より上昇したが、OECDでは3番目に低い水準になっている。労働市場から退出する理由として、結婚や出生・育児に加えて、収入や労働条件の面で満足できる仕事が見つからないという点を挙げる女性も少なくない（Lee and Baek 2014）。

²⁷ 日本では産業構造の重心が第1次産業から第2次産業に移ると、労働者全体の雇用労働力化が進み、職場と住居が分離して、家事や育児責任を持つ既婚女性が就業を継続することは難しくなった。また、高度成長期に、男性雇用者の賃金が急速に上昇し、結婚すれば女性が働かなくても生計が成り立つようになり、女性の自発的な結婚退職も増えるようになった（武石 2009）。

²⁸ 台湾の女性の年齢別労働力率は1980年ごろはM字型をしていたが、2003年ごろから逆U字型に転換した（張 2005）。韓国では20歳代の女性の労働力率は1990年代には低かったが、高学歴化に伴って上昇し、2012年以降は20歳代の男性を上回る（Cho 他 2017）。

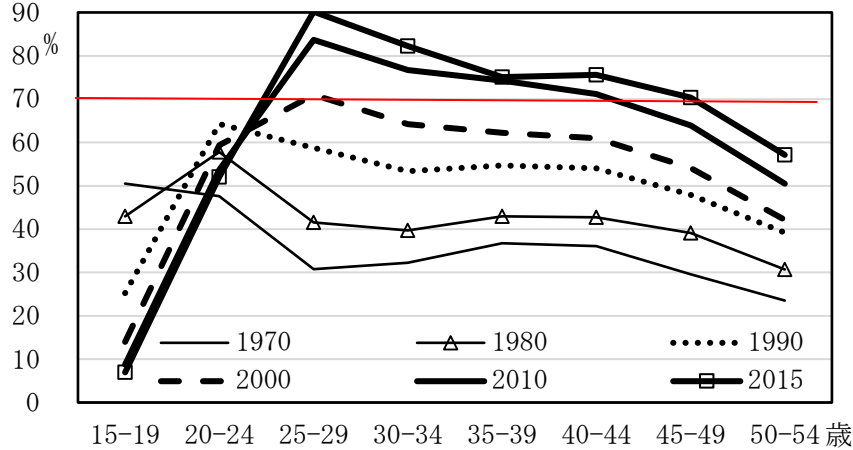
²⁹ 台湾では女性労働力率が1970年、1980年代に15～19歳と20～24歳での高さが目立ったが、その背景には労働集約型の産業の成長で雇用機会が増大したことと、15～24歳の女性人口の拡大があった（Kuo 1983）。

図 2-2a. 日本人女性の年齢別労働力率 (%) の推移：1970～2015 年



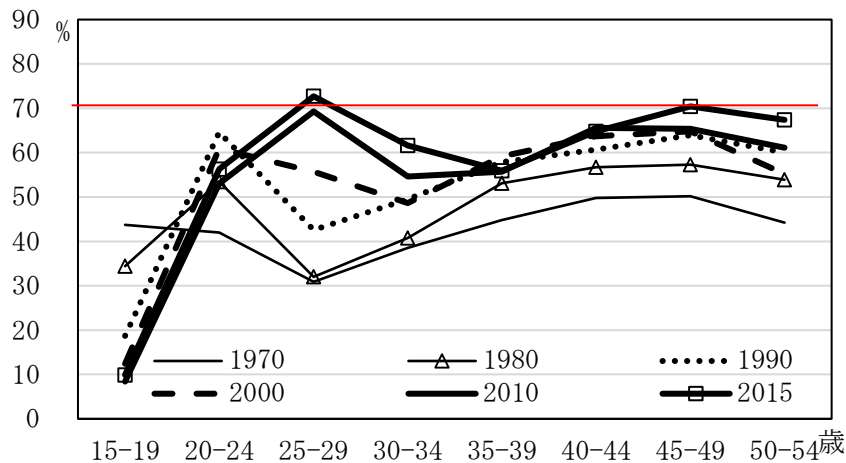
資料：総務省統計局『国勢調査』各年版

図 2-2b. 台湾人女性の年齢別労働力率 (%) の推移：1970～2015 年



資料：1970 年は行政院主計処『中華民國 60 年統計提要』、行政院主計総処『106 年人力資源調査統計一年報』

図 2-2c. 韓国人女性の年齢別労働力率 (%) の推移：1970～2015 年



資料：統計庁『人口総調査』『経済活動人口調査』各年版

台湾の40歳代以上の女性が再就業を望む際、就業を中断する期間が長かったり、高等教育を受ける機会が少なかったことなどが若い世代に比べて不利になりやすいことを考慮する必要があり、行政院（2015）は短期的、中期的な政策対応により再就業の環境を整えるべきであると指摘している³⁰。

労働力率の上昇とともに、従業上の地位にも変化がみられる。3カ国のいずれも就業者のうちで、年齢別の雇用者割合が高くなっている（図2-3a～c）。日本の場合、1980年代では30歳代以降になると女性就業者に占める雇用者の割合が6割以下となっていたが、これは1980年代では結婚や出生に伴って女性が会社勤めを止めるケースが少なくなかったことを示していると考えられる³¹。しかし、2010年になると、女性就業者に占める雇用者割合は80%台で推移しており、結婚や出生を経験しても就業を継続したり、いったん離職しても、その後再就業したりするケースが増えていることがうかがえる。

同様に台湾でも、2010年における女性就業者に占める雇用者割合は、40歳代前半でも80%近い水準にある。韓国も同年の女性就業者に占める雇用者割合は、30歳代後半で80%にのせている。このように自営業や家族労働者としてではなく、雇用者として働く女性の割合の増加は、女性の就業と家庭での活動が両立できるように、必要な制度や支援環境を整える重要性を示している。

女性の労働力率全体が上がっているとしても、結婚や出生といったライフイベントを経験しながら、就業を続けることができるかどうかが重要である。以下では、女性の有配偶労働力率を年齢別に図示して検討してみる（図2-4a～c）。有配偶率が低い場合には、有配偶労働力率を見ても極端な値になってしまう可能性がある。とりわけ、3カ国では平均初婚年齢が後ずれをしており、2010年の平均初婚年齢は28～29歳と30歳目前となっているため、20歳代の有配偶者の割合はまだ低い。

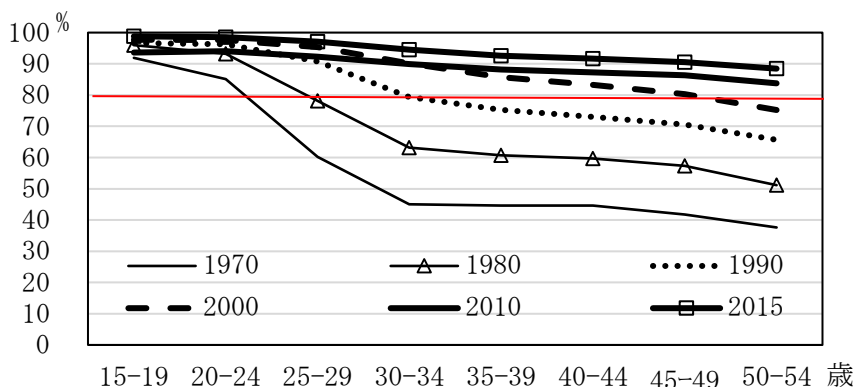
そこで、有配偶率が50%を超える年齢層、具体的には30～34歳以上の年齢層に注目して、有配偶労働力率を調べてみる（図2-4a～cの青い四角で囲った部分）。

日本は2000年から2010年にかけて、30～34歳における有配偶労働力率が10パーセントポイント程度上昇し、45～49歳では2010年時点で70%を越える。こうした有配偶女性の労働力率上昇の背景には、育児休業制度の拡充によって出生後も就業継続する正社員女性が増えたほか、家庭と両立しやすいパートや非正規雇用の増加、男性の給料だけでは家族を支えにくくなったことが挙げられる（レイモ・福田2016）。

³⁰ 行政院（2015）は中高齢の40歳代以上の女性6人に就業や再就業に関するインタビューを行っている。インタビューの中で、回答者の女性は「45歳以上の女性が仕事を探すのは困難」（54歳、高卒、会社員）、「子どもが手を離れたころには女性は40歳前後になってしまい、経験豊富な人でないと企業では採用されにくい」（52歳、修士課程修了、管理職）といった指摘が出ていた。

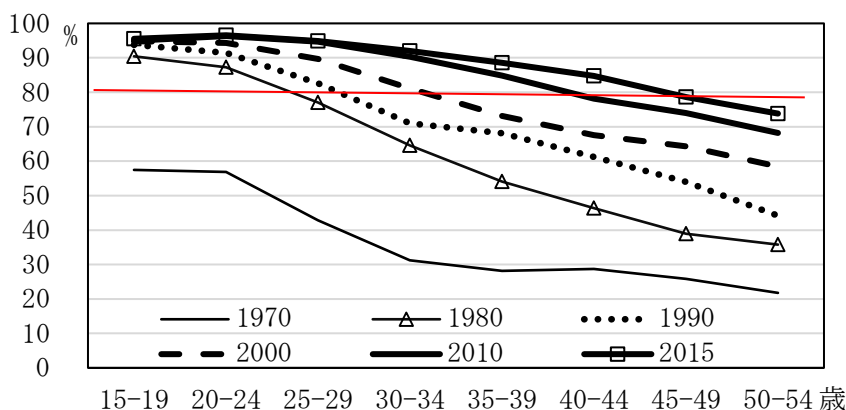
³¹ 日本では高度成長期に結婚や出生による労働市場からの退出が一般的にみられるようになった（武石2009）。

図 2-3a. 日本人女性の年齢別にみた就業者に占める雇用者割合の推移(%) : 1970~2015 年



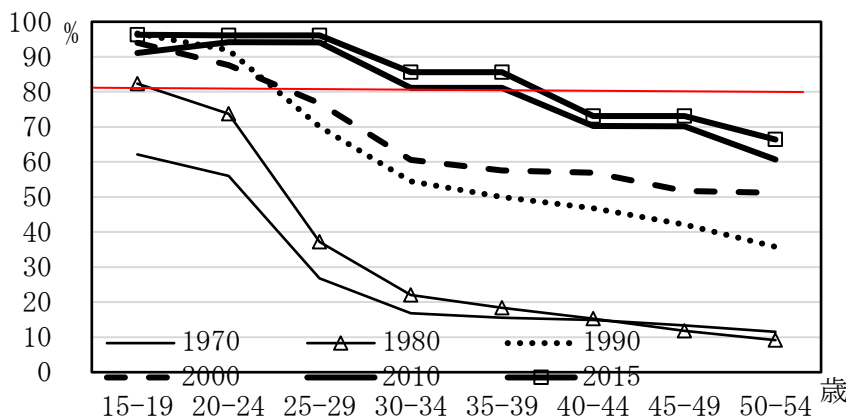
注：1990 年は雇用者に役員を含む。
資料：総務省統計局『国勢調査』

図 2-3b. 台湾人女性の年齢別にみた就業者に占める雇用者割合の推移(%) : 1970~2015 年



資料：1970 年は『中華民國 59 年台閩地区戸口及住宅普查抽樣報告 第三卷 人口之經濟特徵 (一)』、1980 年は『中華民國 69 年台湾閩南地区戸口及住宅普查報告 第一卷 総説明』、『第三卷 台北市』、『第四卷 高雄市』、1990 年以降は行政院主計処『人力資源統計年報』各年版

図 2-3c. 韓国人女性の年齢別にみた就業者に占める雇用者割合の推移(%) : 1970~2015 年



注：2010 年と 2015 年は雇用者の年齢階層別が 10 歳刻みの値のため、就業者の 5 歳刻みの値をもとに、5 歳刻みの値に按分して算出。

資料：1970 年は『総人口・住宅調査報告』第 2 巻、1980 年は経済企画院『1980 人口・住宅センサス報告』第 2 巻、1990 年以降は統計庁『経済活動人口調査』

台湾の有配偶労働力率も35～39歳で2000年から2010年までの10年間に10パーセントポイント上昇しており、2010年には69%になった。台湾は日本よりも上昇速度が急であり、1980年にはどの年齢階級でも30%を下回っていたのが、2010年では40歳代までいずれの年齢階級でも60%を超えている。

黄・翁・黄（2009）は行政院主計処が実施した公式統計である1980、1987、1996、2000、2005年の労働力とその活用に関する調査のデータを用い、25～54歳の女性の労働力率を分析した。分析結果によると、6歳以下の就学前児童だけを持つ女性の就業率は1980年に29.2%だったのが、2005年には57.5%へと大幅に増えた。1996年以前は6歳以下の就学前児童だけを持つ女性の就業率は、他の年齢の子どもを持つ女性や子どものいない女性に比べて低かった。しかし、2000年になると、6歳以下の就学前児童だけを持つ女性の就業率は、18歳以上の子どもがいる女性を上回っており、黄・翁・黄（2009）は就学前児童の存在が女性の就業に与える影響が従来に比べて小さくなったと指摘する³²。

子どもを持つ有配偶女性の就業には、継続して就業する場合といったん中断して再就業する場合がある。行政院主計処（2009）によると、就業している女性が出生を機に離職する割合は2006年で15%に達したが、離職者のうち復職した割合は56.4%となり、1990年（28.4%）のほぼ2倍となったことから、出生・子育てが労働市場に与える影響は徐々に小さくなっていると指摘する³³。

一方、韓国は2000年の時点では年齢階級別の有配偶労働力率が最高でも40%台で、2010年になってもどの年齢階級でも70%には達しておらず、日台より低い水準にとどまっている。韓国が日台よりも有配偶労働力率が低い背景として、韓国における働く母親に対する否定的な見方の影響が考えられると、Gauthier（2016）は出生とジェンダーギャップに関する国際比較の統計データをもとに指摘する。

Gauthier（2016）によると、「母親が就業すると就学前の子どもが苦勞しやすい」という設問に対し、韓国では回答者の69%が「とてもそう思う」「そう思う」を選んでいるのに対し、日本と台湾はそれぞれ21%と48%だった。このことは韓国の男性も女性も、女性の就業に対しては日本の男女よりも保守的な態度を持っていると論じる³⁴。

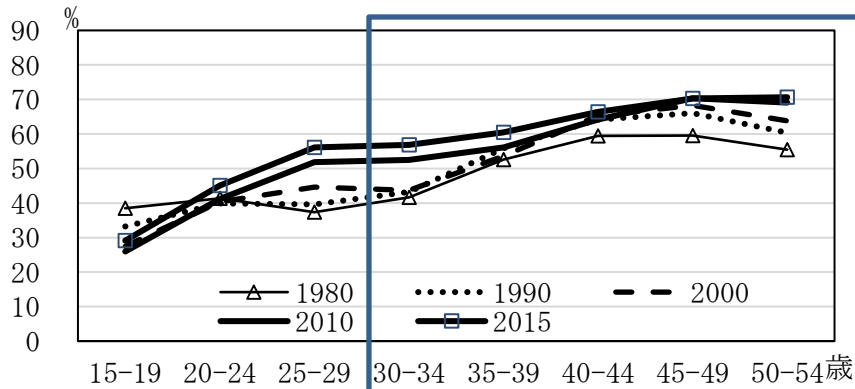
³² 但し、子どもが3歳以下だと就業率は2009年で57.4%にとどまり、3～5歳（61.9%）や6～15歳（68.5%）に比べると低い。子どもが3歳以上になって幼稚園などに通うようになるのを待って就業するケースが多いためと考えられる（行政院主計処2007）。

³³ 簡（2004）は1982年と1989年の労働力、女性の結婚・育児と就業に関する公式統計を使い、離職した女性が再就業するまでの期間を調べた。その結果、50歳以上では9～10年（116.7カ月）を要するが、40～49歳では平均8年（97.0カ月）、39歳以下は6年（70.6カ月）と短く、年齢が若いほど、より早く復職する傾向がうかがえると指摘する。

³⁴ Gauthier（2016）は本研究の2.1「社会経済面のマクロ的概観」で触れたWorld Values Survey（世界価値観調査）の第6次調査と似たような傾向を示していると指摘する。

年齢別有配偶率が
50%以上

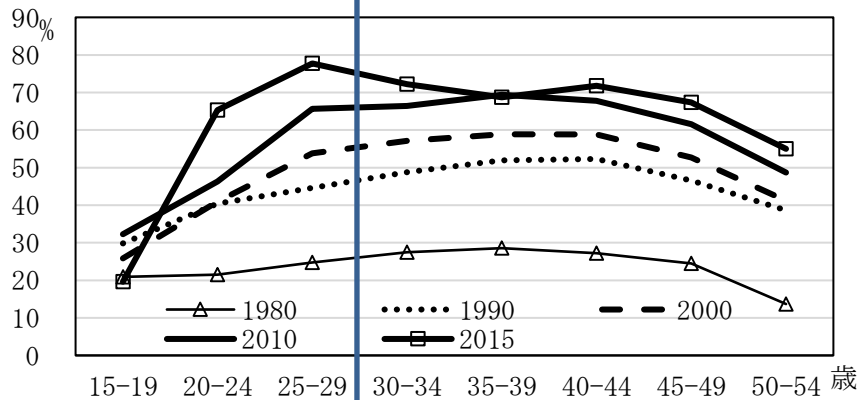
図 2-4a. 日本人女性の年齢別有配偶労働力率 (%) の推移：1980～2015 年



年齢別有配偶率 (%)	1	19	36	60	69	72	75	78
-------------	---	----	----	----	----	----	----	----

資料：総務省統計局『国勢調査』各年版

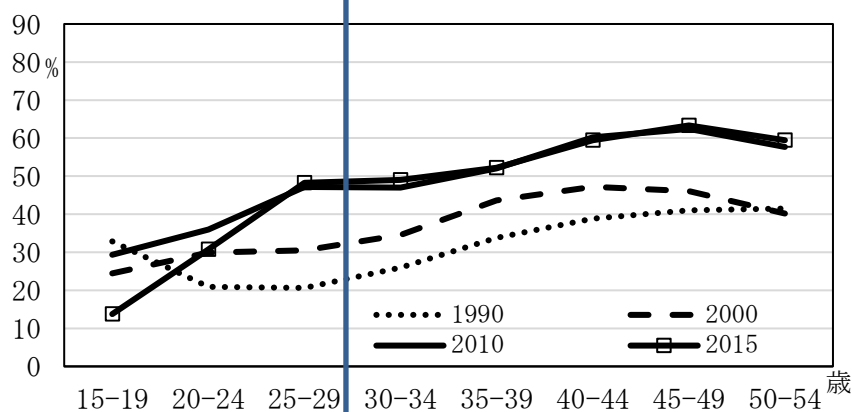
図 2-4b. 台湾人女性の年齢別有配偶労働力率 (%) の推移：1980～2015 年



年齢別有配偶率 (%)	0.3	5	26	55	67	71	73	63
-------------	-----	---	----	----	----	----	----	----

資料：行政院主計総処『106年人力資源調査統計年報』

図 2-4c. 韓国人女性の年齢別有配偶労働力率 (%) の推移：1990～2015 年



年齢別有配偶率 (%)	0.3	4	30	68	82	84	83	81
-------------	-----	---	----	----	----	----	----	----

資料：2000年、2015年は統計庁『人口総調査』、1990、2010年は同調査の2%サンプル

Lee (2015) は韓国保健社会研究院が 2015 年に実施した「全国出産力及び家族保健・福祉実態調査」で収集した既婚女性 (15~49 歳) 11009 人のデータを分析し、非賃金労働者に比べて、賃金労働者は勤務形態が弾力的ではないため、第 1 子出生時に就業経歴が途切れてしまう傾向が高まることを明らかにした。

韓国の既婚女性が就業するには日本や台湾に比べてハードルが依然高いことには変わりはないが、それでも、1990 年以降に既婚女性の就業率が上昇していることは注目に値する³⁵。

子どもを持つ女性が就業継続ないしは再就業する際に、カギを握るのは働く時間の長さであろう。選択肢がフルタイム就業に限られるようだと、子育てしながらの就業はハードルが高くなる。表 2-8 は 2004~2007 年の日台韓で、子どもが 1 人以上いる 50 歳未満の有配偶女性の 1 週間当たりの労働時間のパーセント分布を示したものである。働いていない人は 0 時間として、50 歳未満の有配偶女性全体の労働時間をまとめた。

表 2-8. 日本、台湾、韓国における 1 週間当たりの労働時間のパーセント分布 (%) : 子どもが 1 人以上いる 50 歳未満の有配偶女性

	日本	台湾	韓国
年度	2004	2006	2007
0 (働いていない)	37.0	37.1	64.5
1-15 時間	8.2	0.5	1.4
16-34 時間	19.0	2.5	6.0
35-48 時間	27.7	49.0	16.0
49 時間以上	8.0	11.0	12.1
(N)	(3650)	(8325)	(5107)

注：対象は就業者（在学学生を除く）。日本は 1~14 時間と 15~34 時間である。

資料：日本は『結婚と家族に関する国際比較調査』(JGGS) の第 1 次調査 (2004 年) ; 台湾は行政院主計処『女性の結婚・育児と就業に関する調査』(2006 年) ; 韓国は『女性と家族に関するパネル調査』(KLoWF-1) の第 1 次調査 (2007 年)。

日本では 34 時間以下のパートタイム就業の比率が全体の 3 割近くあるのに対し、台湾と韓国は 1 割に満たない。この点は 1990 年代でも見られ、Choe, Bumpass and Tsuya (2004) によると、韓国では 1994 年に 20~59 歳の有配偶女性は 26% が雇用されており、週平均の労働時間は 49.7 時間と、日本 (1994 年) や米国 (1987~1988 年) が 36 時間前後なのに比べて、かなりの長時間労働となっていた。韓国では長時間労働が常態化しており、短時間労働は好まれず、短時間や臨時の仕事は不安定である (Chin et al. 2012)。日本に比べて韓

³⁵ Ma (2014) は 1997 年に起きたアジア経済危機が既婚女性、特に子どもを持つ女性の再就業を促進する機能を果たしたと指摘する。アジア経済危機で韓国経済は打撃を受けたが、こうした経済変動は女性が生後後に労働市場に復帰するのを後押しし、危機が終わった後もこのような傾向がみられることから、危機が女性の再就業という行動を引き起こす触媒の役割を果たしたようにみえると論じる。

国の有配偶女性は就業比率が低く、働く時間が長いのは、韓国ではパートタイム就業の機会が限られており、フレキシブルな働き方をみつけるのが困難なためと考えられる (Choe, Bumpass and Tsuya 2004)。

台湾でもパートタイム就業の比率は低く、週労働時間が 34 時間以下の女性パートタイム就業者は 2010 年で女性就業者全体の 7.6%にとどまる。

第3章 日本、台湾、韓国の出生力変動と人口・家族政策の変遷

3.1 出生力変動：人口構造の変化と少子化の進展

日本、台湾、韓国の中で最も早く人口構造が低出生へと変化したのは日本である。1950年代末に TFR が人口置き換え水準付近に達し、その後は継続して置き換え水準を下回って下降傾向にある。1989年には、それまで史上最低であった1966年(丙午の年)の1.58を下回る1.57となり、2005年には1.26を記録した。

一方、台湾と韓国は第2次大戦後、高い出生力と人口増加率の上昇に直面したことから、むしろ出生力を引き下げる政策を採用した (Jones, Straughan and Chan 2009)。人口増を抑制、言い換えれば出生増を抑える政策が採用され、効果を挙げたかにみえたが、逆に想定していた以上に出生力が低下した。

図1-1が示すように、日本、台湾、韓国のTFRは2000年代に入って1.3すらも割り込むという極めて低い水準まで落ち込んだ。TFR1.3は「lowest of low fertility」(Kohler, Billari and Ortega 2002)と呼ばれ、日本のTFRは2012年に1.4まで戻したものの、台湾と韓国のTFRは2003年以降、いずれも1.3を下回る水準で推移している³⁶。世界全体を見ても1950年以降のデータを見ると、TFRが1.5を継続的に下回って、その後回復した国はほとんどない³⁷。

国レベルで急激に変化したTFRについて、女性の年齢別と地域別の観点から調べてみる。

まず、日本、台湾、韓国の女性の年齢別出生率を図3-1a～cに示した。1960～1970年代に比べて、2010年の水準がきわめて低いことがわかる。日本は早くから各歳別の出生率が下がっているが、台湾と韓国は1980～1990年ごろに急激に減少するようになった。各歳別の出生力を結んだ折れ線の下側、すなわち折れ線とX軸に囲まれた部分が出生率の合計(TFR)となるため、その合計面積が小さければ小さいほど、TFRが低いことを意味する。

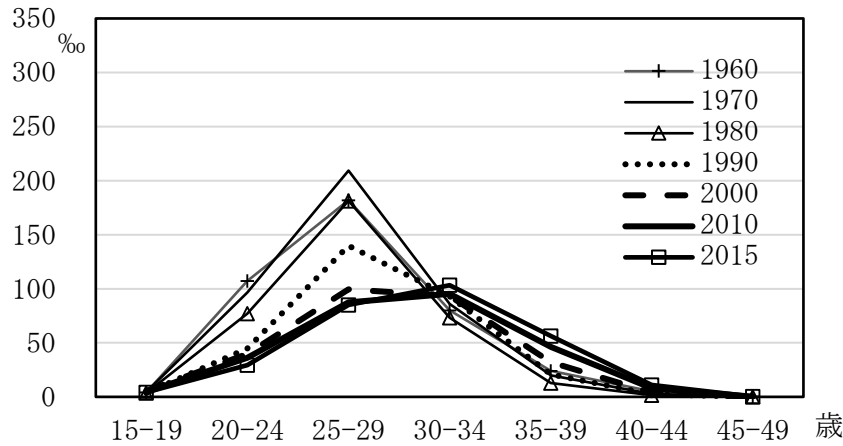
20歳代後半の出生率低下と合わせ、2010年以降は出生年齢のピークも25～29歳から30～34歳へと後ずれしている。3カ国とも婚姻外の出生の割合は低く、結婚した女性による出生がほとんどのため、初婚年齢の遅れは出生年齢の後ずれにつながる(表3-1)³⁸。

³⁶ 国連では5年刻みで世界各国のTFRのデータを1950年から開示しており、日本、台湾、韓国以外で2005～2010年までの期間にTFRが1.5を下回ったことがある国を調べると、人口規模が1000万人以上の場合で12カ国である。鈴木(2009)はlowest of low fertilityを極低出生力と訳している。

³⁷ 国連の『World Population Prospects: The 2017 Revision』が示す5年刻みのTFR(中位推計値)によると、20年以上にわたってTFRが1.5を下回った後で1.5超を回復したのはスロベニアのみである(1985～1990年に1.65、1995～2000年1.33、2000～2005年1.21、2005～2010年1.44、2010～2015年1.58)。

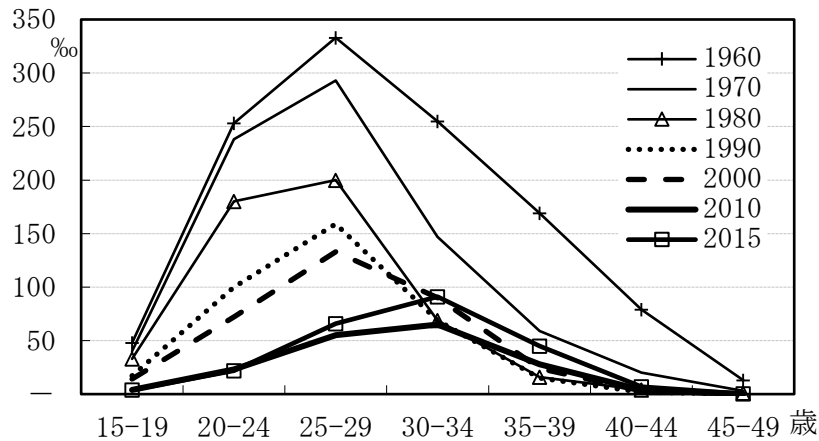
³⁸ 婚姻外で生まれた(嫡出でない)子どもの割合は、日本は2.15%(2015年)、台湾は4.5%(2010年)、韓国は2.05%(2010年)である。

図 3-1a. 日本人女性の年齢別出生率の推移：1960～2015 年



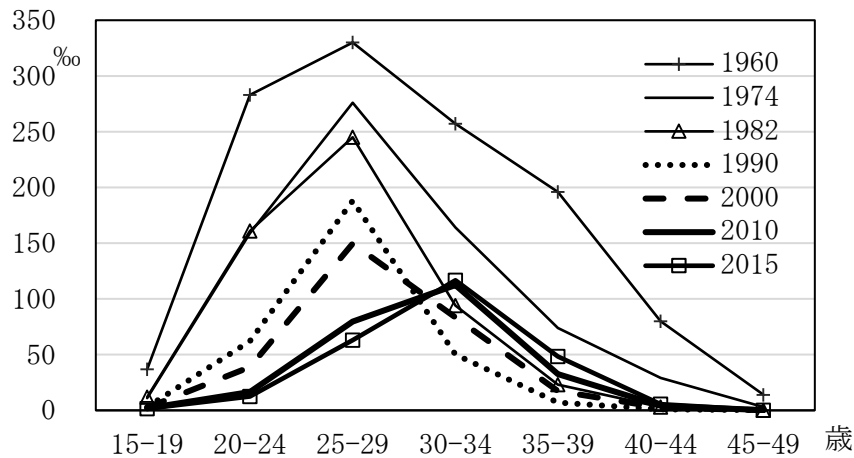
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『人口動態統計』。

図 3-1b. 台湾人女性の年齢別出生率の推移：1960～2015 年



資料：内政部『内政部戸政司全球资讯网』（2017年1月15日アクセス）。

図 3-1c. 韓国人女性の年齢別出生率の推移：1960～2015 年



資料：1990年以前は韓国保健社会研究院『全国出産力及び家族保健福祉実態調査』、2000年以降は統計庁『人口動向調査』。

3カ国とも1990年代は20代半ばで初婚を経験していたが、徐々に初婚年齢が高くなり、2010年では約29歳となった。そのため、第1子の出生年齢も1990年には25～27歳だったのが、2010年には29～30歳と上昇傾向にある。

表3-1. 日本、台湾、韓国の女性の平均初婚年齢と第1子出生年齢の推移:1990～2015年

	平均初婚年齢			第1子平均出生年齢		
	日本	韓国	台湾	日本	台湾	韓国
1990	25.9	24.8	25.6	27.2	25.4	26.2
1995	26.3	25.3	26.6	27.8	26.1	26.5
2000	27.0	26.5	25.7	28.0	26.7	27.7
2005	28.0	27.7	27.1	28.6	27.7	29.1
2010	28.8	28.9	28.8	29.3	29.6	30.1
2015	29.4	30.0	29.7	30.0	30.6	31.2

注：台湾の平均初婚年齢は中位数。1990年の韓国の第1子平均出生年齢は1993年の値。
資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』、内政部『人口統計資料』、統計庁『人口動向調査』

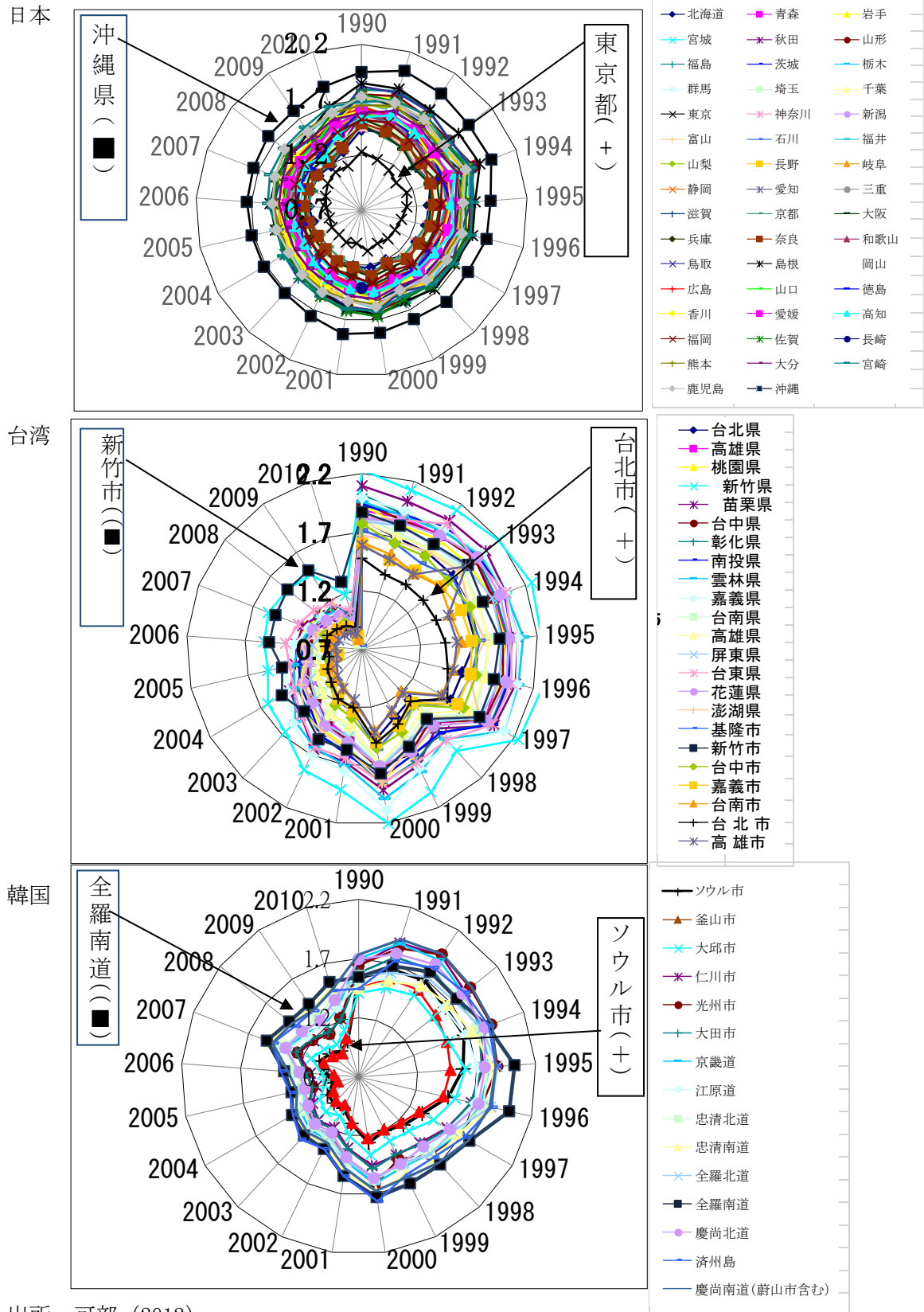
次に地域別に出生率の推移をみたのが図3-2である。3カ国で比較可能な時系列データが揃う最も細かい行政単位、すなわち、都道府県（日本）、県・大都市（台湾）、道・大都市（韓国）を対象に、1990～2010年について出生率の変化を図示したものである（日本、台湾、韓国それぞれの県・大都市の詳細は付表4A-1～3を参照）。

日本は対象期間中の地域別出生率は比較的低い水準で推移しており、沖縄県が最高で、東京都が最低であるが、全体的にそれほど大きな変化はみられず、低位安定の状態が続いた。これに対し、台湾の地域別出生率は比較的高い水準だったのが2000年ごろ急速に低下した。地域別出生率が最も低い台北市に他の県・大都市の出生率が接近する形で収束し、2010年時点では全体として日本より低い水準になっている。韓国の地域別出生率も1990年代後半から低下が顕著になり、2000年を過ぎると、同心円の中心部に向かって急速に収斂する傾向をみせるようになった。その傾向は2010年になっても変わらない。

日本に比べて、台湾と韓国で出生率の変動が年齢別でも地域別でも激しい背景には、政策の影響も考えられる。台湾と韓国は出生率が高かった1960～1980年代に人口を抑制する政策を採ったが、その後、当初の予想以上に出生力が下がり、政策変更を余儀なくされた。そのため、マクロの視点で人口規模の制御を目的とする人口政策から、2000年代にミクロの視点で家族に焦点を当てて家族の福祉向上を最優先にする家族政策に切り替えている。

次節では出生力変動に何らかの影響を与えたと考えられる人口・家族政策について、日本、台湾、韓国のそれぞれの政策変遷を概観する。

図 3-2. 日本、台湾、韓国の県（道）と大都市別 TFR の推移：1990～2010 年



3.2 人口・家族政策の変遷

はじめに人口政策と家族政策の定義を示し、両者の違いを明らかにする。

河野（2000）は人口政策について、政府が主体として、人口の動向を直接間接に政府の影響力を行使して変化させようとする計画的意図であるとする³⁹。出生率、死亡率、人口移動、人口増加率、人口構成、人口分布などの変化を意図したものである。ある施策が結果的に人口過程に影響を与えるとしても、意図したものでなければ、人口政策とは位置付けない。また、人口政策はその政策対象を人口過程そのものに絞っており、人口変動の結果に対応しようとする人口対策（例えば人口急増時に雇用創出や食料増産などを進めて人口と経済のバランスをとろうとする）とは異なる（大淵 2002）。

1960年代に始まった出生率低下に関して、先進国の政府は水準の低さは認識しながらも、積極的に出生率の水準を引き上げるための介入はしなかった。個人のプライバシーにかかわる事柄への国家の干渉に対する国民の抵抗が強いほか、出生促進政策は費用がかかる割に有効性の判断がしにくいといった理由のためである。1980年代に入ると、各国が家族手当や出産手当、育児休暇などを中心とする家族政策を積極的に推進するようになった（大淵 2002）。

人口政策が人口総数や出生率といったマクロ的な目標を掲げて政策遂行を目指すのに対し、家族政策はそうしたマクロ的な目的を持たないという違いがある。家族政策は、ミクロ的視点から個人、夫婦、あるいは家族の福祉向上を最優先の目的にすえて、その目的に資する施策を積極的に推進し、それを妨げる諸条件の排除に努める（大淵 2002）。

次に、日台韓の人口政策及び家族政策の変遷について概観する。

第2次世界大戦前の日本では、1941年に閣議決定された人口政策確立要綱で、昭和35年（1960年）に内地人口を1億人とすることを目標として定め、10年間に婚姻年齢をおおむね3年早めるとともに、1夫婦当たりの出生数を平均5児にするという数値目標も設定していた（岡崎 2002；荻野 2008）。しかし、敗戦で実施されるには至らなかった。戦後は、人工妊娠中絶の自由化、不妊手術の適応拡大をうたった優生保護法が成立するなど人口関連の施策や論議はあったが、政府は公衆衛生や母体保護を前面に押し出し、人口政策としての意義を極力抑えた（村松 2002；吉田 1976）。

一方、1989年のTFRが1.57という低水準となった（1.57ショック）のが契機となり、少子化対策として家族政策の取り組みが本格化していった⁴⁰。1990年に政府内に「健やかに子

³⁹ 大淵（2002）は人口政策について、一国の政府が国民の生存と福祉のために人口的、社会経済的、その他の手段を用いて、出生・死亡・結婚・移動など現実の人口過程に直接・間接の影響を与えようとする意図ないしは、そのような意図を持った行動と定義する。人口過程とは、人口変数（人口の大きさや年齢構造、出生、死亡、結婚、移動など）の時間的な変化や変数間の様々な関係を指す。

⁴⁰ 1.57ショックを踏まえて、少子化あるいは少子社会という言葉が政府の文書で初めて、1992年の経済企画庁『国民生活白書』で用いられた。

どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が設けられたのに続き、1991年には児童手当法の一部改正案と育児休業法が成立し、児童手当の支給対象の拡大と、育児休業制度の導入が実現した。1994年には文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により、保育サービスなど子育て支援のための基本施策として「エンゼルプラン」が策定された（阿藤2002）。

一方、台湾では第2次大戦後、総人口が急増した。1953～62年の10年間に年平均で総人口が3.5%以上も増えるという急増局面に遭遇したため、人口の急激な増加を抑制する政策を採る必要性に迫られた。衛生状態の大幅な改善などで死亡数が大きく減った上に、出生率が上昇したことで人口が急増したため、この勢いで人口が増え続ければ20年以内に総人口は2倍に膨らみ、個人所得増加率（1953～62年で4%）を帳消しにする恐れが生じたためである。この結果、人口増を抑制するための家族計画が1960年代に公式の経済再建計画に盛り込まれた。1964年に人口政策として家族計画プログラムを開始、1984年には出生率を2.055にまで低下させて、急ピッチだった人口増加を抑制した⁴¹。このように1992年まで人口成長の緩和を目指した家族政策が展開され、出産適齢期の女性に対する家庭訪問を通じて「結婚後3年で出産し、3年ごとに生み、子どもは3人を超えず、33歳前に出産を終える」というスローガンが広められた（陳・孫・李2003）⁴²。

1992年を境に人口に関する目標は「人口成長の緩和」から「合理的人口成長の維持」に切り換わった（陳・孫・李2003）。1992年に打ち出された新たな人口政策では、このまま低出生の傾向が続くと将来の人口成長がマイナスに陥るとして、「子ども2人がちょうどよい」という大枠は維持しながらも、人口の程よい成長を目標に、婚姻率や有配偶出生率の上昇を促すことを目指した（Chang2003）。

しかし、「成功した家族計画からは予期されなかった出生率の継続的な低下傾向」（Chen2005）がみられるようになった。少子化への対応に向けて政策を見直し、家族政策に重点をおいた議論が本格化したのは2005年からである。2008年になって少子化対策などの総合的な施策を盛り込んだ「人口政策白皮書」（人口政策白書）と呼ばれる総合的な政策が公表された⁴³。

韓国も1960年代以降、経済開発5か年計画の推進とともに産児制限政策や家族計画事業を実施した。この期間は「少なく生んで元気に育てよう：1960年代」、「息子と娘を区別せずに2人だけ産んで元気に育てよう：1970年代」、「元気に育てた1人娘は10人の息子より

⁴¹ 家族計画プログラムの詳細については、陳・孫・李（2003）を参照。

⁴² 台湾の5か年計画では2400万米ドルを投じて女性1人あたりの子どもの自然増加率を1964年の3.0人から69年には2.5人に減らすことが承認された（Freedman, Chang and Sun 1994）。伝統的な中国社会では、「多子多孫、多福（子や孫が多いほど幸せになる）」など子どもが多いことと男子重視が伝統的な観念だったが、家族計画の推進によって「子女少、幸福多（子どもが少ない方が幸せになる）」がスローガンとなった。理想の子ども数も1970年以前の子ども4人から1976年には2.9人、1992年には2.4人へと徐々に減少していった。

⁴³ 何度か改定されて現時点で最も新しいのは2013年7月制定のものである。

まし：1970年代後半～1980年代」など産児制限政策が中心だった（金・張 2007）。1981年からは子どもが1～2人の家庭には税制や医療、教育などの特惠を与え、3人以上の場合は不利益を与えることで自制を求めた。並行して避妊措置も普及させることで、人口増加率を抑えようとした（韓国保健社会研究院 1991）。

韓国で家族計画事業のような人口政策が急速に普及した要因は、1960年代以降の高度経済成長を中心とした政府の政策が国民に浸透する中で、少子家庭の実現を目標にした家族計画が国民の共感を呼んだことである。都市化と産業化・脱農業化で所得が増大し、生活様式や価値観の西欧化が進み少子女の家族観を形成した（韓国保健社会研究院 1991）。

台湾と同様に低出生傾向を強めながらも、韓国は1996年時点では「人口の資質および福祉向上」を基本内容とする若干の政策修正にとどまっていた。その後、低出生を正面から受け止める方向に政策を切り換えた。2003年にTFRが1.19と低水準にまで落ち込むという深刻な事態となったのを受けて、2005年9月に低出生・高齢化問題に本格的に対応するための「低出生・高齢社会基本法」を制定した。大統領を委員長とする専門委員会を設けて検討し、2020年までの長期的な人口政策として「低出生高齢社会基本計画」を2006年から実施している。同計画は、①出産・養育に対する社会的責任の強化②ファミリー・フレンドリーな男女平等社会文化の助成③未来世代の健全な育成—を課題として挙げる（金・張 2007）。

以上をまとめると、日本は第2次大戦後、明確な人口政策は採らなかったが、1990年代から少子化に歯止めをかけるため、子育て支援を中心とする家族政策を積極的に展開している。一方、台湾と韓国は1960年代以降に家族プログラムや産児制限政策などの全国規模の人口政策を採用した後、1990年代から2000年代初めにかけて相次いで人口抑制から出生力向上に向けて政策の方向を転換した。子育て支援を中心とする家族政策の推進に2005年ごろから力を入れ始めた。

3カ国の家族政策の詳細については、3-3～3-5の各節で金銭的支援（手当や一時金）、休暇（育児休業制度）、サービス（保育サービス）に分けて、導入された制度の拡充と利用状況を眺めてみる。

3.3 日本の家族政策

前節で触れたように、1.57ショックを契機に少子化への社会的関心が高まり、1990年代から育児休業から少子化対策として、児童手当・一時金、育児休業、保育サービスの各分野で家族政策の拡充を図っている。

3.3.1 手当・一時金⁴⁴

1971年の児童手当法の制定により翌1972年から児童手当の支給が実施された。創設当初は第3子以降の義務教育終了前の子ども1人について月額3000円を支給していた。1986年には第2子以降、1992年には第1子まで拡大するなど、支給の対象や要件、額などの改正

⁴⁴ この項の記述は野辺（2011）、橋爪（2010）による。

が幾度も行われた。2007年には小学校修了前の子どもを対象に、3歳未満は同1万円、3歳以上で第1子、第2子は同5000円、第3子以降は同1万円が支給されることになった。所得制限が設けられ、財源は国、地方自治体、事業主によって分担された。

子どもなど扶養者がいる場合、課税のベースになる所得金額から一定金額を控除する扶養控除もある。所得税（国税）では1950年、個人住民税（地方税）では1962年に創設された。

扶養控除は非課税世帯には効果がなく、累進課税の下で高い税率が適用される高所得者ほど恩恵を受ける。これに対し、児童手当は所属制限があり、高所得者には支給されず、支給対象児童の年齢も限られている。2010年には児童手当に代わり、所得制限のない子ども手当が中学生までを対象に月額1万3000円支給され、0～15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除（年少扶養控除）は廃止されることとなった⁴⁵。

3.3.2 育児休業⁴⁶

1972年制定の「勤労婦人福祉法」の第11条で「育児休業の実施その他の育児に関する便宜の供与」を行うことが事業主の努力義務とされた。藤井（1992）によると、日本の法律に育児休業という言葉が最初に登場したのは同法という。

1975年4月から、育児休業普及促進を目的とした育児休業奨励金制度が発足した。同年7月には、教職員や保母、看護婦といった特定の職業を対象に、日本で最初の育児休業法である「義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が成立した。並行して、女性差別的な法制度の見直しが進み、1985年に勤労婦人福祉法を改正するかたちで、「男女雇用機会均等法」が成立した（労働政策研究・研修機構 2006）。

企業の努力義務だった育児休業制度が義務化されたのは、1991年に成立（92年施行）した「育児休業法（育児休業等に関する法律）」からである。これにより、子が1歳に達するまでの育児休業が労働者の権利として保障され、労働者の申請があった時に雇用主は拒否できなくなった。同法では女性のみならず、男性も、育児休業制度の対象とした。ただし、1992年の施行時点では育児休業制度の利用者に対する賃金の補償措置はなかった。

育児休業法の適用は常用雇用者30人超の事業所で始まり、常用雇用者30人以下の小規模事業所についても1995年から適用されるようになった。同法の制定により、企業は1歳未満の子を持つ労働者を対象に、勤務時間短縮措置、すなわち短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働の免除などのうちから何らかの措置を講じることが求められるようになった（労働政策研究・研修機構 2006）。

1995年の同法改正で、介護休業制度を含めた「育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」が成立した。同年の雇用保険法改正

⁴⁵ 子ども手当は2012年度に、所得制限のある児童手当へ変更となった。

⁴⁶ 出生に伴う休業制度では、出生の予定日の6週間前から休業請求が可能で、出生後は8週間の休業となる。

で育児休業給付金制度が創設され、育休制度を利用した労働者に対し、休業開始前の賃金の20%が休業中に支払われ、職場復帰後に5%が支給されるようになった（合計25%）。

表 3-2. 日本の育児休業制度の変化

	1991年育児休業法成立	1995年 ^a	2001年改正	2004年改正	2009年改正
育児休業	企業の義務化（それ以前は努力義務）		解雇のみならず、降格減給など不利益取り扱いも禁止に		
対象となる子の年齢	1歳になるまで			1歳半まで延長可能 ^b	両親とも育児休業制度利用の場合、1歳2カ月まで延長可能（従来は1歳まで）
対象の労働者	常用雇用者			一定条件を満たす有期雇用労働者に拡大 ^c	
対象事業所	常用雇用者30人以下（小規模事業所）は適用除外	常用雇用者30人以下も適用			
育休給付金制度	なし	雇用保険法改正で休業前賃金の20%を休業中支給、職場復帰後5%支給 ^d 。その後の同法改正でさらに給付率は引き上げられ、支給方式も休業中・復帰後の分割支給から、2010年以降、休業中に統合して支給する方式に変更。2014年からは、最初の半年の支給率は67%で、半年経過後は50%に。			

注 a：育児・介護休業法に変更

b：本人か配偶者が、子どもが1歳になるまで育児休業制度を利用後に、保育所入所ができないなどの事情がある場合。2017年10月から、1歳6カ月以降も保育所に入れないう場合は2歳まで再延長可能になった（育児休業給付金の給付期間も2歳まで）。

c：2017年から有期雇用労働者に関する育児休業制度の利用要件が、「継続雇用1年以上で、子どもが1歳6か月になるまでの間に、雇用契約がなくなることが明らかでない場合」へと緩和された。

d：対象者は原則として、育児休業開始日前の2年間に通常の就業をした期間が12カ月以上ある一般被保険者。

出所：可部（2018）を加筆修正。

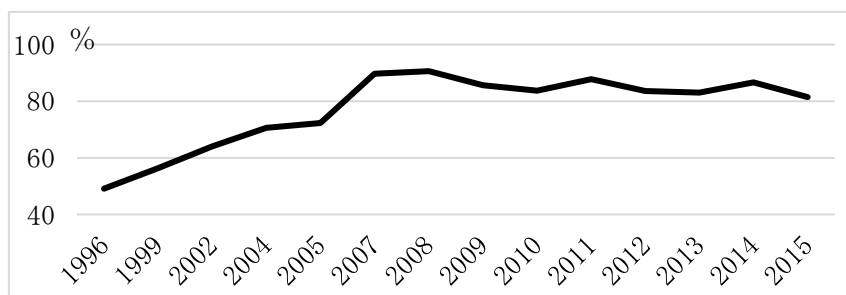
その後、2001年の改正で、育児休業や介護休業の申し出や育休取得を理由とする解雇の禁止に加え、降格や減給、昇進の大幅な延伸などの不利益取り扱いも禁止された。さらに、時間外労働時間についても、小学校入学前の子を養育する労働者から要請があった場合は1カ月24時間、1年150時間以内に制限することを事業主の義務とした。

2004年には、常用の雇用労働者に限定されていた育児休業制度の対象者の範囲が拡大し、一定条件を満たす有期雇用の労働者も対象に含まれるようになった。育休制度の利用期間も、従来は子どもが1歳までとしていたのが変更になり、本人か配偶者が1歳まで育休利

用後、保育所入所ができないなどの事情がある場合は1歳6カ月まで延長可能になった⁴⁷。

育休給付金の支給率の引き上げを含めた育児休業制度の内容の主な変化は表3-2の通りであり、図3-3は育休制度の利用率の推移を示している。利用率は1996年に50%程度だったが、2008年には90%に達し、その後は80%台で推移している。

図3-3. 日本における女性の育児休業制度の利用率(%)の推移：1996～2015年



注：育児休業制度の利用率 = $\frac{\text{子どもを生んだ人のうち、調査時点までに育児休業を始めた人の数}}{\text{調査前年度1年間に子どもを生んだ人（就業者）の数}}$

2011年は岩手、宮城、福島県を除く値。

資料：厚生労働省『雇用均等基本調査』各年版

3.3.3 保育サービス

就学前児童を対象とした施設には保育所と幼稚園がある。

保育所は児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、厚生労働省が管轄している。保育を必要とする児童（保護者が就労や病気などの理由によって家庭で育児をするのが難しい状態にある）が対象で、原則として1日8時間、0歳から就学前までの子どもの保育を行う。一方、幼稚園は文部科学省が管轄する学校の種類で満3歳から就学前までの児童が対象で、1日の教育時間は4時間が標準である。ただ、実際には午後2時ごろまで児童が在園していたり、教育時間終了後に希望園児を対象に預かり保育をする場合も少なくないほか、2歳児の受け入れも行われている（高杉 2015）。

保育者の就労に関わらず子どもが利用可能な幼稚園では、預かり保育を実施している割合が1997年の29.2%から2006年には70.6%に高まっており、保育所との区別があいまいになってきた側面もある（池本 2009）⁴⁸。

保育所は自治体が設置する公立と、民間の事業者が設置・運営する私立に分かれてお

⁴⁷ 2009年の改正では3歳までの子どもを持つ労働者に対して、短時間勤務制度を設けることが事業主の義務となった。

⁴⁸ 2006年には、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園制度が導入された。認定こども園は保護者が働いているかどうかに関わらず、就学前児童を対象に保育・教育を一体的に行うのが特徴である。2015年4月には改正認定こども園法に基づいて、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。

り、公立には自治体が自ら運営する場合と、運営を民間に委託する場合の2種類がある。自治体の財政不安増や、私立保育所の設置主体の制限が撤廃されて学校法人や株式会社、NPOなどが運営する保育所も増えてきたこともあり、運営主体別にみた施設数は2009年に民間の運営する保育所が公営を上回った。自治体が保育所を設置した上で民間に運営を委託する公設民営方式が増えている背景には、財政難に加え、利用者側の多様な要望に応えるには民間の力を借りたほうが良いという判断がある。延長保育の実施やそのための人員配置、総コストが膨らまないような運営のノウハウなどは、自治体の直営ではカバーできないこともあるためだ。

また、保育所は児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けた保育施設、すなわち認可保育所と、認可を受けていない保育所に分類することもできる。国が定めた設置基準（施設の広さや保育士などの職員数、設備など）を満たして都道府県知事に認可されている認可保育所に比べ、認可を受けていない保育所は保育環境や質の面で劣る可能性がある。さらに、認可保育所は保護者の収入により保育料の負担が軽減されるが、認可外では軽減措置はなく、公的補助もないか少ないため、保護者の負担する保育料が高くなる（池本2009）。

表3-3は認可保育所における在籍児童について、全体、年齢別、施設種類別の人数および6歳以下人口に占める比率の変化を1990年から5年おきにみたものである。

安定的に利用者は増えており、保育所の在籍児童数は2010年に200万人を超えた。年齢別では0～2歳での利用が多く、3～6歳は幼稚園の利用が多いことが分かる。すなわち、就学前期において、0～2歳の低年齢では保育所を利用し、3歳以上になると幼稚園を使うという傾向が伺える。種別でみると、私立施設の利用が増えており、2005年に公立施設の利用を上回った。

表3-3. 日本の保育所関連の在籍児童数：1990～2015年

年	保育所児童数（千人）						幼稚園児童数（千人）	
	合計	年齢別		施設種類別		6歳以下人口に占める比率（%）	合計	6歳以下人口に占める比率（%）
		0～2歳	3～6歳	公立	私立			
1990	1647	365	1271	917	729	17	2007	21
1995	1600	422	1170	873	726	19	1808	21
2000	1792	526	1261	949	843	24	1773	21
2005	1998	632	1361	991	1006	26	1738	22
2010	2085	742	1338	895	1190	28	1605	22
2015	2170	826	1338	792	1377	31	1402	20

注：年齢別の保育児童数は私的契約（保育が必要な児童に該当しないが、定員に余裕のある場合に入所を認める）を除く。保育所の在籍者数は認可保育所のみで、認可外保育所は含まない。

資料：総務省統計局『国勢調査』1990、1995、2000、2005、2010、2015年版、厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告』各年版

待機児童対策として多くの自治体が認可保育所の新設や拡充に力を入れているが、予算措置や人員の手当てなどの制約のため、保育所利用の希望者が急増した場合には直ちに対応できるわけではない。職場復帰など目指す女性にとっては、認可保育所が利用できない場合、認可保育所に比べて費用負担が重く、施設環境も劣る可能性もある認可外保育所に頼らざるを得ないことから、認可外保育所の利用は依然、高水準にある⁴⁹。認可外保育所は2015年度（2016年3月時点）で6923カ所あり、在籍している児童数は17万7877人である（厚生労働省 2017）。厚生労働省のウェブサイトでは認可外保育所の在籍児童数のデータを1998年度までさかのぼって公表しており、1998年度の児童数（14.9万人）に比べて2015年度は19%の増加となった。

このほか、保育者の居宅を保育の場として行う小規模な異年齢保育、家庭的保育（保育ママとも呼ばれる）が2000年に特別保育対策の一環として位置付けられた⁵⁰。さらに、2010年には児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、認定を受けた保育者が職業として保育を行えるようになった（佐野 2013）。2015年4月現在で全国の自治体が設置または認可した家庭的保育事業の件数は931件となる。

3.4 台湾の家族政策⁵¹

台湾で本格的な少子化対策が本格化し始めたのは、少子化対策などの総合的な施策を盛り込んだ対応策が2008年に公表されてからである。そのため、この時期以降に、新たな政策が集中的に導入・拡充されている。

本節では、中央政府が行っている金銭的支援、休暇、サービスの各観点から、台湾でとられている少子化対応の政策と関連制度を紹介する。なお、金銭的支援は、地方自治体が独自に取り組んでいる施策も紹介する。

3.4.1 手当・一時金

まず、出生に伴う手当については、2011年の国民年金法の改正により、出生した子ども1人当たりについて、1万7280新台湾元（1新台湾元は2019年で約3.6円。以下、元と略記）が国民年金から支給される。また、労工保険加入者⁵²に対しては出生に伴う補助金として、

⁴⁹ 厚生労働省（2017）には、事業者や病院などの事業所内保育施設の利用は含まれていない（2016年3月の施設数は4561カ所、在籍児童数は7万3660人）。事業所内保育施設の児童数を合算すると、認可されていない保育施設の在籍児童数は2016年3月時点で25万1537人に達し、認可保育所の在籍児童数の11%程度に相当する。

⁵⁰ 1950年に京都市が始めて以降、地方自治体が展開していたが、1980年代に入ると家庭的保育は下火になっていた（佐野 2013）。なお、似たような保育サービスとして、乳幼児の居宅で保育サービスを提供する居宅訪問型保育事業も2015年度から区市町村の認可事業と位置付けられるようになった。

⁵¹ 本節の記述は主に林・陳（2011）、内政部（2013）、黄（2012）、可部（2015b）による。

⁵² 労工保険は団体保険で、企業や事業団体など当該の組織は所属従業員の保険加入を進めなければならない。

出生 6 カ月前の保険給付基準の 1 カ月分が支払われる制度がある⁵³。

地方自治体も出生に伴う手当を支給している⁵⁴。各県・大都市レベルでも少子化対策が実施されている。地方自治体の出生に伴う手当は、1998 年に新潟県が子ども 1 人当たり 1 万元の支給を始めたのが契機となり、各県・大都市が支給するようになった。金額は子ども 1 人当たり 3000~2 万元と、自治体の財政能力によって異なる。支給対象は低所得世帯などとする自治体が多い。また、1 人目の子どもの出生よりも、2 人目の子どもの出生への支給額を増やすなど、多産を奨励するかたちの支給体系にしている県・大都市もある。

子育て関連の金銭的支援は、所得の低い世帯（低収入世帯／中低収入世帯⁵⁵）に限定されていた。例えば、1994 年に始まった低収入世帯の児童向けの手当では、児童 1 人当たり毎月 1500~6000 元が補助された。2004 年には中低収入家庭の児童が公私立の幼稚園・保育所に通う際、学期ごとに最高 6000 元を支給する制度が導入された。

2012 年に所得の低い非共働き世帯向けに新しい手当制度が導入された。対象は 2 歳以下の子どもの持ち、夫婦のどちらかいないしは両方が、子育てのために働いていない家庭で、児童 1 人当たり毎月 4000 元（中低収入家庭）~5000 元（低収入家庭）の手当が支給される。また、総合所得税の税率が 20%未満の一般家庭にも月 2500 元の補助がされる。

このほか、一時金支給制度として、未就学児童のうち、一般家庭の 5 歳児を対象に、幼稚園・保育所への通園費用に対する年収に応じた支援制度（5 歳児教育計画）が 2010 年に始まった⁵⁶。まず、同年から離れ島などの一般家庭を対象に導入され、2011 年から全国の一般家庭に拡大された。学費免除のために一律で児童 1 人当たり公立は最高年 1.4 万元、私立は同 3 万元を補助。さらに年収に応じた補助として、年収 30 万元以下の家庭の児童に対し、私立の場合は最高年 3 万元、公立は 2 万元、年収 30 万超~50 万元以下の家庭には公私立ともに同 2 万元、年収 50 万元超~70 万元以下の家庭には私立の場合 1 万元、公立の場合 1.2 万元が支給された⁵⁷。

⁵³ 保険給付基準（「投保薪資」とよばれる）は、保険料と保険給付額を決めるための計算基準である。この基準に月数を乗じて保険給付額が決まる。

⁵⁴ なお、地方自治体の中には、育児手当を実施している県・大都市もある。ただ、出生に伴う手当が一時期な支給であるのに対し、育児手当は長期間にわたるため、取り組んでいる自治体は少ない。金額は毎月 1800~6000 元で、支給対象は低所得・未婚の母親とする場合が多い。支給期間は通常 3 カ月だが、12 カ月という例もある。

⁵⁵ 低収入世帯と中低収入世帯について、社会救助法では家族 1 人当たりの月間の平均収入が最低生活費以下の家庭を低収入家庭、最低生活費の 1.5 倍以下の家庭を中低収入家庭と定めている。最低生活費は地域によって異なるが、台北市の場合は 2000 年時点で月 1 万 1625 元、2009 年では 1 万 4558 元だった。

⁵⁶ 一般の児童向けの一時的支給としては、これ以外にも、幼児教育券支給制度が 2000 年に始まったが 2011 年 8 月に廃止された。この制度では家計の負担軽減を目的に、私立の幼稚園・保育所に通う満 5 歳の児童を持つ家庭に毎年 1 万元を支給した。

⁵⁷ 2011 年に幼稚園と保育所は「幼児園」に統合されたが、5 歳児に対する就学補助は基本的に継続されており、「幼児園」の公私立の別、世帯ごとの収入によって、補助額が決められている。

最後に、税額控除に触れておく。所得税法に就学前児童に関する特別控除の項目が追加され、2012年から、5歳以下の子どもがいる納税者は、子ども1人につき、毎年2万5000円が控除される（ただし、年間の総合所得税の税率が20%以上・基本所得が600万円を超える納税者は対象外となる）。収入の少ない両親の就業を支援して、経済的な安定を得られるようにするのが目的である。

3.4.2 育児休業⁵⁸

「性別工作平等法」の前身である「両性工作平等法」によって、2002年に育児休業制度が導入された。2002年の導入時点では育児休業期間中の所得補償はなく、無給の休業制度だった。2007年12月に同法が「性別工作平等法」へと修正された際、それまで同制度の利用は従業員30人以上の企業の従業員とされていた制限がなくなり、企業規模（従業員規模）を問わず、すべての労働者が利用できるようになった。

在職満1年以上で子どもが満3歳未満の場合、無給の育児休業が取得可能である。休業期間は子どもが3歳までの2年以内。対象となる子どもが2人以上いる場合、無給の休業期間は合計だが、最も幼い子どもの育児休業は2年以内である。

無給だった育児休業について、2009年以降、所得補償がされるようになった。雇用者の場合は、2009年の「就業保険法」の改正により有給化が実現し、育児休業前の半年間平均の保険給付基準の6割分が、所得補償として支払われる。最長で6カ月の支給である。さらに公務員・公立校教員（「公教人員保険」）、軍人（「軍人保険」）も同様に、2009年と2010年に関連する保険法規が改正されて、所得補償の対象として扱われるようになった。

3.4.3 保育サービス

保育所は公立・私立・社区（コミュニティー）立、認可・無認可の別がある。保育所の歴史は第2次大戦後の農村の繁忙期に児童を預かる保育施設（農忙託児所）に遡ることができ、1950年代に、地方の県・市の補助の下で設置された。やがて、公的な補助はなくなり、国が保育関連に関与することは減る一方で、民間による運営が増えていった。2010年の保育所数は、私立が3538カ所と圧倒的に多く、公立は275カ所、社区立は12カ所に過ぎない。未就学児1人当たりの保育所数は、都市部で少ない傾向が顕著であり、人口数の多い台北市、高雄市、新竹市、桃園県などが下位6位までに含まれている。

公立の特徴は利用者の負担コストが低いことである。台北市を例にとると、保育費用（全日保育）は1990年で月2515元（私立は月4951元）、2000年代に入っても月5000元（私立は月1万2000元）だった。

表3-4は台湾の保育所関連の在籍児童数の1990年から2015年における推移を示したものである。年齢別では0～1歳時点での保育利用は少なく、2歳以上になって保育所を利用

⁵⁸ 出生に伴う休業として、「労働基準法」は女性の雇用者が出生前後に8週間の休暇が可能と定められている。1984年公布の労働基準法で規定された。雇用期間が6カ月以上であれば、給与は全額支給され、6カ月未満だと半額支給される。出生に伴う休業は「性別工作平等法」（男女労働平等法に相当）でも規定されており、夫は3日間の同伴休暇を取得することができ、休暇中の給与は全額支給される。

するケースが圧倒的に多いことが分かる。利用者数の規模で見ると、2歳以上の保育所利用と幼稚園の利用は拮抗している。保育所は福祉施設、幼稚園は教育施設として設置基準や人員資格が異なり、監督官庁も保育所が内政部、幼稚園は教育部に分かれるが、両者の区別はそれほど明確ではなく、実態として両者ともに「就学準備機関／教育機関といったほうがイメージに合う」（翁 2008）という指摘も根強かった⁵⁹。

表 3-4. 台湾の保育所関連の在籍児童数：1990～2015 年

年	保育所児童数 (千人)						幼稚園児童数(千人)	
	合計	年齢別		施設種類別		6歳以下人口に占める比率(%)	合計	6歳以下人口に占める比率(%)
		0～1歳	2～6歳	公立	私立			
1990	238	0	169	118	120	10	237	10
1995	223	—	—	111	111	10	240	11
2000	309	—	—	106	202	14	243	11
2005	290	9	280	80	209	17	224	13
2010	236	5	231	59	177	17	183	13
2015	462	32	429	139	323	33	—	—

注：①社区保育所は公立に算入。1990年の児童数は公私立合計しか把握できないので、公私立の所数で按分して算出した。

②台湾の年齢別保育児童数は、2歳未満と2歳以上に区分されており、3歳未満と3歳以上の公表資料は入手できなかった。但し、2015年の0～1歳は0～2歳、2～6歳は3～6歳の値である。また、1990年の年齢別児童数は1991年の値。

③2012年から幼保一元化（幼稚園の発足）となったため、2015年の保育所には幼稚園の値を記入。

資料：教育部『教育統計』各年版、内政部統計処『内政統計年報』2005、2010年版、内政部戸政司全球資訊網 年度縣市及全国統計資料 縣市人口按性別及五齡組、内政部『社会福利機構概況調查報告』1997年版。

2011年に幼児教育と保育、在宅保育・学童保育などに関する2つの法律が制定されたことで、保育所と幼稚園は統合されることになった。両者は統合されて「幼稚園」として、保育機能を担うことになった⁶⁰。一元化により、「幼稚園」は2～6歳の未就学児の保育を行う機関となり、2歳未満の保育は保育センター（2歳未満児が保育対象）が受け持つ。2013年の全国の「幼稚園」の数は6560カ所にのぼり、保育児童数は44万8189人である。

このほかの保育関連サービスとしては、保育ママがある。両親が共働きなどのために2歳未満児を保育ママに預ける際、一般世帯（年間の総合所得税の総額が申告基準未満か税率20%以下）の場合、月2000～3000元が支給される。低・中収入の世帯の場合、毎月の支給額は3000～5000元となる。なお、子どもが3人以上いる世帯が保育ママを利用する場合、共働きかどうかや総合所得税率などの条件無しに支給される。

⁵⁹ 保育所が就学前教育機関の面が強いとしても、子どもを毎日一定時間預かるという機能に着目すれば、働く母親に対する「就業・育児の両立」支援の役割も担っているわけで、保育所の環境整備は育児支援の一環と位置づけられる。

⁶⁰ 幼保一元化後の「幼稚園」は教育部が管轄し、保育センター（2歳未満児が保育対象）や学童保育などは内政部が担当する。

3.5 韓国の家族政策

2005年に低出産・高齢化問題に本格的に対応するための「低出産・高齢社会基本法」が制定され、少子化対応の政策展開が積極的に打ち出されるようになった。このため、多くの施策は2000年以降に集中している。

3.5.1 手当・一時金

2013年3月から養育手当制度が改正・実施され、子どもを育てる世帯に対して所得制限なく、保育料や養育手当が支給されるようになった。改正前は0～2歳児を自宅で育てる低所得世帯や、所得下位70%以下の世帯で0～5歳の子どもを保育所などに預ける世帯のみを対象にしていた。養育手当は保育所などの施設を利用する場合は保育料として、自宅で子育てをする際は養育手当として支給される。2013年時点で給付額は最低10万ウォン（2019年で100ウォンは9円）から最高39.4万ウォンで、子どもの年齢や施設利用の有無により支給額が異なる。

無償保育・無償教育の拡充とともに、施設に通わない乳幼児に対する養育手当も拡充し、2013年からは、施設に通わないすべての乳幼児に対する養育手当の支給が始まった（藤原2014）。

3.5.2 育児休業⁶¹

表（2018）によると、育児休業制度（父母育児休職制度）は1987年の男女雇用平等法の制定とともに導入されたが、生後1歳未満の子どもを持つ女性労働者が対象だった。対象となる子どもの年齢は2005年に3歳以下となり、2011年には満6歳以下、2014年には満8歳以下または小学校2年生以下へと要件が緩和された。休業期間は1年間で、雇用保険に180日以上加入し、30日以上休業した場合に育児休業給付金が支給される。給付金の支給は2001年に定額制で始まり、2011年に育休利用前の通常賃金の40%を支給する定率制となった⁶²。また、育児休業の代わりに育児期勤労時間短縮を申請することも可能で、期間は1年間。育休と勤労時間短縮は同時に利用することはできず、合わせて利用する場合も1年間を超えることはできない。

利用者は徐々に増加しており、2010年には4万人強だったが、2015年には8.7万人と倍増した。ほとんどは女性で男性の利用は2015年でも5.58%にとどまる。

なお、育休給付金は雇用保険に6カ月以上加入していることが前提のため、非正規の女性

⁶¹ 1953年の労働基準法によって定められた出生に伴う休業は2001年に60日から90日に拡大された。60日分の給与は事業主から、30日分の給与は一般財政と雇用保険から支給される。2006年から中小企業への支援を拡大するために、雇用保険法と男女雇用平等法の改正で、90日分全額が雇用保険から支給されることになった（金・張2007）。ただ、出生に伴う休業が法定化されていても、90日間の休暇期間を短縮するように求められたり、逆に雇用者が休暇の申請をためらうようなケースがみられた（Chin et al. 2012）。

⁶² 2017年には雇用保険法施行令改正で育休開始後3カ月間は通常賃金の80%、4カ月目からは通常賃金の40%を支給する。

労働者はそもそも利用できない状態に置かれている（金 2019；松江 2009）。金（2019）によると、2015年に臨時・日雇労働者の78.4%が雇用保険に加入しておらず、女性賃金労働者の43.6%が臨時・日雇職であることを踏まえると、女性賃金労働者の3割程度は雇用保険から除外されていることになる。

3.5.3 保育サービス

1961年の児童福祉法の制定により、託児施設の設置基準などが定められ、子どもを預かる託児事業は「救貧事業的な性格」から「子どもの福祉の推進とその保障」へと変化する契機の一つとなった。同法は保育所（託児所）を、保護者の委託を受けて保護する施設と規定しており、子どもへの保護機能が重視されていた（金 2007）。1991年に乳幼児保育法が制定されたことで、子どもを預かる施設の役割は、保護を目的とする託児から、保護と教育を同時に行う保育へと発展した（斐 2014）。また、法的な根拠がなかった民間の個人施設とノリバン（遊びの部屋の意味）と呼ばれる小規模な施設も、保育制度の枠に含まれるようになった（金 2007）。

保育施設は近年急増しており、中でも私立の増加が最も顕著である。2013年時点で保育施設の在籍者は私立が最も多く、全体の83%を占める。しかし、在籍児童数を定員数で割った定員充足率をみると、私立は83%で、公立（88%）を下回っている。

もともと、施設数が増えているとはいえ、働く親にとって保育施設は必ずしも好ましい選択肢ではないとChin et al.（2012）は指摘する。女性家族部・韓国保健社会研究院の2005年の調査によると、62%の働く母親が家族や親族による子育てに信頼を置くのに対し、保育施設の利用は29%に過ぎない。保育施設は所得の低い層に多く利用される一方で、保育施設のサービスの質に対する親の厳しい姿勢がうかがえる。

Song（2012）によると、従来、民間保育所の設置や運営ができたのは非営利組織だけであり、個人や企業などが民間保育サービスに参画できるようになるのは1995年になってからで、その結果、保育所の数は9085カ所（1995年）から1万5375カ所（1997年）に急増した⁶³。ちなみに、増加数の98%は私立保育所が占める。

保育所の整備に民間の力を活用することで、政府にとっては保育サービス関連の財政負担の減少につなげることができるが、財政補助を受けることができない民間保育所は公立に比べて料金を高くし、職員1人当たりの児童数を多くするなどの対応策をとった。

Kim（2010）によると、盧武鉉大統領（2003～2008年）の時代に私立保育施設の改善が試みられたが、成功しなかった。社会全体の効用拡大を目指して規制緩和により保育施設数を増やしたが、相対的に質の低い施設が市場の多くを占める中で、そのような施設のサービスの質を政府がどのように制御するかというジレンマを抱えることになったとKim（2010）は指摘する。私立の保育施設の質を向上させるために、盧政権は私立向けに人件費の補助を始

⁶³ Song（2012）は金泳三政権（1993～1998年）が1990年代半ばに保育施設の数量を急増させたのは、OECD加盟の要件の1つを満たすためという指摘があることを紹介している。

めた (Song 2012)。公立は人件費補助を受けているために安価な価格でサービスを提供するとともに、施設サービスの質の向上も図ることができたが、私立の財政基盤は親からの保育費用のみに依存していたためである。私立への人件費補助によって、公立と私立の質の差の改善を目指した。

保育施設の対象は0歳児から5歳児で、保健福祉部が管轄している。1991年以降、韓国政府は保育施設の利用世帯に対して保育料の支援をしてきたが、その対象は所得水準が低い世帯であり、2010年では所得下位50%以下の世帯に限られていた (裴 2014)。世帯所得を問わない保育料支援が始まったのは2013年からで、保育・教育についての乳幼児向け完全無償化が導入されたほか、施設保育サービスなどを利用しない場合も子育ての負担を軽減するために、親の所得に関係なく、0~5歳児については、保育料または養育手当のいずれかを選択できるようになった。2014年の支援額は0~2歳児の場合で28.6万~39.4万ウォン、3~5歳児は22万ウォンで、これにより政府支援の保育施設の場合、保育料は完全にカバーされる。但し、私立を含め、実際の保育施設ではその他の名目の費用が掛かることも少なくなく、親にとっては保育施設利用の費用負担が完全になくなるわけではない⁶⁴。

表3-5は韓国の保育所関連の在籍児童数の1990年から2015年における推移を示したものである。2005年ごろから保育所在籍児童数が増え始め、2010年以降は急増している。これは政府の政策により、保育所の設置が急激に拡大したことを反映しているほか、2015年に大幅に利用が拡大し、特に0~2歳児の利用が急伸したのは無償化によるものと考えられる⁶⁵。

⁶⁴ このほか、2012年に満5歳時を対象に導入された幼保共通課程 (通称「ヌリ課程」) は2013年3月から対象が満3歳~満5歳児に拡大した (藤原 2014)。これにより、同課程は3歳から5歳児の教育課程を (保育所と幼稚園の区別なく) 統合した。2014年には情報開示システムを統合しており、教育資格と養成システムの統合、管轄省庁の統合が課題として残っている (鄭 2015)。

⁶⁵ 2012年度に無償保育が始まると、自宅で就学前児童を育てていた多くの親が保育所に子どもを預けたが、その翌年に保育料や養育手当が支給されると、親が再び子どもを自宅で育てるようになるなど、混乱もあった (金・矢野下・權 2015)。また、無償化で利用者が急増したのに伴い、保育の質の保証ができないという問題が生じ、国立育児政策研究所の白仙姫所長は無償化の前に保育所や幼稚園の数を確保して、質の向上を先行させるべきだったと述べた (2019年7月15日朝日新聞)。

表 3-5. 韓国の保育所関連の在籍児童数：1990～2015 年

年	保育所児童数(千人)					幼稚園児童数(千人)		
	合計	年齢別		施設種類別		6歳以下人口に占める比率(%)	合計	6歳以下人口に占める比率(%)
		0～2歳	3～6歳	公立	私立			
1990	48	—	—	25	23	1	414	9
1995	293	—	—	78	214	6	529	11
2000	686	168	565	99	586	15	545	12
2005	989	302	687	111	877	28	541	15
2010	1279	686	593	137	1142	41	538	17
2015	1452	864	588	165	1287	46	682	22

注：2000年の年齢別在籍児数は2001年のデータを使用(合計は734千人)。

私立には法人保育施設、民間保育施設、父母協同保育施設、家庭保育施設、職場保育施設を含む。

資料：保健福祉部『保育統計』各年版、大韓統計協会『人口住宅総調査報告書1990』第1巻全国編、1995年は韓国統計庁『同報告書1995』第1巻全国編。2000年以降は韓国統計庁『人口総調査』2000、2005、2010年版。

3.6 3カ国の家族政策のまとめ

3.3～3.5 でみてきたように、日本は1990年代から、台湾と韓国は2000年代に入ってから、金銭的な支援、休暇、サービスの各面で家族政策の展開に力を入れている。特に台湾と韓国は2010年以降に次々と新たな施策を打ち出して、女性の出生・子育てと就業の両立に向けた環境作りを進めている。

同じ保育サービスに関わる政策も、韓国を例にとれば、保護を目的とする福祉から、保護と教育を目的とする保育へとその位置づけが変わってくるなど、既存の制度・施策も子育て支援環境の整備という枠組みの中での活用が模索されるようになっている。育児休業制度が休暇制度として始まった後、育休給付金の支給という形で金銭的な支援が伴うようになり、徐々に金額も増額されている。このように、休暇という単独の支援策だけでなく、金銭的な支援と組み合わせることで、女性や夫にとってより利用しやすい支援のあり方を目指している。

台湾では保育所と幼稚園を統合する幼保一元化が2012年にスタートして幼児園が発足するなど、他の保育関連機関との連携も強めている。日本では幼保一元化はしていないが、幼稚園でも預かり保育をするなど保育園と幼稚園の垣根は下がってきており、利用者は必要に応じて使いやすい方のサービスを選択することも可能になっている。

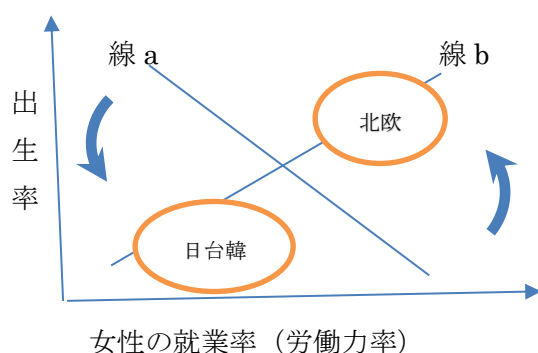
こうしたきめ細かな政策の積み重ねには時間とコストがかかるが、そうした取り組みによって、子育て支援環境の地域レベルでの充実が進み、社会全体でみた環境整備にもつながると考えられる。

第4章 分析の枠組み：使用するデータと変数

4.1 分析の基本的な枠組み

本研究で分析の対象とするのは、子育て支援環境と、出生および女性の就業との関係である。第1章で述べたように、出生率と女性の就業率（労働力率）は負の相関関係から正の相関関係に変化している。女性の出生率と就業率は、かつては図4-1における線aのように右肩下りの負の相関関係だったが、現在は先進国では線bのように右肩上がりの正の相関関係になっている。線aから線bへの変化は出生と女性の就業が両立しうるように作用する第3の要素の存在が必要であり、それが子育て支援の環境であると考えられる。同じ線bの流れにのっている北欧諸国が出生率も就業率も比較的高い水準なのに対し、日本、台湾、韓国は出生率も就業率も比較的低い水準にある。この違いは、出生と女性の就業が両立しうるような子育て支援環境の整備が進んでいるのかどうかによって生じると考えられる。

図4-1. 女性の出生と就業の関係：マクロベース



子育て支援環境の整備が進んでいけば、表4-1の出生と就業の両方がYes [(1)の場合]が増えるはずである。この場合は出生と女性の就業が両立されているので、(1)を増やすには出生を諦めたり、先送りしたりして就業を優先させるケース [(2)の場合]のほか、就業を諦めて出生・子育てに専念するケース [(3)の場合]を減らすことで、(1)への移行を促すことが必要になる⁶⁶。

第1章で指摘したように、子育て支援環境、出生、女性の就業の3者は相互に影響を与えている可能性があり、出生と就業の両立に対して子育て支援環境が介在しているかどうかをまとめて一度に分析することはできない。本研究では、日本、台湾、韓国において、子育て支援環境が出生を促進するかどうか [(2) → (1)]、そして子育て支援環境が女性の就業

⁶⁶ (4)の例としては学生のケースが考えられる。いったん学校を去ると再度勉強する機会を得るのが難しかったり、学業を終えても就職難だったりすると、学生でいる状態が長くなる可能性がある。収入がないことから結婚・出生を選択するのも先送りになるが、本研究ではこれ以上深入りしない。

を後押しするかどうか [(3) → (1)] についてマイクロデータを使って検証する。

表 4-1. 女性の出生と就業の関係：マクロベース

		就業	
		Yes	No
出生	Yes	(1)	(3)
	No	(2)	(4)

「子育て支援環境と出生」については、子育て支援環境の整備を通じて、まだ子どもがいない女性が出生するか、子どもがいる女性がもう 1 人追加して出生するかに注目するものである。就業している女性にとって、出生するかどうかを決断する際、子育ての支援環境があることは支援材料にはなりえるだろうが、直接的な影響要因となるかどうかは人によって異なる可能性がある。第 3 章でみたように、子育て支援政策の実施タイミングや内容が国によって差異があることを踏まえると、多国間で比較して結果を解釈するのは難しくなる。個人ベースの分析をしても個々人に特有の他の要因の影響を制御するのが難しい可能性が排除できないためである。そこで、個人の行動をアグリゲートすることにより、個々の特殊要因の影響を軽減し、働く女性の立場にたって、子育て支援環境が出生をより直接的な促進要因となるかどうかを地域レベルでとらえることを目指す。地域の時系列データを使って、子育て支援環境と出生がどのような関係であるかを分析して、3 カ国間の比較を行う。地域レベルに着目するのは、労働市場、子育て支援政策がいずれも地域単位で機能したり、実施されたりしていることを考慮したためでもある。

一方、「子育て支援環境と女性の就業」については個人レベルの行動に着目して、子育て支援制度の利用と女性の就業の関係の検証を試みる。女性が出生後に就業するかどうかについては、子育て支援環境が直接的な影響を及ぼすと考えられるためである。

次に分析対象の時期について説明する。

まず、「子育て支援環境と出生」についての分析では地域レベルの時系列データを用いるが、その対象期間は 1990～2010 年とする。日本、台湾、韓国が 1970～1980 年代に TFR が 2.0 を割り込んだ後、子育て支援環境の整備に向けて政策的な展開などを強化し始めた時期は、日本が 1990 年代、台湾と韓国は 2000 年代に入ってからである。こうした人口構造の変化と政策対応の強化が著しい 1990～2010 年の 21 年間を分析対象期間とする。

なお、分析期間を 2010 年までとしたのは、同年末に台湾で行政区域が再編され、2011 年以降は時系列データが入手できない県・大都市があるというデータ制約のためである。

次に「子育て支援環境と女性の就業」についての分析は個人ベースの分析であり、上記の期間中の調査結果の中で、3 カ国でできるだけ実施時期に近い調査を使用した。日本のデータの調査実施時期は 2004 年（第 1 次調査）と 2007 年（第 2 次調査）、台湾は 2006 年、韓国は 2007 年である。

「子育て支援環境と出生」は第5章で分析結果を説明する。「子育て支援環境と女性の就業」については第6章で3カ国比較を行い、第7章で日本に焦点を当てて分析する。各章で使用するデータと変数などについて4.2～4.4の各節で説明する。

4.2 分析で使用するデータと変数（1）：子育て支援環境と出生率の分析（3カ国）

本節は第5章で取り上げる「3カ国における子育て支援環境と出生」の分析で使用するデータや変数について説明する。第5章では子育て支援環境の整備が県（道）・大都市レベルの地域別 TFR にプラスの影響を及ぼすかどうかを検証する。分析で使うデータなどの説明に入る前に、まず、地域単位の分析でどのような行政単位のデータを集めるかについて整理する。

4.2.1 分析対象の行政単位

本研究では、分析対象期間である1990～2010年の21年間にわたって比較可能な時系列データが揃う最も細かい行政単位、すなわち、都道府県（日本）、県・大都市（台湾）、道・大都市（韓国）を分析対象の地域単位とする。対象地域を市町村レベルにまで細分化することが望ましいが、変数として使用する時系列データをそろえるのが難しいため、県・大都市レベルとした。

3カ国の地域単位の分析で対象となる行政単位は表4-2の通りで、章末の表4A1～3で詳細を説明している。

表4-2. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位：1990～2010年

	日本	台湾	韓国
1990～2010年における分析対象の行政単位数	47 都道府県 ^a	23 県・大都市 (=16 県+7 直轄／省轄市)	15 道・大都市 (=9 道+6 特別／広域市)
留意点		直轄／省轄市と県は同格(竹内 2011)。島嶼部の2県を除く ^b 。	特別市と広域市は道と同格(出羽 2005、裴 2014)。分析では特別市は広域市と同格とみなした。蔚山広域市と慶尚南道を合算している ^c 。
分析対象の行政単位間の最大差：人口(2010年)	22 倍 (東京都 [最大] / 鳥取県 [最小])	40 倍 (台北県 [最大] / 澎湖県 [最小])	18 倍 (ソウル市 [最大] / 済州特別自治道 [最小])

注 a 日本の都道府県数は1972年に沖縄の日本返還以降、47で変わっていない。

b 人口統計年刊など台湾の公式統計では、行政区域は直轄市(台北市など)、台湾省の県・市(宜蘭県など、基隆市などの省轄市)、中国大陸の福建省の県(金門県、連江県)で構成される。ただ、福建省の2県は島嶼部で、1987年に戒厳令が解除されるまでは、軍事的な拠点として位置づけられるという特殊な環境下であり、1990年時点の人口規模は2県合計でも澎湖県の半分程度と少なかった。公式統計でも島嶼部の2県を除く

場合があり、本研究で使用する『女性の結婚・育児と就業に関する調査』でも島嶼部の2県を除いており、内政部の統計でも一部統計（『有偶人口離婚率按性別及5歳年齢組分』など）では1991年以前は島嶼部の2県を含まない。先行研究（Huang 2002；Huang, Kao and Hung 2006；劉・鄧・唐 2009）も同様である。

なお、2010年12月25日に行政区域が再編（台中市〔旧台中県・旧台中市が合併〕、台南市〔旧台南県・旧台南市が合併〕、高雄市〔旧高雄県・旧高雄市が合併〕、新北市〔旧台北県が直轄市に昇格し名称を変更〕）されたが、本研究では混乱を避けるため、1990～2010年の全期間にわたって再編・合併前の県・大都市のデータをそろえるとともに、本文・図表中の県・大都市名も再編・合併前の名称で統一する。

- 本研究において「2010年の台中市」という場合、合併前の旧台中市を意味する。
- c 韓国では1980年代に3つの広域市が生まれ、1997年に慶尚南道から蔚山広域市が分離し、9道、7特別・広域市となった。しかし、蔚山広域市の分離前の一部データが入手困難なため、慶尚南道に蔚山市を合算した値を使用することで、15道・大都市を分析対象の行政単位とした。

4.2.2 分析の枠組みの前提

Georgellis and Wall (1992), Huang (2002) および Huang, Kao and Hung (2006) の枠組みに基づいて、出生率と子育て支援環境に関する静学モデルを導入する。母親は労働市場での労働に費やす以外の時間は全て育児に充てると仮定する。そして、育児をする母親は、通常の財と子どもの数の組み合わせについて最適な選択を行うことで効用最大化を目指す。単純化のために、子どもの質は一定と仮定し、子どもに対する需要は生存する子どもの数 C で表されるとする。

母親の効用は財の消費 X 、及び C の関数となる。 C は出生数 B と生存率 γ の積で、出生数 B は出生リスク e と出生リスクの回避回数 ρ の差である。予算制約線に関しては、財の価格は1とし、子育てにかかる金銭的成本は P とする。子ども1人当たり1単位の時間がかかるとし、利用可能な総時間 T は市場労働と子育てに配分される。ここでは、子育て支援に関心があるため、働いている母親は労働への時間配分に伴って不足する子育て時間を補う目的で、外部から子育て支援サービスをコスト S で購入すると仮定する⁶⁷。

効用最大化問題は以下のように示される。

$$\begin{aligned} \text{Max } U[X, (e-\rho)\gamma], \\ \text{s.t. } Y + w[T - (e-\rho)\gamma] = X + (P+S)(e-\rho)\gamma. \quad \dots\dots\dots (1) \end{aligned}$$

ここで Y は非労働所得、 w は母親の労働市場での賃金を意味する。子どもの需要は出生リスク e と出生リスク回避回数 ρ の差であるから、

$$C = e(Y, w, S, \rho, \gamma) - \rho. \quad \dots\dots\dots (2)$$

(2)式において、 S は子育て支援サービスを購入するという負担を意味し、子どもの数に対して負の影響を与える。他の条件が同じであれば、 S が大きければ、夫婦が子どもを持つことに対する経済的な阻害要因になる。

江原(2004) は妊娠・出生に伴うコストとして、身体的、時間的、金銭的、心理的という4種類のコストを挙げる。これら4つのコストは出生後の子育てについても、当てはめること

⁶⁷ Ermisch (1989)、吉田・水落 (2005) に基づいた。

が可能であろう。身体的及び心理的コストは金銭換算が難しいため、時間的および金銭的コストが焦点となるが、3.4、3.5 で触れたように、分析対象期間における台湾、韓国の子育て支援は、金銭面よりも、時間に関わる支援に集中している。本研究では、子育て支援環境の整備が、時間的コストの側面からみて、利用者にとってメリットがあるかどうかを検討する。

保育サービスを例にとると、保育所に子どもを預けて働き続ければ、賃金 w が大幅に下がったり、育児専念に伴って獲得賃金がゼロになることを避けることができる。保育所の費用（コスト S ）が低ければ子どものコストは下がり、子どもの需要が増える可能性がある。

次に、出生に伴う休業や育児休業などの休暇制度が自由に利用できるのであれば、母親自身の育児時間を増やすことが可能になり、費用のかかる子育て支援サービスを購入する必要は減る。従って、購入コスト S の負担は低下する。休暇制度の取得が柔軟であればあるほど、そして休暇取得に伴う賃金面の補償が厚ければ厚いほど、購入コスト S の負担は小さくなるはずである。

以上をまとめると、保育所や休暇制度などの子育て支援環境が整備されれば、母親にとって子育て支援サービスの購入コスト、すなわち子どものコストが下がることになる。子どもに対する需要が増える可能性がある。

4.2.3 実証分析モデルとデータソース、変数

子育て支援環境の整備が、夫婦が子どもを持つことに対する経済的な阻害要因を減らし、出生選択に対して肯定的な作用をもたらす可能性があるかどうかについて実証分析を行う。以下のような推計式を想定し、OLS 重回帰分析モデルで分析を行う。

$$TFR_{i,t+k} = a_{i,t} + b * X_{i,t} + c * Z_{i,t} + u_{i,t+1} \dots \dots \dots (3)$$

ここで $i=1, 2, \dots$ (地域)、 $t=1, 2, \dots, 21$ (年) で、 $u_{i,t+1}$ は i. i. d. を仮定する。国によって i は異なり、 $i=1, 2, \dots, 47$ (日本)、 $i=1, 2, \dots, 23$ (台湾)、 $i=1, 2, \dots, 15$ (韓国) である。出生数増加に伴って保育所が増えたという、推計式とは逆の因果関係が生じるのを避けるため、 $k=1, 2, 3 \dots$ (ラグ) とする。県 (道) ・大都市レベルのアグリゲートデータを使用するため、推計式における標準誤差は Robust Standard Error である。

被説明変数は県 (道) ・大都市レベルの地域別 TFR である。

X は子育て支援環境の整備に関する変数であり、行政から見れば政策変数の位置づけとなる。保育サービス、休暇、金銭的支援という3つの子育て支援のうち、3カ国共通で分析対象期間において地域別データが入手できるのは保育サービスと休暇に限定される。保育サービスは、育児と就業の両立を支援する政策と位置づけられるので、0~5歳児の保育所在籍率を変数として採用する。さらに、日本では認可保育所であれば公立と私立で価格面の差はないが、台湾と韓国では利用料金が高額な私立の比率が高く⁶⁸、保育関連サービスのコス

⁶⁸ 台湾の場合、利用者が負担する保育所の費用（全日保育）は台北市を例にとると、1990年で公立は月2515元に対し私立は4951元と倍近くであり、2000年代に入っても公立月5000元に対し私立は月1万2000元である。

トが家計を圧迫しやすい。そのため、台湾と韓国のみの変数として、費用の安い公立の利用率に注目する。

一方で日本の分析のみで使用する変数として、保育所の定員数に対する在籍児童数の割合も用意した。この値が高いほど、保育所の数は増えたとしても、利用しにくさが増すと考えられる。特に都市部など待機児童が生じている場合には、この比率が1を超えるなど高くなるはずである。

次に、育児休業などの休暇制度の導入は、企業にとってコスト増となることから、体力的に余裕のある事業規模の大きい企業から徐々に普及が進むことが予想される。そこで、休暇制度などの子育て支援策の浸透度合いを示す代理変数として、企業全体に占める大企業の割合を使用する。

Zは制御変数で、女性人口の属性・結婚に関する変数群、世帯関連の変数群などを含む。女性人口の属性・結婚に関する変数群については、小椋・ディークル(1992)、高山他(2000)が女性の賃金上昇が出生行動に負の影響を与えることを示しているほか、賃金上昇の背景に学歴の上昇があることを考慮して、25～34歳女性の労働力率、25～34歳女性の短大卒以上の割合、女性の粗婚姻率、粗離婚率で構成した。日台韓いずれも25～29歳の出生率が低下し、相対的に30～34歳の出生率が高まる傾向が見られる。そのため、共変量のうち、労働力率と学歴は25～29歳と30～34歳の両年代に焦点をあてた。

世帯関連の変数群は、3世代世帯の割合と実質世帯年収、世帯年収に占める住居費・教育費の割合である。3世代同居の場合、働いている女性は子どもの祖父母に対し、子どもの世話を頼めるので追加出生につながる可能性がある。一方で、3世代同居は既に子どもが生まれていることを意味するので、子育てに伴うコストなどから同居後の追加出生は望まない場合もあり得る。なお、すでに子どもが生まれているため、第1子の出生を後押しするかどうかを直接測ることはできない。年収に関する変数については、収入が多ければ子育てのコストを負担する経済的余裕が増すはずであり、住居費や教育費の支出割合が収入に対して大きければ子どもを持つ(あるいはもう1人増やす)ことによる経済的な負担が重くなると考えられる。

このほか、都市化の程度のような社会の質的な変化を考慮するため、都市人口比率を代理変数として使用する。

また、地域ごとの人口規模の差は、例えば台湾の場合、最大(台北県)と最小(澎湖県)で32倍(1990年)～40777倍(2010年)と大きいので、県・大都市の人口規模を制御変数に含める⁶⁹。

(3)式をもとに、共変量を整理すると以下ようになる。

⁶⁹ 澎湖県の人口規模が小さい点については、同県が島嶼で構成されるという地理的な特殊性も考えて特段の考慮はしなかった。

$$TFR = \alpha + \beta_1 * \text{政策関連変数}$$

(①0～5 歳児の保育所在籍率、②保育所在籍児童数に占める公立の割合、③保育所定員数に占める在籍児童数の割合、④従業員規模の大きい企業の割合)

+ β_2 * 女性人口の属性・結婚関連変数

(⑤25～34 歳女性の労働力率、⑥25～34 歳女性の短大卒以上の割合、⑦粗婚姻率、⑧粗離婚率)

+ β_3 * 世帯関連の変数

(⑨3 世代世帯の割合、⑩実質世帯年収、⑪世帯年収に占める住居費割合、⑫世帯年収に占める教育費割合)

+ β_4 * 都市人口比率、生産年齢人口（男性）に占める 50 歳以上人口（男性）の割合、地域の人口規模

+ γ (地域の固定効果)

共変量の詳細は表 4-3 の通りで、いずれも県・大都市レベルのアグリゲートデータである⁷⁰。政府及び県・大都市による統計を基にしているが、統計間の食い違いや誤記が疑われる数値がある場合は、複数の統計をつき合わせたり、構成要素のデータを調べるなどし、

⁷⁰ 共変量に関する補足的な説明は以下の通りである。

女性人口の属性・結婚関連変数：⑤25～34 歳女性の労働力率は、労働力率が高まれば賃金が増えると考え、女性にとっての賃金上昇の機会費用の増加による効果を見るための変数。符号は負を予想。なお、韓国のみデータの制約から、労働力率の代わりに就業率を使用する。⑥25～34 歳女性の短大卒以上の割合は、25～34 歳女性全体に占める専門学校・短大・大学・大学院の卒業生の割合。符号は負を予想。⑦女性の粗婚姻率：1000 人当たりの値。符号はプラスを想定。⑧女性の粗離婚率：1000 人当たりの値。離婚で養育費などのコストがかかると予想しているとするれば、高離婚率は少子化促進効果があると考えられる。

世帯関連の変数：⑨3 世代世帯の割合は、家族類型が「夫婦」＋「子ども」＋「両親／片親／親と他の親族の世帯」を 3 世代世帯として、一般世帯全体で割った値。韓国の 3 世代世帯には 4 世代世帯も含んでいる。プラスとマイナスの両方の影響が考えられる。⑩実質世帯年収は、収入が多くなれば、子育ての余裕ができるので、出生行動にはプラスの影響が出ると想定。⑪世帯年収に占める住居費割合は、光熱費込みの居住サービス費用が世帯年収に占める割合。⑫世帯年収に占める教育費割合については、教育関連費用が世帯年収に占める割合。なお、⑩～⑫はデータの制約により日本と台湾のみ使用している。

都市人口比率、男性の年齢構造、地域の人口規模：社会の質的な変化を考慮する目的で都市化の指標を使用した。生産年齢人口（男性）に占める 50 歳以上（男性）の割合は、人口構成の変化を制御するために使用した。高齢化率（65 歳以上人口／総人口）の代わりに、分子を 50 歳以上の男性、分母を男性の生産年齢人口とすることで、労働ないしは家族形成（婚姻、出生・子育て）が可能な年齢層と、比較的資産や所得が多いと考えられる年齢層に着目した。地域の人口規模としては生産年齢（15～64 歳）人口を使用した。

より整合性が高いデータを採用した。

なお、台湾については、2010 年末の行政区域の再編によって 2010 年の値として合併後のデータしか示されていない場合は、合併後の新しい行政区域の値を 2009 年以前（合併前）の旧県・旧大都市の値をもとに按分して算出した。

表 4-3. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で使用するデータソースと変数: 1990～2010 年

変数群	近似した変数名	日本	台湾	韓国
<被説明変数>				
出生率	TFR	日本人女性と外国人女性の生んだ日本国籍児の合計を、日本人女性人口で割った値。 (人口動態統計)	年末時点の中華民国籍の出生可能年齢の女性人口を元に算出。 (人口統計年刊)	人口動向(動態)調査では 1993 年以降のみの掲載のため、1990～93 年は女性の年齢別出生数より算出。 (人口動向 [動態] 調査)
<共変量>				
保育サービス	0～5 歳児の 1 人当たりの保育所在籍率 ^a	保育所在籍児童数/0～5 歳児総数 (保育白書)	保育所在籍児童数/0～5 歳児総数 (内政統計年報、内政統計提要)	保育所在籍児童数/0～5 歳児総数 1990～1992 年は直近年を横置き。 (保健福祉統計年報[1993～1994 年]、韓国の社会指標[1995～2009 年])
	保育所在籍児童数に占める公立割合	—	公立保育所の受け入れ児童数 ^b /全保育所の児童数 ^c (内政統計年報、内政統計提要)	公立保育所の受け入れ児童数/全保育所の児童数 1990～1992 年は直近年を横置き。 (1993～1994 年は保健福祉統計年報、1995～2009 年は韓国の社会指標)
	保育所の在籍児童数/定員数	保育所在籍児童数/定員数 (保育白書)	—	—
育児休業など支援制度の浸透度合い	大企業割合 ^d	従業員 50 人以上の事業所数/全事業所数 1999 年は 50 人以上という区分のデータ取れないので、前後の年の平均値を使用。データがない年は線形関係を想定して補間。 (事業所・企業統計調査 [2009 年から経済センサスに統合された]、経済センサス—基礎調査)	企業全体に占める大企業の割合 大企業は「全企業—中小企業」で算出した(中小企業の定義は注 d を参照)。1995 年の中小企業認定標準の改訂で中小企業の定義が広がったため、1995 年と 1996 年の伸び率で、1994 年以前の大企業比率を割って改定後基準の大企業比率を推計。1991 年のデータはないので前後の年のデータの平均を使用。 (中小企業白皮書)	従業員 50 人以上の事業所数/全事業所数 データソースである統計庁「事業体労働実態調査報告書」と雇用労働部「事業体動労実態現況」は分母となる全産業の事業所数が異なるため、1998 年の両統計の数字が合うように、前者で後者を割った値に前者を乗じることで、両者を接続した。 (1990～97 年は統計庁「事業体労働実態調査報告書」、1998 以降は雇用労働部「事業体動労実態現況」)

女性人口の属性・結婚に関する変数	25～34 歳女性の労働力率 ^e	男女別労働力人口を使用。労働力を、労働力状態未詳を除いた 25～34 歳人口で除した。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 2005 年以降、労働力率の計算の分母に労働力状態未詳を含まないように算出方法を変えたため、就業構造基本調査から算出した。 (就業構造基本調査)	男女別労働力率のうち、25～29 歳、30～34 歳の女性労働力率を人口数で加重平均し女性の 25～34 歳の労働力率を算出。 (人力資源調査統計年報)	男女別就業率を使用。 各年の地域別・性別・年齢別の失業者数／労働力人口が入手できないため、就業率を代用した。25～29 歳、30～34 歳の女性就業率を人口数で加重平均し 25～34 歳の女性の就業率を算出。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (人口総調査の 10%標本による経済活動人口)
	25～34 歳女性の短大卒以上の割合 ^f	25～34 歳の女性に占める高等教育（高専、短大、大学を卒業、大学院を中退・卒業）を受けた人の割合。 5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (就業構造基本調査)	25～34 歳の女性に占める高等教育（専科学校[5 年制の後期 2 年、2・3 年制＝教育年限は日本の短大に近いが教育内容は専門的]、大学、大学院を中退・卒業）を受けた人の割合。2010 年末に合併した県市（旧高雄県・旧高雄市、旧台南県・旧台南市、旧台中県・旧台中市）は合併値を 2009 年度の値で比例配分して按分。 (人口統計年刊)	25～34 歳の女性に占める高等教育（専門大学、教育大学、4 年制大学、各種学校を卒業、大学院を中退・卒業[1990 年は大学と大学院は区分されず]）を受けた人の割合。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (人口総調査)
	粗婚姻率	人口 1000 人当たりの婚姻総数(‰) (人口動態統計)	人口 1000 人当たりの婚姻総数(‰) (人口統計年刊)	人口 1000 人当たりの婚姻総数(‰) (人口動態統計年報)
	粗離婚率	人口 1000 人当たりの離婚総数(‰) (人口動態統計)	人口 1000 人当たりの離婚総数(‰) (人口統計年刊)	人口 1000 人当たりの離婚総数(‰) (人口動態統計年報)
多世代同居に関する変数	3 世代世帯の割合 ^g	夫婦と子ども、親(両親・片親)が同居する世帯を家族類型別に合算し、一般世帯の総数で割った割合。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (国勢調査)	夫婦と子ども、親(両親・片親)が同居する世帯の割合。家族類型別に合計。10 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (人口及住宅普查調査報告)	夫婦と子ども、親(両親・片親)が同居する世帯の割合。3 世代と 4 世代データが区分されているので、両方を合計した。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (人口総調査)
子育てのための世帯リゾー	実質世帯年収	年間収入を使用。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。1999、2004、2009 年は全世帯（一般世帯）が対	年間の所得収入総計(経常性収入から家屋の原価償却を差し引いた額)。単身世帯、農村世帯も含み、中華民国籍の個人で構成	—

ス		象だが、1994 年は 2 人以上世帯が対象のため、1999、2004、2009 年の全世帯と 2 人以上世帯の比率から、1994 年の全世帯の値を推計した。2010 年の CPI (地域別 CPI を使用) で実質化 (単位 10 万円)。(全国消費実態調査)	される家庭が対象 (外国人のみの家庭は含まれない)。 2010 年の CPI (地域別がないため、Huang et al. (2006) にならって全国値を使用) で実質化 (単位 10 万円)。(家庭收支調査報告)	
	世帯年収に占める住居費割合	水道光熱費を含む住居費を基に計算。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。1999、2004、2009 年は全世帯 (一般世帯) が対象だが、1994 年は 2 人以上世帯が対象のため、1999、2004、2009 年の全世帯と 2 人以上世帯の比率から、1994 年の全世帯の値を推計。(全国消費実態調査)	水道光熱費を含む住居サービス費が年収に占める割合。 単独世帯、農村世帯も含み、中華民国籍の個人で構成される家庭が対象 (外国人のみの家庭は含まれない)。(家庭收支調査報告)	—
	世帯年収に占める教育費割合	教育費 (給食や制服の費用などは含まない) を基に計算。5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。1999、2004、2009 年は全世帯 (一般世帯) が対象だが、1994 年は 2 人以上世帯が対象のため、1999、2004、2009 年の全世帯と 2 人以上世帯の比率から、1994 年の全世帯の値を推計。(全国消費実態調査)	教育費 (教科書や塾などの学習費用や家庭教師の費用は含む) が世帯年収に占める割合。 単独世帯、農村世帯も含み、中華民国籍の個人で構成される家庭が対象 (外国人のみの家庭は含まない)。(家庭收支調査報告)	—
地域人口の年齢構造・総数	都市人口比率 ^h	「人口集中地区」の人口が総人口に占める割合 (国勢調査)	人口 2 万人以上の地域 (集住地) で、人口密度が 300 人以上という条件を満たす地区の人口が総人口に占める割合 (1995 年以前は人口統計年刊各年版、1996 年以降は内政統計月報の各年 12 月の「郷鎮市區人口及按都會區統計」)	行政区域基準で洞、邑の人口の全人口に占める割合 (人口総調査)
	生産年齢人口 (男性) に占める 50 歳以上人口 (男性) の割合	男性の 50 歳以上人口 / 男性の 15~64 歳人口 5 年毎のデータをもとに、線形関係を想定して補間。 (国勢調査)	男性の 50 歳以上人口 / 男性の 15~64 歳人口 (人口統計年刊)	男性の 50 歳以上人口 / 男性の 15~64 歳人口 (将来人口推計)

	地域の生産年齢人口 ⁱ	都道府県別の15～64歳人口 (人口推計)	県・大都市別の15～64歳人口 (人口統計年刊)	道・大都市別の15～64歳人口 (将来人口推計)
--	------------------------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------------

注①：カッコ内はデータソース（統計名だけの簡略した表記としている）。

a：保育所の対象児童の年齢は学齢前、すなわち0～5歳だが、生月によって小学校に入学する年齢は多少差があるうえに、日本、台湾、韓国でそれぞれ小学校入学の年齢の決め方が微妙に異なる。学齢前の子どものどれくらいの割合が保育所を利用しているかという比率を求める際、分母としては0～5歳の合計人数を3カ国で共通に使用した。

ちなみに、日本と、台湾、韓国の生月による小学校入学時期の決め方は以下の通りである。

日本＝小学校の1学年（4月1日開始、翌年3月31日終了）は4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの児童生徒までで構成。4月2日生まれの子は、6歳の誕生日（4月2日）の翌年度の4月1日に始まる学年から小学校に入学する。

台湾＝その年の8月31日までに満6歳になった者が、同年の9月1日に小学校に入学する。

韓国＝その年の1月1日までに満6歳になる児童は同年の3月1日に小学校に入学する（児童が満6歳になる日が属している年の翌年の3月1日に小学校に入学する）。2007年1月1日時点で満6歳になっていない場合（2001年1月1日より後の出生）は07年7月の調査時点で満6歳となっていないも就学前児童である。

なお、台湾、韓国では数え年が使われることも少なくないが、本研究の分析は満年齢に基づく。

b：台湾の保育所のうち、地域・コミュニティ（社区）によって運営される保育所は、費用を地方自治体が負担するため、公立に属する（蔡・張・陳 2007）とみなした。

c：2010年末に合併した縣市（旧高雄県・旧高雄市、旧台南県・旧台南市、旧台中県・旧台中市）の値は2010年11月の値を使用。

d：休暇制度の導入は規模の大きい企業の方が浸透しやすいと考えられるため、浸透度合いを測る代理変数として、従業員規模の大きい企業の割合を使用した。台湾の場合、事業所統計に相当するのは工商及服務業普查報告だが、県別の従業員規模別企業数が把握できるのは2006年、2011年版のみで、それ以前の年の報告では把握できない。そのため、中小企業白皮書のデータを代用した。全企業数から中小企業の数を差し引いた残りを大企業の数とみなした。なお、中小企業の定義は日台韓で以下のように異なる。

日本＝従業員規模では製造業で300人以下、卸売業・サービス業で100人以下、小売業で50人以下。資本金額の基準も併用。

台湾＝従業員規模では製造業、建設業、鉱業、土石採取業で200人未満、その他の業種は50人未満（2009年以前）。なお、資本金や売上高の基準を満たす場合も中小企業と認める。

韓国＝従業員規模では製造業で300人未満、卸売業で200人未満、教育サービス業で100人未満などだった。2017年時点の中小企業基本法では業種別の売上高と資産総額の基準に変更された。

e：性・年齢・県（道）／大都市別の賃金データが入手できないため、女性の賃金上昇に伴う機会費用の増加を示す代理変数として、25～34歳女性の労働力率を使用した。

f：日本のデータソースとして使用した就業構造基本調査の質問票では、学歴に関して、2007年以降では卒業した学校について小学・中学、高校・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院に分けて尋ねているが、1987年、1992年、1997年、2002年の選択肢は小学・中学、高校・旧制中、短大・高専、大学・大学院だけである。1997年と2002年の調査票の説明では、専修学校専門課程・各種学校（新高卒を入学資格とする就業年限2年以上のもの）は、短大・高専に含まれるとしている（1987年、1992年については特に説明なし）。従って、短大・高専、大学、大学院を基本とするが、07年以降は専門学校も追加し、高等教育への進学として接続させる。

台湾の高等教育は4年制大学（大学（学部が3つ以上）、独立学院（学部が2つ以下の大学））、2～3年制の専科学校（中学卒業生向けは5年制）があるが、専科学校は応用科学を学び、技術人材の養成が目的である（小笠原・林 1989）。韓国の専門大学と同様、修業年限では日本の短大に類似するが、教育内容は異なる。

韓国の高等教育機関には通常の4年制大学のほか、在職の成人を対象とする産業大学、初等教育の教員養成機関である教育大学、日本の junior college にあたる専門大学などがある。専門大学は従来からあった短期大学と専門学校、看護学校などを改組して1979年に創設されたもので、2～3年制で、職業と結びついた実践的な専門教育を行うのが特徴である。修業年限では日本の短大と類似していても、教育内容はかなり異なる（水田他 2010）。

- g: 日本の国勢調査の「3 世代世帯」は 4 世代も含むが 2005 年以降のみ開示のため採用せず、家族類型別の区分から計算した。家族類型別のデータでは 4 世代を含むかどうかはわからない。台湾の場合、3 世代同居は多世代同居の典型例として位置付けられているが、4 世代は独立した類型とされておらず、データとして含まれているかどうかはわからない。
- h: 日本の「人口集中地区 (DID: Densely Inhabited District)」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区 (原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4000 人以上) が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5000 人以上となる地域を指す。
台湾では行政院主計処のウェブサイト (<https://www.stat.gov.tw/ct.asp?xItem=954&ctNode=1313>) が都市化の定義として、
ア) 2 万人以上の 1 つの聚居地で、人口密度が 300 人以上
イ) 2 個以上の隣接する聚居地で、合計人口が 2 万人以上で平均の人口密度が 300 人以上。
のいずれかを満たすものとしている。イ) のデータを県・大都市レベルで時系列に入手するのは難しいため、ア) のデータのみを用いた。
韓国については韓国統計庁が提供する統計表『都市地域人口現況』において、都市人口は洞と邑の人口、農村人口を面の人口としている。
- i: 日本の人口推計データは、国勢調査の年齢不詳分を各年齢に按分して算出しているため、総人口は国勢調査と同じであっても年齢別のデータは若干異なる。

4.3 分析で使用するデータと変数（2）：子育て支援環境と女性の就業の分析（3カ国）

本節は第6章で取り上げる「3カ国における子育て支援環境と女性の就業の分析」で使用するデータと変数について説明する。子育てと就業の両立を考える際、子育て支援の中で働く女性にとって最も重要な保育サービスの利用に焦点をあてる。

4-3-1. データソースと変数

データソースは3カ国でそれぞれ独立して実施された確率サンプルによる全国調査であり、子育て支援に関する情報として保育所利用について尋ねているものを使用する。日台韓で少子化対応への取り組みが進められるようになった2000年以降、特に2000～2010年の時期のデータに注目をした。2010年以降は女性の働き方も大きな変化が見られ、対応策も多様化しているため、その前の時点での状況を把握するのが狙いである。

各国の分析で使用するデータの概略を示す。

まず、日本は「結婚と家族に関する国際比較調査」(Japan Generations and Gender Survey: JGGS)を使用する。国際共同プロジェクトとしてJGGP委員会(日本の世代とジェンダー・プロジェクト)が実施したもので、2004年に第1次調査(JGGS-1)、2007年に第2次調査(JGGS-2)を実施している(パネルデータ)。JGGP委員会に第1次調査および第2次調査のデータ使用についての申請を行い、両調査結果のデータ使用の許可を得た。

この調査は日本全国の18～69歳の全配偶関係の日本人男女1万5000人(配偶者についても質問)を対象にした層化2段確率サンプルによる全国調査である。第1次調査の回答者9074人(男性4265人、女性4809人)のうち、2004年に49歳以下の回答者4568人を対象に2007年に追跡調査(第2次調査)を実施し、3083人(男性1307人、女性1776人)から回答を得た。

次に、台湾は「女性の結婚・育児と就業に関する調査」(婦女婚育與就業調査)を使用する。台湾の行政院(日本の内閣に相当)が実施しており、台湾全域の15歳以上の全配偶関係の女性を対象にした層化2段確率サンプルによる全国調査である。同調査は中央研究院(人社中心調査専題中心)が管理する人文社会科学系のデータベース「学術調査研究資料庫」(Survey Research Data Archive)に収容されている。公式統計のため、同データベースの利用会員となって使用を申請する必要があり、会員登録した上で別途申請を行って2006年度調査データの使用許可を得た。

同調査は1979～1988の各年と、1993、2000、2003、2006、2010、2013年に実施したクロスセクションデータがあるが、末子の保育サービス利用に関する情報が得られるのは2006年(N=28955)以降の調査からである。日本や韓国と調査年が最も近い2006年は、他の調査年と比べてワークサンプルが最も多い(2265人；2010年と2013年は2000人未満)ことから、本研究では2006年のマイクロデータを使用する。

最後に、韓国は2007年に実施された「女性と家族に関するパネル調査」(Korean Longitudinal Survey of Women & Families)の第1次調査(KLoWF-1)を使用する。同調査

は政府系の研究機関である韓国女性政策研究院が実施した全国調査で、層化 2 段階確率抽出法により選んだ 9068 世帯に居住する 19～64 歳の女性（9997 人）を対象に調査している。全国 9068 世帯を対象に居住する 19～64 歳の女性（9997 人）を対象に調査している。調査内容は世帯関連、女性個人関連、仕事関連から構成されており、設問項目は女性の生活とライフコース、仕事と多様な項目にわたる大規模な社会調査である。

同院のウェブサイト上では「女性と家族に関するパネル調査」(Korean Longitudinal Survey of Women & Families)の第 1 次以降の各回調査データが一般公開されており、別途の申請がなくても誰でも入手できるため、2007 年の第 1 次調査のデータを同院のウェブサイトから入手した（詳細は <http://klowf.kwdi.re.kr/eng/> を参照）。

なお、第 2 次調査は 2008 年、第 3 次調査は 2010 年に行われたが、保育サービスの利用に関する質問内容が異なるため、第 2 次・第 3 次調査は本研究では用いない。

ワークデータは日台韓でできるだけ共通になるように注意した。分析対象については、調査時点で女性の年齢が 50 歳未満で、子どもが 1 人以上いる有配偶女性とした⁷¹。回答者が在学中の場合は分析対象から除いている。

それぞれの調査における調査票の設計の違いによるワークデータの相違は以下の 3 点である。まず、保育サービスの分析に関連して、分析対象となる子どもの出生順位は日本が第 1 子、台湾は末子に焦点を当てており、韓国は制限を設けていないため第 1～4 子である。次に、日本については保育サービスの利用について回顧データも尋ねているのに対し、台湾と韓国は調査時点での保育サービスの利用についてである。第 3 に、保育サービスの範囲は、日本と韓国は公私立の保育所（職場の保育施設を含む）だが、台湾は公私立の保育所（職場の保育施設を含む）のほかに公私立の幼稚園も含んでいる⁷²。

以上の 3 点の差異について考慮しながら分析及び解釈を行う。データソースとワークデータについては表 4-4 にまとめている。

⁷¹ 日本は男女双方に配偶者の情報を尋ねていることから、有配偶の男女で子どもが 1 人以上いる人を分析対象としている。男女双方から配偶者についての情報を得ているが、本研究では保育サービスの利用の有無や配偶者の年齢のような通常、夫婦が共通して知っていると思われる項目についての情報を使用しており、夫婦間で情報の正確性に大きな差はないと考えられる。

なお、回顧データを用いる日本と異なり、調査時点での保育サービス利用の有無を尋ねている台湾と韓国については、子どもの年齢を就学前に限定している。

⁷² 台湾の調査票は「末子が 3 歳未満／3 歳以上 6 歳未満の時に主に世話をしたのは」という質問の選択肢の一つとして、保育所（幼稚園）を挙げている。

表 4-4. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と女性の就業の分析で使用するデータソースとワークデータ

		日本	台湾	韓国
	調査名	「結婚と家族に関する国際比較調査」(JGGS) ^a	「女性の結婚・育児と就業に関する調査」 ^b	「女性と家族に関するパネル調査」 ^c (KLoWF-1)
データソース	対象地域	日本全域	台湾全域(除く島嶼部)	韓国全域
	調査年次	2004年(第1次調査)、2007年(第2次調査) ^d (パネルデータ:就業関係については2次調査のデータを使用)	2006年 (クロスセクションデータ)	2007年(第1次調査) (パネルデータの第1次調査分を使用)
	調査対象者	18~69歳の全配偶関係の日本人男女1万5000人(配偶者についても質問)	15歳以上の全配偶関係の台湾人女性	19~64歳の全配偶関係の韓国女性10000人
	抽出法	層化二段確率サンプルによる無作為抽出		
	回答者数 ^e	第1次調査の回答者9074人(男性4265人、女性4809人)のうち、49歳以下の回答者4568人を対象に2007年に追跡調査(第2次調査)。3083人(男性1307人、女性1776人)から回答を得た。	2006年(N=28955)	2007年第1次調査(N=9997)
ワークデータ	分析対象者	第2次調査(2007年)の回答者のうち、 1)第1次調査時点(2004年)で50歳未満 2)2004・2007年の両時点で子どもが1人以上いる の両条件を満たす有配偶の日本人男女1703人(男性687人、女性1016人)	2006年の調査時点において、 1)50歳未満 2)6歳未満の子どもが1人以上いる の両条件を満たす有配偶の台湾人女性(サンプル数は2265人)	2007年の調査時点において、 1)50歳未満 2)6歳以下の就学前児童が1人以上いる の両条件を満たす有配偶の韓国女性(サンプル数は2125人)
	当該子	第1子 (調査では女性の保育サービス利用に関して第1子について尋ねているため)	末子 (調査では女性の保育サービス利用に関して末子について尋ねているため)	第1~4子

a: 調査実施者はJGGP委員会(日本の世代とジェンダー・プロジェクト)。

b: 中国語の調査名は『婦女婚育與就業調査』(Women's Marriage, Fertility and Employment Survey)。調査実施者は行政院(内閣に相当)主計処。調査は1979年から実施されているが、末子の保育サービス利用に関する十分な情報が得られるのは2006年以降である。

c: 韓国語の調査名は『여성가족패널조사』(Korean Longitudinal Survey of Women & Families)で、調査実施者は政府系の研究機関である韓国女性政策研究院。2008年に第2次調査、2010年に第3次調査を実施しているが、保育所の利用に関する質問内容が第1次調査と、第2次調査以降では異なるので、本研究では第1次調査のみを使用する。

d: 日本の有効回収率は60.5%(第1次調査)、67.5%(第2次調査)である。

e: 日本、台湾、韓国のいずれも回答者が在学中の場合は分析対象から除外している。

4.3.2. 実証分析モデル

3カ国の比較分析では、①保育サービス利用の有無（日台韓）②女性の就業の有無（台韓）と、就業と保育サービス利用の同時性（台韓）について分析する。

まず、日本、台湾、韓国における①保育サービス利用の有無については、2項ロジットモデルを用いて分析する。3カ国では当該子の出生順位が異なる点を考慮して、当該子の出生順位を問わずに比較分析を行った後で、日本と同様に台湾と韓国の分析対象児童を第1子に絞り込む。その上で、3カ国で差があるかどうかについても検証する。比較のためにデータを絞り込むとサンプル数が小さくなり、統計的な頑健性が失われかねないため、データを絞り込まない場合と、絞り込んだ場合の両方の推計を試みる。

次に、保育サービスの利用と女性の就業は相互に密接な関係がある可能性が考えられる。日本の場合、特に都市部では認可保育所の利用には女性が働いていると有利とされるほか、台湾と韓国でも有配偶女性の就業率の上昇傾向を考えると、女性の就業と保育サービス利用の関係には同時性の可能性がありえる。そのため、台湾と韓国については、②女性の就業の有無に関する推計を行うとともに、保育サービス利用と女性の就業（いずれも調査時点）について同時性（相互依存性）がないかどうかを検証する。なお、日本は保育サービス利用について回顧データを使っているため、保育サービス利用時点での就業についてのデータを把握できないことから、就業の有無の推計と同時性の検証は行わない。

保育サービス利用の推計式は以下のように、子育て支援サービスを利用したかどうかを被説明変数とするロジスティック回帰モデルを使う。

$$\ln \left(\frac{p}{1-p} \right) = a + \sum b_i X_i \quad \dots \dots \dots (1)$$

ここで p は子育て支援サービスを活用する確率を指す。また、女性の就業の推計についても（1）式を使用するが、その際の p は調査時点における女性の就業確率を意味する。女性の保育サービスの利用と就業については、同時性の可能性があるため、これを検証するために bivariate probit モデルを使った推計を行う⁷³。

⁷³ bivariate probit モデルは、保育サービス利用の有無、就業の有無に関して(2)、(3)のような推計式を想定する。

$$I_1^* = \beta X_1 + \varepsilon_1 \quad I_1 = 1 \quad \text{if } I_1^* > 0 \quad \dots \dots (2)$$

$$I_1 = 0 \quad \text{otherwise}$$

$$I_2^* = \gamma X_2 + \varepsilon_2 \quad I_2 = 1 \quad \text{if } I_2^* > 0 \quad \dots \dots (3)$$

$$I_2 = 0 \quad \text{otherwise}$$

ここで I_1^* は保育サービスの利用に関する潜在変数で、利用している場合は I_1 を 1、利用していない場合を 0 とする。同様に、 I_2^* は調査時点の就業に関する潜在変数で、就業している場合は I_2 を 1、利用していない場合を 0 とする。 X_1 、 X_2 は説明変数である。誤差項 ε_1 、 ε_2 については(4)式のように相関 (ρ) があると仮定する。

6章で行う分析の被説明変数は①保育サービスの利用の有無と、②調査時点における女性の就業の有無の2つである。

3カ国の分析で共通して用いる説明変数は以下の通りである。女性の年齢として、「女性の出生年次」（女性の出生年－1900）および「出生年次の2乗項」を使用した。結婚前の女性の就業については、従業上の地位や正規職かどうか台湾でのデータでは把握できないため、「女性の結婚前の就業の有無」（就業＝1）を使用した。「夫の学歴」は「女性の学歴」と同じカテゴリ変数としたが、台湾のみ不詳・無回答を追加した。日本は回顧データを使用しているため、女性の出生年次の平均値は台湾や韓国の方が日本よりも最近である（表6-3）。そこで、初婚から調査時点までの結婚継続期間を制御するために、「結婚期間」を使用した。

なお、2カ国にのみ共通する説明変数として「当該子の出生順位」と「回答者の生育地」を用意した。前者は台湾と韓国、後者は日本と韓国のモデルで共通して使用する。

日本、台湾、韓国の保育サービス利用の有無、及び台湾、韓国の女性の就業の有無についての分析で使用する被説明変数と説明変数の詳細は表4-5にまとめている。

$$\begin{pmatrix} \varepsilon_1 \\ \varepsilon_2 \end{pmatrix} \sim N \left[\begin{pmatrix} 0 \\ 0 \end{pmatrix}, \begin{pmatrix} 1 & \rho \\ \rho & 1 \end{pmatrix} \right] \dots\dots (4)$$

$\rho=0$ の帰無仮説が棄却されれば、女性の保育サービス利用と就業は同時に決定されることを意味し、棄却されなければ(2)式と(3)式は独立して推計される必要があることを示す。

表 4-5. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と女性の就業の分析で使用する変数

	分析①保育サービス利用の有無			分析②女性の就業の有無	
	日本	台湾	韓国	台湾	韓国
調査年	[2004年]	[2006年]	[2007年]	[2006年]	[2007年]
回答者の性別	[女性と夫]	[女性のみ]	[女性のみ]	[女性のみ]	[女性のみ]
<被説明変数>					
	当該子出生後の保育サービス利用の有無 ^{ab} (子どもが就学前期) [当該子は0~6歳の就学前児童:第1子] ^c	当該子出生後の保育サービス利用の有無 ^b (調査時点) [当該子は0~5歳の就学前児童:末子] ^c	当該子出生後の保育サービス利用の有無 ^b (調査時点) [当該子は0~6歳の就学前児童:第1~4子] ^c	当該子出生後の女性の就業の有無(調査時点) [当該子は0~5歳の就学前児童:末子] ^c	当該子出生後の女性の就業の有無(調査時点) [当該子は0~6歳の就学前児童:第1-4子] ^c
<説明変数>					
女性の結婚前の就業の有無	就業=1、それ以外=0			就業=1、それ以外=0	
女性の出生年次	女性の出生年-1900			女性の出生年-1900	
女性の学歴 ^d	中卒以下、高卒(†)、短大卒、4年制大卒以上			中卒以下、高卒(†)、短大卒、4年制大卒以上	
夫の学歴 ^d	中卒以下、高卒(†)、短大卒、4年制大卒以上			中卒以下、高卒(†)、短大卒、4年制大卒以上	
結婚期間	初婚から調査年までの年数			初婚から調査年までの年数	
当該子の出生順位	[第1子のみ]	第1子(†)、第2子、第3子以上		第1子(†)、第2子、第3子以上	
回答者の生育地 ^e	大都市=1、それ以外=0	[データなし]	大都市=1、それ以外=0	[データなし]	大都市=1、それ以外=0
サンプル数	1703人	2265人	2125人	2265人	2125人

注 a: 就学前年齢時の各歳における保育の利用有無を調べ、1年でも利用していたら「利用した」としてカウントする。

b: 保育サービス利用の定義は公・私立の保育施設サービスの利用である。ここでいう保育施設は各国の調査票によって定義が若干異なる。日本は①保育所、台湾は①保育所②職場の保育施設③幼稚園、韓国は①保育所②職場の保育施設である。なお、日本と韓国については、保育所と幼稚園を重複利用している場合は保育サービス利用とみなしている。

c: 分析対象の子どもの出生順位が国によって異なるのは、日本と台湾は調査票で保育サービスの利用についてそれぞれ第1子、末子についてのみ尋ねているため。韓国は出生順による限定はない。年齢は日本、台湾、韓国のいずれも満年齢を使用した(生年月から満年齢を計算)。なお、韓国の場合、女性が調査時点で複数の就学前児童(例:第1子で8月生、第2子で2月生)を持つケースでは、生れた

月が早い方（この場合は第2子）に関して、施設保育サービスの利用などについて質問をしている。双子や、生まれた年は異なるものの生まれた月が偶然同じ場合、KLoWF-1では先に生まれた子どもを質問対象の就学前児童としている。

- d: 日本、台湾、韓国のいずれも回答者が在学中の場合は分析対象から除外している。日本において、高専卒は高卒扱いとした。なお、台湾の夫の学歴については、カテゴリーとして「不詳・無回答」を追加している。
- e: 回答者が育った家庭の経済状態の代理変数。日本は「15歳になるまでに最も長く暮らした地域」（選択肢は農村、地方小都市、県庁所在地や同等以上の大都市）、韓国は「15歳（中学2年生）ごろの居住地」（選択肢は大都市、中小都市、町村〔읍면〕単位地域、海外）。

4.4 分析で使用するデータと変数（3）：子育て支援環境と女性の就業の分析（日本）

本節は第7章で取り上げる「日本における子育て支援環境と女性の就業」の分析で使用するデータや変数について説明する。第7章では、①出生後の保育サービス利用の有無に加えて、②出生後の育児休業制度の利用と女性の就業継続（職場復帰）の有無について多変量解析を行う。①は人年データを用いて、子どもの各歳別の保育サービス利用動向を調べる。

4.4.1 データソースと変数

4.3の「子育て支援環境と女性の就業の分析」（3カ国）において、日本の分析で紹介した「結婚と家族に関する国際比較調査」（JGGS）を第7章でも使用する。分析対象は、2004年に実施した第1次調査（JGGS-1）において50歳未満であり、2004年と2007年の第2次調査（JGGS-2）のいずれの時点でも少なくとも子どもが1人以上いる有配偶の日本人男女である。①保育サービス利用の場合は当該子が1歳以上とし、②育児休業制度の利用と女性の就業継続の場合は当該子の出生1年前に雇用労働者として働いていた——という条件を加える。分析対象者数は①が1676人②が870人である⁷⁴。回答者が在学中の場合は分析対象から除外している（表4-6）。

表4-6. 日本における子育て支援環境と女性の就業の分析で使用するワークデータ

		①保育サービス利用の有無	②女性の就業継続（職場復帰）の有無
ワークデータ	分析対象者	第2次調査(2007年)の回答者のうち、 1)第1次調査時点(2004年)で50歳未満 2)2004・2007年の両時点で子どもが1人以上いる 3)当該子の年齢が1歳以上 の条件を満たす有配偶の日本人男女1676人	第2次調査(2007年)の回答者のうち、 1)第1次調査時点(2004年)で50歳未満 2)2004・2007年の両時点で子どもが1人以上いる 3)当該子の出生1年前に雇用労働者として働いていた の条件を満たす有配偶の日本人男女870人
	当該子	第1子	第1子
	データの特徴	第1子の各年齢(1～6歳)別の保育所利用に関する人年データを構築する。	第1子の各年齢(0～6歳)別の育休利用のデータはないので人年データは構築しない。

注：回答者が在学中の場合は分析対象から除外している。

4.4.2 実証分析モデル

第7章では①保育サービス利用の有無②女性の職場復帰の有無について、4.3.2と同様に2項ロジットモデルを用いて分析する。

⁷⁴ 結婚→離婚→結婚を2004～07年に経験した人がいる可能性もあるが、結婚履歴がないので分からない。また、離死別者を除いたのは、有配偶者の場合と子育ての環境が異なるほか、本章では女性本人のみならず、配偶者（夫）からの代理回答のデータも使用しているためである。

①保育サービス利用の有無は第1子が就学前期における各歳別のデータ、すなわち、就学前の時期における人年データを作成したうえで、被説明変数として保育サービスを利用したかどうかの2項変数を用いたロジスティック回帰分析を行う。当該子が1歳時点の女性の就業に関する説明変数を使用するほか、0歳の時期は育児休業制度を利用すれば保育所を利用しなくても済むことも考慮し、対象となる就学前期の当該子の年齢を1歳以上とした。2004年の調査時点の直前に子どもが生まれたばかりで子どもの実年齢が1歳未満の場合も対象外とした。

第1子の年齢(1~6歳)別に保育所の利用に関する人年データを構築することで、年齢ごとの利用状況を分析することが可能になる。保育所の利用は年齢ごとに異なることが考えられるため、各歳別に利用の有無を調べる。また、当該子の実年齢が例えば3歳の場合、実年齢が達していない4歳、5歳と6歳における利用データを分析対象から外している⁷⁵。

次に、②女性の職場復帰の有無については、被説明変数として第1子出生後に職場復帰をしたかどうかの2項変数を用いて、ロジスティック回帰分析モデルを使って変数の影響を推計する⁷⁶。

第1子出生後に「出生前と同じ職場」ないしは「同じ会社の職場」で働く場合を、職場復帰したとみなした。別の会社が変わった場合は、仕事を辞めた場合と同様に、職場復帰しなかったと分類した。職場復帰の有無を検証するため、第1子出生1年前に雇用労働者として働いていた女性を分析対象とする⁷⁷。

説明変数については、まず、①②それぞれの分析のみで用いる変数について詳述し、その後で両分析で共通して使う変数について説明する。

①保育サービスの利用の分析では、第1子出生前の働き方に注目するため、説明変数として「第1子出生1年前の女性の就業時間」を使用する。働き方の変数としては従業上の地位も考えられるが、週労働時間が35時間以上(フルタイム)である女性の2割が非正規職のため、週労働時間の方が適切と判断した。

また、当該子が出生時点からどのくらいの時間が経過しているかを制御するために、「就学前だった時期の子どもの年齢」を使用した。

②職場復帰の分析では、育児休業制度を利用したかどうかに着目し、「育児休業制度の利用」を変数として使用した。育児休業制度の利用は、出生前の時点で働いていることが前提になるため、出生1年前に働いていない場合は分析対象から外した。育児休業制度は1992年に法制化され、その後も改正されていることを踏まえ、「第1子の出生年次」を制御変数

⁷⁵ JGGS-1で当該子が3歳の場合、4歳以降の年齢には達していないが、JGGS-2のデータで補完できる場合は、4~6歳の利用データを得ることができる。その際、接続する年齢以前(1~3歳)における利用データがJGGS-1とJGGS-2で一致する場合に限定した。

⁷⁶ 育児休業制度の利用について検討する際、各歳別のデータは使用しないので人年データは作成しない。

⁷⁷ 女性の職場復帰に関する分析では、子どもの年齢が1歳未満の場合も分析対象としている。

として使用した。

また、女性の働き方として「第1子出生1年前の女性の就業時間」を使用した。

このほか両分析で共通して使用した共変量は以下の通りである。「女性の出生年次」、「第1子出生時の女性の年齢」、「女性の学歴」、「夫の学歴」、「回答者の生育地」、「回答者の性別」。

なお、夫の学歴は世帯の経済力の代理変数として使用する。

分析で用いる説明変数は表 4-7 の通りである⁷⁸。

⁷⁸ 女性・夫の学歴と回答者の生育地についてのカテゴリーの設定は、3カ国の変数をそろえることを優先した 4-3 と、日本に焦点をおいた分析の 4-4 では若干異なる。

表 4-7. 日本における子育て支援環境と女性の就業の分析で使用する変数

	分析①保育サービス利用の有無	分析②女性の職場復帰の有無
<被説明変数>		
	当該子出生後の保育サービス利用の有無 ^a (子どもが就学前期) [当該子は 1-6 歳の就学前児童：第 1 子]	育児休業利用の観点から見た女性の職場復帰の有無 (子どもが就学前期) [当該子は 0-6 歳の就学前児童：第 1 子]
<説明変数>		
第 1 子出生 1 年前の女性の就業時間	ゼロ (働いていない) (†)、1~34 時間 (パートタイム)、35 時間以上 (フルタイム)	35 時間以上 = 1
第 1 子出生時の育児制度の利用	[データなし]	育休制度がない (†)、育休制度あるが利用せず、育休制度を利用
女性の出生年次	女性の出生年 - 1900	女性出生年 - 1900
第 1 子出生時の女性の年齢	女性の年齢	女性の年齢
女性の学歴 ^b	中卒以下、高卒 (†)、専修・高専・短大卒、4 年制大卒以上	
夫の学歴 ^b	中卒以下、高卒 (†)、専修・高専・短大卒、4 年制大卒以上	
就学前だった時期の子どもの年齢	子どもの年齢	[データなし]
第 1 子の出生年次	[データなし]	出生年 - 1900
回答者の生育地 ^c	都市部 = 1、それ以外 = 0	都市部 = 1、それ以外 = 0
回答者の性別	女性 = 1、男性 = 0	女性 = 1、男性 = 0
observation	8145	870

注 a : 保育サービス利用の定義は公・私立の保育施設サービスの利用である。保育所と幼稚園を重複利用している場合は保育サービス利用とみなしている。

b : 回答者が在学中の場合は分析対象から除外している。女性・夫の学歴と回答者の生育地についてのカテゴリーの設定は、本節では日本に焦点をおいた分析のため、3 カ国の変数をそろえることを優先した 4-3 とは若干異なる。

c : 回答者が育った家庭の経済状態の代理変数。15 歳になるまでに最も長く暮らした地域である (選択肢は農村、地方小都市、県庁所在地や同等以上の大都市)。

表 4A-1. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位の一覧：日本、2010年

	都道府県名	県庁所在地	人口（人）	全国に占める比率（%）
1	北海道	札幌市	5,506,419	4.3
2	青森県	青森市	1,373,339	1.1
3	岩手県	盛岡市	1,330,147	1.0
4	宮城県	仙台市	2,348,165	1.8
5	秋田県	秋田市	1,085,997	0.8
6	山形県	山形市	1,168,924	0.9
7	福島県	福島市	2,029,064	1.6
8	茨城県	水戸市	2,969,770	2.3
9	栃木県	宇都宮市	2,007,683	1.6
10	群馬県	前橋市	2,008,068	1.6
11	埼玉県	さいたま市	7,194,556	5.6
12	千葉県	千葉市	6,216,289	4.9
13	東京都	新宿区 ^a	13,159,388	10.3
14	神奈川県	横浜市	9,048,331	7.1
15	新潟県	新潟市	2,374,450	1.9
16	富山県	富山市	1,093,247	0.9
17	石川県	金沢市	1,169,788	0.9
18	福井県	福井市	806,314	0.6
18	山梨県	甲府市	863,075	0.7
20	長野県	長野市	2,152,449	1.7
21	岐阜県	岐阜市	2,080,773	1.6
22	静岡県	静岡市	3,765,007	2.9
23	愛知県	名古屋市	7,410,719	5.8
24	三重県	津市	1,854,724	1.4
25	滋賀県	大津市	1,410,777	1.1
26	京都府	京都市	2,636,092	2.1
27	大阪府	大阪市	8,865,245	6.9
28	兵庫県	神戸市	5,588,133	4.4
29	奈良県	奈良市	1,400,728	1.1
30	和歌山県	和歌山市	1,002,198	0.8
31	鳥取県	鳥取市	588,667	0.5
32	島根県	松江市	717,397	0.6
33	岡山県	岡山市	1,945,276	1.5
34	広島県	広島市	2,860,750	2.2
35	山口県	山口市	1,451,338	1.1
36	徳島県	徳島市	785,491	0.6
37	香川県	高松市	995,842	0.8

38	愛媛県	松山市	1,431,493	1.1
39	高知県	高知市	764,456	0.6
40	福岡県	福岡市	5,071,968	4.0
41	佐賀県	佐賀市	849,788	0.7
42	長崎県	長崎市	1,426,779	1.1
43	熊本県	熊本市	1,817,426	1.4
44	大分県	大分市	1,196,529	0.9
45	宮崎県	宮崎市	1,135,233	0.9
46	鹿児島県	鹿児島市	1,706,242	1.3
47	沖縄県	那覇市	1,392,818	1.1

注 a：東京都政策企画局のウェブサイトによると東京都の県庁(都庁)所在地は「東京都庁の位置を決める条例」により新宿区西新宿2丁目である。(2017年2月9日アクセス)

資料：総務省統計局(2014)『平成22年国勢調査』

表 4A-2. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位の一覧：台湾、2010年

	県・大都市名	県政府所在地	人口(人)	全国に占める比率(%)
1	台北県	板橋市	3,897,367	16.9
2	宜蘭県	宜蘭市	460,486	2.0
3	桃園県	桃園市	2,002,060	8.7
4	新竹県	竹北市	513,015	2.2
5	苗栗県	苗栗市	560,968	2.4
6	台中県	豊原市	1,566,120	6.8
7	彰化県	彰化市	1,307,286	5.7
8	南投県	南投市	526,491	2.3
9	雲林県	斗六市	717,653	3.1
10	嘉義県	太保市	543,248	2.4
11	台南県	新營市	1,101,521	4.8
12	高雄県	鳳山市	1,243,536	5.4
13	屏東県	屏東市	873,509	3.8
14	台東県	台東市	230,673	1.0
15	花蓮県	花蓮市	338,805	1.5
16	澎湖県	馬公市	96,918	0.4
17	基隆市	—	384,134	1.7
18	新竹市	—	415,344	1.8
19	台中市	—	1,082,299	4.7
20	嘉義市	—	272,390	1.2
21	台南市	—	772,273	3.3
22	台北市	—	2,618,772	11.4
23	高雄市	—	1,529,947	6.6

注：2010年12月25日に行政区域が再編（台中市〔旧台中県・旧台中市が合併〕、台南市〔旧台南県・旧台南市が合併〕、高雄市〔旧高雄県・旧高雄市が合併〕、新北市〔台北県が直轄市に昇格〕）されており、2014年には桃園県が桃園市（直轄市）となっている。この表は2010年末の行政区域再編前の行政区分に基づく。

資料：内政部戸政司全球资讯网『县市別の性別・5歳刻みの人口』（2012年5月20日アクセス。同ウェブサイトで公表されているデータは合併後の行政区分に基づくもの）

表 4A-3. 日本、台湾、韓国の子育て支援環境と出生率の分析で対象となる行政単位の一覧：韓国、2010年

	道・大都市名	道庁所在地	人口（人）	全国に占める比率（%）
1	ソウル特別市	—	9,794,304	20.2
2	釜山広域市	—	3,414,950	7.0
3	大邱広域市	—	2,446,418	5.0
4	仁川広域市	—	2,662,509	5.5
5	光州広域市	—	1,475,745	3.0
6	大田広域市	—	1,501,859	3.1
7	京畿道	水原市	11,379,459	23.4
8	江原道	春川市	1,471,513	3.0
9	忠清北道	清州市	1,512,157	3.1
10	忠清南道	洪城郡	2,028,002	4.2
11	全羅北道	全州市	1,777,220	3.7
12	全羅南道	務安郡	1,741,499	3.6
13	慶尚北道	安東市	2,600,032	5.4
14	慶尚南道+蔚山広域市	—	4,242,721	8.7
15	済州特別自治道	済州市	531,905	1.1
参 考	（蔚山広域市）	—	1,082,567	2.2)
	（慶尚南道）	昌原市	3,160,154	6.5)

注：1997年に慶尚南道から蔚山広域市が分離したが、蔚山広域市の分離前の一部データが入手困難なため、本研究の地域単位の分析では、慶尚南道と蔚山市の合算値を使用している。なお、2012年には忠清南道から独立して、世宗特別自治市が発足している（発足翌年の2013年の人口は11.7万人）。

資料：統計庁『人口総調査』（オンライン版2017年4月22日アクセス）

第5章 3カ国における子育て支援環境と出生率格差：地域レベルの時系列データ分析⁷⁹

5.1 子育て支援環境と地域出生率

子育て支援政策の拡充が、県（道）・大都市別の出生率に対する規定要因となりうるのかについて地域単位のデータに基づいた分析を試みる。日本、台湾、韓国についての個別の分析に加えて、3カ国全体を対象とした議論も行う。

4.2で述べたように、以下の推計式を想定し、OLS重回帰モデルで分析を行う。

$$TFR_{i,j,t+k} = a_{i,j,t} + b * X_{i,j,t} + c * Z_{i,j,t} + u_{i,j,t+1}$$

ここで $i=1, 2, 3, 4$ （国：日本、台湾、韓国、3カ国プール）、 $j=1, 2, 3, \dots$ （地域：日本は47、台湾は23、韓国は15、3カ国プールは85）、 $t=1, 2, \dots, 21$ （年）で、 $u_{i,j,t+1}$ は i. i. d. を仮定する。出生数増加にともなって保育所が増えたという、推計式とは逆の因果関係が生じるのを避けるほか、国によって社会変動や人口構造の変化の速度などが異なることを考慮して、 $k=2$ （ラグ）とした。

X は子育て支援環境の整備に関する変数であり、行政から見れば政策変数（①0～5歳児の保育所在籍率、②保育所在籍児童数に占める公立の割合、③保育所定員数に占める在籍児童数の割合、④従業員規模の大きい企業の割合）の位置づけとなる。 Z は制御変数で、女性人口の属性・結婚に関する変数群、世帯関連の変数群、地域関連の変数群である。

5.2 各国の分析：日本、台湾、韓国

国ごとの分析では、まず、3カ国で共通する変数をできるだけ多く集めたベースモデル（3カ国共通モデル：日台韓）を設定した。具体的には、政策関連変数のうち①0～5歳児の保育所在籍率、④従業員規模の大きい企業の割合を含むほか、制御変数では女性人口の属性・結婚関連変数（⑤25～34歳女性の労働力率、⑥25～34歳女性の短大卒以上の割合、⑦粗婚姻率、⑧粗離婚率）、さらに世帯関連の変数（⑨3世代世帯の割合のみ）を加えたものである。地域関連の変数群（地域の人口規模、男性人口に占める50歳以上の比率）も含んでいる（表5-1）。

このベースモデルをもとに、2カ国共通モデルを設定した。2カ国共通モデルは2種類ある。1つがベースモデルに②保育所在籍児童数に占める公立の割合を加えた2カ国共通モデル（台韓）で、もう1つがベースモデルに世帯関連の変数（⑩実質世帯年収、⑪

⁷⁹ 3カ国比較の分析については日本人口学会で発表した「日台韓の少子化と子育て支援環境」（64回大会 2012年6月2日）をもとに修正。台湾の分析については可部（2013）を加筆修正している。

世帯年収に占める住居費割合、⑫世帯年収に占める教育費割合)を加えた2カ国共通モデル(日台)である。

さらに、2カ国共通モデル(日台)をもとに、1カ国単独モデルも設定した。2カ国共通モデル(日台)に日本の分析のみで使う政策関連変数(③保育所定員数に占める在籍児童数の割合)を加えた1カ国単独モデル(日本a)を設定したほか、2カ国共通モデル(日台)に②保育所在籍児童数に占める公立割合を加えた1カ国単独モデル(台湾)も用意した。

なお、日本の分析のみで使う政策関連変数(③保育所定員数に占める在籍児童数の割合)をベースモデルに加えた1カ国単独モデル(日本b)も追加設定している。

国ごとの分析を基本とするが、国による構造や制度などの違いを超えた3カ国共通の傾向を探るために、3カ国のデータをプールした分析も参考として行う。この分析では3カ国共通の変数を使う必要があるため、国ごとの分析におけるベースモデルと同じ変数を使用する。

各国の分析結果は表5-3の通りである。日本、台湾、韓国の順に考察を行う。

なお、図1-1が示すように、台湾と韓国では1998年や2000年など特定の年にTFRが急変しているが、これには干支の影響が考えられる。そこで干支の影響が考えられる年については前後1年の平均値を代入した推計を行ったが、結果はほとんど変わらなかった⁸⁰。

⁸⁰ 台湾は1998年(寅年)、2000年(龍年とミレニアムイヤー)、2010年(寅年)で干支の影響が考えられる。1998年については、寅年生まれは不吉だとして寅年の子を避ける心理(塩川 2006)が働いた可能性があり、2010年も同様の指摘がある(Lee and Lin 2016)。逆に2000年は縁起のよい龍年と西暦2000年が重なった影響が懸念される(劉・鄧・唐 2009)。

韓国も2007年(亥年)、2010年(寅年)で干支の影響が懸念される。韓国では亥(豚)は財運の象徴とされ、亥年の子は財運がよいといわれる。特に2007年は60年に1回の亥年(「黄金の豚」年)とされるほか、前年の2006年は1年に立春が2度ある「双春年」で、縁起が良いとされるため婚姻数が増加している(松江 2009; 金・張 2007; Choe and Retherford 2009)。また、2010年は60年に1度の「白虎の年」で、その年に生まれると金運がより強いとされる(金 2014)。

以上の各年について、干支の影響を考慮して、台湾と韓国の推計式でそれぞれ前後1年の平均値を代入して推計を行ったが、結果はほとんど変わらなかった。台湾、韓国ともに一部の制御変数の係数で有意性がなくなる場合もあったが、政策変数の結果は変わらなかった(なお、2010年については、韓国は2009年と2011年の値で平均をとって推計作業を行ったが、台湾は県・大都市の合併に伴い、翌2011年のデータが入手できない県があるため、推計作業は行わなかった)。

表 5.1 分析モデルの詳細

3カ国共通	2カ国共通		1カ国単独			3カ国プ ール
	(日台韓)	(台韓)	(日台)	(日本 a)	(日本 b)	
ベースモデ ル	ベースモ デル + ②保育 所在籍児 童数に占 める公立 割合	ベースモデ ル + 世帯関連 変数 (⑩実質世 帯年収⑪住 居費割合⑫ 教育費割合)	ベースモ デル + 世帯関 連変数 (⑩実質 世帯年収 ⑪住居費 割合⑫教 育費割合) + ③保育 所在籍数 /定員数	ベースモ デル + ③保育 所在籍数 /定員数	ベースモデ ル + 世帯関連 変数 (⑩実質世 帯年収⑪住 居費割合⑫ 教育費割合) + ②保育所 在籍児童数 に占める公 立割合	ベースモ デル

国ごとの分析と3カ国プールデータによる分析について、記述統計量を眺めると、0～5歳児の保育所在籍率は日本が最も高いが、保育所の在籍児童数/定員数は平均が0.959と高く、1標準偏差を足すと、1.0を上回る水準である(表5-2)。一方、台湾と韓国は保育所児童に占める公立割合が半以下である。認可保育所であれば、公立でも私立でも利用コストは変わらない日本と異なり、台湾と韓国では私立保育所の利用は公立に比べてコストがかかるため、親にとっては保育所利用のコスト負担がかかりやすいことが示唆される。

また、子育て支援制度の職場への浸透を示す代理変数である従業員規模の大きい企業の割合は、台湾が最も低かった。

5.3 日本の分析結果

政策変数については、①0～5歳児の保育所在籍率はベースモデルを含めていずれのモデルでも出生率に対して有意な影響を与えていない。保育所の定員を増やして在籍者数を拡大することは一見、子育て支援になりそうに思えるが、有意でない理由としては、定員増の分を上回る利用希望者が出てしまったり、あるいは働く女性にとって利用しやすいタイプの保育所(例:駅前で交通の便が良い)で定員が増えず、利用しにくいタイプの保育所(例:交通の便が悪く親による送り迎えが必要)で定員が増えたりすると、

やむを得ず後者の保育所を利用するとしても、就学前の子どもを預けて就業を続けたいという女性にとっては、依然として、保育サービス利用のハードルが高いままということになる。

特に日本の場合は、定員を上回る応募のために、都市部を中心に認可保育所に入れないう待機児童が発生しており、保育サービスの供給が需要に追いつかない事態が生じている。1 カ国単独モデル（日本 ab）で追加した③保育所の在籍児童数／定員数をみると、10%水準ながら係数の符号が有意に負となった。これは認可保育所の定員に対する在籍児童数が増えると、それだけ需給がタイトになり、保育士 1 人当たりや単位面積あたりの児童数が増加することを示している。相対的に保育環境が悪化することになり、出生を後押しするよりは、むしろ躊躇させることにつながりかねないことを示唆している⁸¹。

一方、制度面の浸透度合いをみる④従業員規模の大きい企業の割合は、ベースモデルを含めていずれのモデルでも有意に正となった。育児休業など子育て支援制度が職場に浸透することで、出生を後押しする可能性が示唆される。

他の共変量についても概観すると、⑤25～34 歳女性の労働力率は正に有意となった。これは働く女性にとって、他の要因を制御すれば出生と就業が両立しやすい環境の可能性が考えられることを意味する。⑦粗婚姻率は正、⑧粗離婚率は負の影響を出生率に与えている。

また、⑥25～34 歳女性の短大卒以上の割合と⑨3 世代世帯の割合、⑩実質世帯年収、⑪世帯年収に占める住居費割合、⑫世帯年収に占める教育費割合は有意な結果が得られなかった。

5.4 台湾の分析結果

政策変数については、日本と同様に①0～5 歳児の保育所在籍率はベースモデルを含めていずれのモデルでも出生率に対して有意な影響を与えていなかった。保育所全体の定員数を増やしても、保育サービス利用のハードルが高いという点では日本と共通するが、背景はやや異なると考えられる。日本では待機児童が社会問題となつてはいるものの、認可保育所であれば公立でも私立でも保育所の利用費用に差があるわけではない。しかし、台湾では公立と私立で保育所の利用費用に差があり、公立保育所の保育サービスを利用するか、私立保育所の保育サービスを利用するかで親の負担は異なってくる。保育

⁸¹ 3.3.3 で触れたように、認可されていない保育施設の在籍児童数は 2016 年 3 月時点で認可保育所の在籍児童数の約 11%に相当する。認可外を含めた全保育所を対象にした変数を構築すべきだが、1999 年以前は、県別データはベビーホテルの利用者数しかわからない。2000 年以降に限って、「認可保育所の在籍児童／（認可保育所の在籍児童数＋認可外保育所の在籍児童の合計）」と「（認可保育所の在籍児童数＋認可外保育所の在籍児童数の合計）／0～5 歳児童人口」の変数を作成して推計してみたが、有意な結果は得られなかった。

所在籍者の7割前後を占める私立保育所（表3-4）の高い利用コストが家計を圧迫しやすいと考えられる⁸²。

2カ国共通モデル（台湾）と1カ国モデル（台湾）において②保育所児童数に占める公立の割合が上昇すると、10%有意水準ながら、出生率に正の影響を及ぼすのは、保育所の定員拡大だけでは子育て支援として十分に機能しないことを示唆している。ただ、これは費用の安い公立の数を単純に増やせばよいということを意味するものではない。公立の利点は利用コストが安く、市場原理への依存度が民間ほど高くないということであり、過度な幼児教育期待に流されず、バランスの取れた適切な保育プログラムを、比較的低費用で提供しやすいはずである。言い換えれば、「低費用で、且つ、市場原理に過度に依存しないといった公立本来の特徴を生かした保育サービス」（可部 2013）が提供されれば、利用しやすい多様な保育サービスの拡大につながると期待される。

一方、制度面の浸透度合いをみる④従業員規模の大きい企業の割合は、ベースモデルを含めていずれのモデルでも有意に正となった。育児休業など子育て支援制度が出生率にプラスの影響を与えていることが示唆される。

他の共変量については、⑤25～34歳女性の労働力率が日本と符合が反対になり、いずれのモデルにおいても有意に負となった。これは働く女性にとって、就業継続と子育てが両立しやすい環境かどうかという点で、台湾は日本に比べて遅れをとっていることが日本との符号の違いとなって表れていると考えられる。

⑥25～34歳女性の短大卒以上の割合も出生率に負の影響を与えており、⑤25～34歳女性の労働力率と同じ傾向を見せている。また、⑧粗離婚率は負の影響を出生率に与えているのに対し、⑨3世代世帯の割合は有意に正となった。3世代で同居する場合、働く母親は子どもの世話を祖父母に頼めることで、追加出生の可能性が高まると考えられる。

また、⑫世帯年収に占める教育費割合に有意に負の影響がみられた。進学熱を背景とした教育費の負担の重さが出生に対してマイナスに作用していることを示唆している。

なお、⑦粗婚姻率は有意な結果が得られなかった。

5.5 韓国の分析結果

政策変数については、①0～5歳児の保育所在籍率は、出生率に対して10%水準で有意に正の影響を与えていた。韓国では2005年ごろまでは保育児童の受け入れ規模が日本や台湾に比べて小さかったため、保育所の児童受け入れ規模を拡大することが、出生率に

⁸² 台湾では進学熱の高さを背景に、英語や漢字のレッスンなど幼児教育が過熱しており、私立保育所は幼児教育に力を入れる分、費用も高い。一方で公立保育所は利用者にとって費用が低い半面、幼児教育に強い期待を抱く親のニーズに合っていないと受け取られ、費用の高い私立保育所への需要が膨らむ一因となっている（可部 2013）。

対してプラスの作用をしたと考えられる。なお、②保育所在籍児童数に占める公立の割合で有意な結果が得られなかったのは、2010年時点で保育所在籍児童数の9割を私立が占めるという私立の圧倒的な存在感のためであると考えられる。

一方、制度面の浸透度合いをみる④従業員規模の大きい企業の割合は、ベースモデルを含めていずれのモデルにおいても有意に正となり、育児休業など子育て支援制度が職場に浸透することで、出生率にプラスの作用をしていることが示された。

他の共変量についても概観すると、⑤25～34歳女性の労働力率は有意ではなかったが、⑥25～34歳女性の短大卒以上の割合は台湾と同様に、出生率に負の影響を与えている。また、⑦粗婚姻率は正の影響を、⑧粗離婚率は負の影響をそれぞれ出生率に与えている。

次に、⑨3世代世帯の割合は有意に負となっている。3世代で同居する場合、既存の子どもについては世話を子どもの祖父母にみてもらうという利点はあるにしても、既に生まれている子どもの養育に関わる負担（例えば教育費など）の重さが上回ってしまい、追加出生には結びつかないということを示唆していると考えられる。

5.6 3カ国プールデータの分析結果とまとめ

国ごとの推計結果をまとめる前に、3カ国プールデータの分析結果についても概観する。表5-3の3カ国プールデータによる分析では、①0～5歳児の保育所在籍率が有意に正になったものの、国ごとの分析では韓国でのみ10%水準で有意性がみられただけである。そこで、10年前の①0～5歳児の保育所在籍率がTFRに対してどのような影響を与えたかを各国ごとに単回帰で調べたところ、日本などではプラスの影響が示された⁸³。

一方、④従業員規模の大きい企業の割合が有意ではなかった。国ごとの分析では3カ国ともいずれも有意に正だったが、3カ国では符号は変わらなかったものの、有意性は見いだせなかった。

⑥25～34歳女性の短大卒以上の割合、⑧粗離婚率が有意に負となっており、各国別の分析と同様の結果が得られている。女性の教育水準の上昇に伴い高学歴化が進んでいるほか、粗離婚率が3カ国とも2%前後に達するなど増加傾向にあることが、出生率に負の影響を与える点で共通する。

次に、国ごとのダミー変数（レファレンスは日本）および、国ダミーと政策変数との交差項を追加投入し、各政策変数が標準偏差1単位変化する場合に出生率に与える影響を国ごとに調べた。政策変数以外の変数には表5-2の平均値を代入しており、政策変数が1標準偏差だけ増減することで、予想TFRがどう変化するかを見るのが狙いである。

⁸³ 1990年の保育所在籍率（日本）は2000年の日本のTFRに、2000年の保育所在籍率（日本、韓国）も2010年の日本と韓国のTFRに、いずれも正の影響を与えている。他の共変量を制御していない点を考慮する必要があるが、長期的なスパンで考えれば、0～5歳児の保育所在籍率の上昇はTFRの上昇に寄与する可能性が考えられる。

国ごとのダミー変数と交差項をとった政策変数は、①0～5歳児の保育所在籍率、④従業員規模の大きい企業の割合である。

日本は①0～5歳児の保育所在籍率、④従業員規模の大きい企業の割合ともに、標準偏差1単位増加すると、出生率に正の影響を与えるのに対し、台湾は①0～5歳児の保育所在籍率が、韓国は④従業員規模の大きい企業の割合が負の影響を示した⁸⁴。これはレファレンスである日本が保育サービスの展開や休暇制度の普及で3カ国のなかでは先行しており、大きな政策効果が期待されるのに対し、台湾は保育サービス、韓国は休暇制度の点で日本に比べて環境整備がまだ十分に進んでいない可能性を示すと考えられる。

さらに、政策変数が標準偏差1単位増加する場合に予想TFRも同じく増加するケースの予想TFRの値を比べると、①0～5歳児の保育所在籍率では日本が韓国より大きく、④従業員規模の大きい企業の割合でも日本が台湾より大きかった。この点もレファレンスである日本が保育サービスの展開や休暇制度の普及で先行しているために、台湾や韓国よりも大きな政策効果が期待できることを示唆している。

このように、プールモデルの分析結果からは、台湾や韓国と比べて、日本の人口変動のスピードやマグニチュードが比較的なだらかで、変化が早いタイミングで始まったことが反映していると考えられる。

最後に、国別の動向をまとめてみる。まず、政策変数のうち、①0～5歳児の保育所在籍率については日本と台湾で有意ではなかった。保育所の受け入れ人数を増やすだけでは、保育サービス利用のハードルが下がるとは限らないことを意味する。ただ、ハードルが高いという場合、その背景は日本と台湾では異なる。日本の場合は、都市部を中心に認可保育所に入れない待機児童が発生し、保育サービスの供給が需要に追いつかない事態が起きている。認可保育所の定員数に対する在籍児童数が増えると、それだけ保育士1人当たりや単位面積あたりの児童数が増加して相対的に保育環境が悪化することになり、出生力に対してプラスの影響を及ぼすには至らないと考えられる。

台湾の場合は、ハードルの高さの背景に公立と私立での保育費用の差がある。保育所在籍者の7割前後を占める私立保育所を利用するには高額な費用が必要になるため、家計を圧迫しやすい。②保育所在籍児童数に占める公立の割合が上昇すると、10%有意水準ながら、出生力に正の影響を及ぼすのは、保育所の数の拡大だけでは子育て支援として十分には機能しにくいことを示唆する。ただ、費用の安い公立の数を単純に増やせば

⁸⁴ 政策変数の変化に伴う日台韓の predicted TFR の変化パターンは以下の通りである。

	0～5歳児の保育所在籍率			従業員規模の大きい企業の割合		
	Mean -1SD	Mean	Mean +1 SD	Mean -1 SD	Mean	Mean +1 SD
日本	1.45	1.47	1.48	1.30	1.44	1.58
台湾	1.48	1.29	1.10	1.33	1.35	1.37
韓国	1.34	1.40	1.47	1.38	1.34	1.30

よいということではなく、低費用で、市場原理に過度に依存しないといった公立本来の特徴を生かした保育サービスの提供が前提となる。

一方、韓国の場合、もともと0～5歳児の受け入れ規模が小さかったため、量的な拡大は出生率に弱いプラスの作用をしたと考えられる。3-5-3で触れたように、韓国の保育所在籍児童数の9割を占める私立保育所に対しては、保育サービスの質への不満も根強いことを考えると、量と質のバランスをいかにとるかが課題となる⁸⁵。

次に、制度面の浸透度合いをみる④従業員規模の大きい企業の割合は、日台韓いずれも有意に正となった。育児休業など子育て支援制度が職場に浸透することで、出生率にプラスの作用をしていることが示唆される。

他の共変量については、⑤25～34歳女性の労働力率は日本では正に有意となり、台湾では負に有意となった。これは働く女性にとって、就業継続と子育てが両立しやすい環境がどの程度整備されているかどうかの差が符号に反映されていると考えられる。

また、台湾では⑫世帯年収に占める教育費割合に有意に負の影響がみられ、進学熱を背景とした教育費の負担が出生にマイナスに作用していることを示している。

⁸⁵ 韓国政府は1995年から3年間で約1兆3000億円を投じて8900カ所の保育施設を設置するなど量的な拡大を進めたが、民間保育施設の拡大であって、公的保育施設の拡充ではなかった（金2007）。私立の保育施設に対する親の満足度は公立に比べて低く、保健福祉家族部による2009年の保育実態調査では保育施設満足度（5点満点）は、私立は3.55点と、公立の3.61点を下回った（裴2014）。韓国では0～2歳児の保育サービスの利用率が低いが、その理由として乳幼児を非親族に任せることへの抵抗感に加えて、保育サービスへの信頼性が低いことなどが挙げられる（鈴木2009；Chin et al. 2012）。

表 5-2. 1990～2010 年における日本・台湾・韓国および 3 カ国プールデータの県（道）と大都市別 TFR に影響を与えると考えられる共変量の記述統計量

	日本		台湾		韓国		3 カ国プール	
	Mean	S D	Mean	S D	Mean	S D	Mean	S D
①0～5 歳児の 1 人当たりの保育所在籍率	0.269	0.106	0.166	0.062	0.200	0.143	0.229	0.114
②保育所在籍児童数に占める公立の割合	—	—	0.441	0.249	0.148	0.117	—	—
③保育所の在籍児童数／定員数	0.959	0.089	—	—	—	—	—	—
④従業員規模の大きい企業の割合(%)	2.283	0.357	1.391	0.982	2.195	0.698	2.026	0.753
⑤25～34 歳女性の労働力率	0.657	0.067	0.660	0.083	0.418	0.081	0.616	0.118
⑥25～34 歳女性の短大卒以上の割合	0.461	0.099	0.273	0.161	0.350	0.155	0.391	0.153
⑦粗婚姻率（人口 1000 人当たり）(‰)	5.630	0.643	7.283	1.089	7.323	1.408	6.376	1.259
⑧粗離婚率（人口 1000 人当たり）(‰)	1.756	0.411	2.061	0.699	2.066	0.765	1.893	0.593
⑨3 世代世帯の割合	0.120	0.058	0.124	0.033	0.092	0.025	0.116	0.049
⑩実質世帯年収（10 万円、10 万元）	62.881	8.647	8.090	2.331	—	—	—	—
⑪世帯年収に占める住居費割合	0.068	0.012	0.138	0.019	—	—	—	—
⑫世帯年収に占める教育費割合	0.044	0.006	0.037	0.008	—	—	—	—
男性の 50 歳以上人口／生産年齢人口	0.511	0.091	0.320	0.046	0.272	0.070	0.417	0.131
都市人口比率	0.503	0.185	0.859	0.167	0.841	0.155	0.659	0.247
県・大都市の生産年齢人口（10 万人）	18.263	17.926	6.640	5.685	22.020	20.096	15.781	17.038
(N)	(893)		(437)		(285)		(1615)	

表 5-3. 1990～2010 年における日本・台湾・韓国および 3 カ国プールデータを使った子育て支援環境と、県（道）および大都市別 TFR の分析

(被説明変数：地域別TFR)	ベースモデル			ベースモデル +②保育所在籍児童数に 占める公立の割合		ベースモデル +世帯関連 ⑩実質世 帯年収⑪住居費割合⑫ 教育費割合		ベースモデル +世帯関連 +③保育所在 籍数/定員数	ベースモデル +③保育所在 籍数/定員数	ベースモデル +世帯関連 +②保育所公 立割合	ベースモデル
	日本	台湾	韓国	台湾	韓国	日本	台湾	日本(a)	日本(b)	台湾	3カ国
	(台韓共通)			(日台共通)		(日本単独)		(日本単独)	(台湾単独)		
①0～5歳児の1人当たりの保育所在籍率	-0.157	-0.085	0.450 #	0.122	0.454 #	-0.161	-0.009	-0.134	-0.130	0.179	0.358 **
②保育所在籍児童数に占める公立の割合				0.258 #	-0.018					0.230 #	
③保育所の在籍児童数/定員数								-0.167 #	-0.163 #		
④従業員規模の大きい企業の割合(%)	0.043 **	0.100 **	0.042 *	0.107 **	0.042 *	0.042 **	0.072 *	0.036 **	0.038 **	0.079 *	0.010
⑤25～34歳女性の労働力率	1.169 **	-0.549 *	-0.222	-0.523 *	-0.224	1.169 **	-0.589 *	1.309 **	1.315 **	-0.576 *	-0.192
⑥25～34歳女性の短大卒以上の割合	-0.053	-0.712 **	-1.140 **	-0.615 *	-1.143 **	-0.032	-0.489 *	-0.014	-0.032	-0.399 #	-1.035 **
⑦粗婚姻率(人口1000人当たり)(%)	0.061 **	0.001	0.049 **	0.001	0.050 **	0.066 **	-0.002	0.064 **	0.059 **	-0.002	0.012
⑧粗離婚率(人口1000人当たり)(%)	-0.231 **	-0.114 **	-0.118 **	-0.117 **	-0.118 **	-0.223 **	-0.117 **	-0.203 **	-0.212 **	-0.121 **	-0.213 **
⑨3世代世帯の割合	0.236	6.173 **	-1.936 **	5.512 **	-1.936 **	0.287	5.131 *	0.261	0.205	4.757 *	-2.550 **
⑩実質世帯年収(10万円、10万元)						-0.001	0.006	-0.001		0.007	
⑪世帯年収に占める住居費割合						-0.647	-0.696	-0.653		-0.423	
⑫世帯年収に占める教育費割合						0.828	-4.684 **	0.803		-4.614 **	
男性の50歳以上人口/生産年齢人口	-0.494 **	-2.253 *	0.86	-2.413 *	0.850	-0.452 **	-2.874 **	-0.519 **	-0.566 **	-3.019 **	-0.062
都市人口比率	-0.298	-0.782	0.301	-0.713	0.296	-0.249	-0.871	-0.142	-0.193	-0.834	0.099
県・大都市の生産年齢人口(10万人)	-0.008 **	-0.015	-0.002	-0.014	-0.002	-0.009 **	-0.012	-0.010 **	-0.010 **	-0.012	-0.004
定数	1.234 **	2.844 **	1.337 **	2.717 **	1.343 **	1.203 **	3.472 **	1.268 **	1.286 **	3.315 **	2.504 **
R-sqr	0.806	0.899	0.898	0.900	0.898	0.808	0.903	0.811	0.809	0.905	0.804
F(df, df)/Wald chi2(df)	181(10, 46)	448(10, 22)	4237(10)	325(11, 22)	4042(11)	156(13, 46)	600(13, 22)	152(14, 46)	168(11, 46)	744(14, 22)	123(10, 84)
Prob. >F	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(N)	(893)	(437)	(285)	(437)	(285)	(893)	(437)	(893)	(893)	(437)	(1615)

注：**：1%で有意、*：5%で有意、#：10%で有意。ハウスマンテストの結果に従って、日本、台湾、3カ国は固定効果モデル、韓国は変量効果モデルを採用。共変量の係数の推計値の標準誤差はHuber-White robust standard errorである

第6章 3カ国における子育て支援環境と女性の就業：マイクロデータの多変量解析⁹³

6.1 3カ国の女性の結婚や出生前後における就業割合の変化

女性の初職への就業、結婚、出生といったライフイベントごとに就業割合を3カ国について概観する。使用したのは、本章の3カ国分析で用いた全国調査のマイクロデータである。学校卒業後初めての就業の比率は高く、日韓の就業割合は90%以上である。しかし、就業割合は結婚を機に低下傾向となり、第1子出生でも低くなる。日本は第1子出生1年後で32%、韓国は第1子出生半年後で18%と、第1子出生で女性の就業継続は困難さを増している。ただ、第2子では状況が変わり、日本は第2子出生1年後で32%と第1子出生1年後とほとんど変わらず、韓国も同様である。

以上をまとめると、女性の就業の継続を考えると、第1子の出生に対する子育て支援が最も重要であり、第1子における出生・子育てと就業の両立が可能になれば、第2子において出生・子育てと就業を両立させる可能性は高まると考えられる。

表 6-1a. 結婚前後、第1子・第2子出生後の夫婦の属性別にみた日本人女性の就業割合の変化：2004年

		初職時 (%)	初婚1年 後(%)	第1子出生 1年後(%)	(N)	第2子出生 1年後(%)	(N)
全体		100	58	32	(1667)	32	(1325)
女性の 学歴	中卒以下	100	61	35	(51)	39	(44)
	高卒	100	57	31	(955)	32	(759)
	短大卒	100	56	29	(446)	28	(359)
	4年制大卒以上	100	65	43	(215)	38	(163)
女性の 出生コ ホート	1950～59年	99	53	36	(456)	34	(401)
	1960～69年	100	57	30	(834)	31	(686)
	1970～79年	100	53	32	(368)	32	(234)
	1980～89年	100	60	33	(9)	50	(4)
夫の学 歴	中卒以下	—	56	33	(126)	40	(110)
	高卒	—	59	32	(797)	34	(622)
	短大卒	—	57	31	(130)	25	(104)
	4年制大卒以上	—	67	32	(614)	29	(489)

資料：「結婚と家族に関する国際比較調査」（2004年）

⁹³ 台湾と韓国については、日本人口学会で発表した「台湾における子育て支援と出生行動」（第65回大会 2013年6月2日）、「台湾における母親の就業と保育サービス利用」（69回大会 2017年6月10日）、「台湾における母親の就業と保育サービス利用：就業先の規模を考慮した分析」（70回大会 2018年6月2日）、「韓国の母親の就業と保育サービスの利用」（64回大会 2014年6月14日）を大幅に修正した。

表 6-1b. 結婚前、第 1 子出生前の夫婦の属性別にみた台湾人女性の就業割合の変化:2006 年

		結婚前(%)	第 1 子出生前(%)	(N)
全体		87	66	(2265)
女性の学歴	中卒以下	63	38	(351)
	高卒	88	61	(1008)
	短大卒	95	83	(491)
	4 年制大卒以上	95	85	(415)
女性の出生コホート	1950～59 年	100	80	(5)
	1960～69 年	91	72	(370)
	1970～79 年	89	69	(1580)
	1980～89 年	69	48	(310)
夫の学歴	中卒以下	73	44	(377)
	高卒	84	63	(850)
	短大卒	93	76	(433)
	4 年制大卒以上	96	83	(473)
	不詳・無回答	86	67	(132)

資料：「女性の結婚・育児と就業に関する調査」（2006 年）

表 6-1c. 結婚前後、第 1 子・第 2 子出生後の夫婦の属性別にみた韓国人女性の就業割合の変化:2007 年

		初職時(%)	初婚前(%)	初婚後(%)	第 1 子出生半年後(%)	(N)	第 2 子出生半年後(%)	(N)
全体		94	62	33	18	(2119)	13	(1529)
女性の学歴	中卒以下	85	35	7	11	(55)	5	(38)
	高卒	95	58	26	12	(994)	10	(756)
	短大卒	95	65	35	20	(465)	12	(324)
	4 年制大卒以上	94	70	44	29	(605)	22	(411)
女性の出生コホート	1959～69 年	95	59	30	17	(455)	15	(385)
	1970～74 年	96	62	34	19	(1004)	12	(797)
	1975～79 年	94	67	35	20	(562)	16	(304)
	1980～89 年	85	56	16	8	(98)	7	(43)
夫の学歴	中卒以下	—	36	15	13	(61)	7	(43)
	高卒	—	56	25	12	(733)	11	(538)
	短大卒	—	65	32	16	(380)	11	(265)
	4 年制大卒以上	—	68	40	25	(945)	17	(683)

資料：「女性と家族に関するパネル調査」（2007 年）

6.2 女性の属性別にみた保育サービス利用と就業：日本、台湾、韓国

本章で行う分析の被説明変数は①保育サービスの利用の有無②調査時点における女性の就業の有無である。次節で分析を行う前に、本節では保育サービス利用と女性の就業について、各国別に女性や夫の属性別の特徴を探る（表 6-2）。

まず、保育サービスの利用割合は、日本では女性または夫の学歴が高かったり、女性の出生コホートが最近だったりすると低いが、結婚前に女性が就業している場合は高くなる。台湾では女性が結婚前に就業していたり、当該子の出生順位が第 2 子以上だったりすると保育サービスの利用割合は高くなる。これに対して、韓国の保育サービスの利用割合は、女性や夫の学歴、結婚前の女性の就業の有無の影響はみられない。

調査時点の就業割合については、台湾は女性または夫の学歴が高いほど、あるいは女性が結婚前に就業していると高い。韓国は調査時点の女性の年齢が高かったり、女性が結婚前に就業していると就業割合は高くなる。

表 6-2. 就学前の子どもがいる 50 歳未満の日本の有配偶男女、台湾、韓国の有配偶女性の属性別にみた当該子の保育サービス利用割合と就業割合：日本は当該子が就学前期（0-6 歳）だった時期、台湾は調査時点（2006 年）、韓国は調査時点（2007 年）

	日本		台湾			韓国		
	保育サービス 利用割合	(N)	保育サービス 利用割合	就業 割合	(N)	保育サービス 利用割合	就業 割合	(N)
全体								
女性の学歴								
中卒以下	58	(52)	22	43	(351)	35	24	(55)
高卒	47	(974)	26	55	(1008)	32	16	(996)
短大卒	37	(458)	21	71	(491)	25	15	(467)
4 年制大卒以上	38	(219)	27	78	(415)	26	23	(607)
夫の学歴								
中卒以下	61	(129)	25	47	(377)	28	28	(61)
高卒	47	(816)	26	59	(850)	33	18	(736)
短大卒	41	(133)	24	65	(433)	28	14	(380)
4 年制大卒以上	36	(625)	23	71	(473)	25	19	(948)
不詳・無回答	-	-	21	61	(132)	-	-	-
女性の出生コホート								
1950～59 年	47	(466)	40	60	(5)	33	67	(6)
1960～69 年	43	(850)	43	62	(370)	32	22	(625)
1970～79 年	41	(377)	24	63	(1580)	28	16	(1431)

1980～89年	30	(10)	1	1	(310)	11	6	(63)
女性の結婚前の就業の有無								
就業	44	(1638)	26	63	(1961)	28	20	(1327)
就業せず	29	(65)	17	43	(304)	29	13	(798)
当該子の出生順位								
第1子	-	-	16	64	(827)	26	16	(1010)
第2子	-	-	29	60	(1055)	30	20	(888)
第3子以上	-	-	30	54	(383)	36	16	(227)
総数	44	(1703)	25	61	(2265)	29	18	(2125)

注：日本は保育サービス利用割合のみ。回顧データを含む。

6.3 分析の結果

保育サービスに関する記述統計量は表 6-3、分析結果は表 6-4 に示した。

「女性の出生年次」については、3カ国とも最近になるほど保育サービスの利用確率が高くなるが、ある時点で低下に転じる。サービスの利用確率が高くなるピーク時の女性の出生年次は日本と台湾が 1967 年、韓国が 1971 年だった。

これに対し、「女性の学歴」はあまり効いておらず、台湾で中卒以下が高卒に比べて保育サービスの利用確率が低いことと、日本の短大卒が高卒に比べて保育サービスの利用確率が低いことだけが有意となっている。台湾の場合、保育サービスは私立だと利用価格が高いことから、学歴が低くて高収入が得にくいと思われる中卒以下の女性は利用しにくいためと考えられる。日本の場合は、短大卒は高卒に比べて、いったん仕事を辞めて子育てをした後に再び仕事をする可能性が高いためではないかと考えられる。

「女性の学歴」の効果の弱さは、「女性の年齢」や「女性の結婚前の就業の有無」を外して推計しても変わらない。このことは保育サービスの利用は女性の学歴をあまり問わずに決定されることを示唆している。

一方、「女性の結婚前の就業の有無」は日本と台湾で、保育サービスの利用確率に対して有意に正の影響を与える。係数の大きさも考えると、結婚前の女性の就業の有無は、保育サービスの利用の有力な決定要因となることがうかがえる。ただ、韓国については、符号は正であるが有意ではなかった。

日台と韓国の差は女性の労働力率、特に図 2-4a～c でみたように、有配偶労働力率の水準や変化速度の差を反映していると考えられる。ただ、結婚前の就業の有無をより最近の就業の状況である「当該子出生 1 年前の就業の有無」に差し替えて推計してみたところ、日本と台湾では結果はほとんど変わらなかったが、韓国は「当該子出生 1 年前の就業の有無」が有意に正となった。表 6-1c が示すように、韓国では 2007 年時点では結

婚後の就業率が結婚前に比べて大きく下がるなど労働市場から退出する人が増えていく中で、第1子の出生直前まで働いていた女性に焦点を当てれば、出生後も働く人はそれなりに残っているためと考えられる⁹⁴。

次に「夫の学歴」については、4年制大卒以上であると日本、台湾、韓国のいずれも保育所の利用確率が低下した。学歴は夫の収入の代理変数として位置付けることができ、夫の収入が多いと保育所の利用確率が下がるということは、女性が就業しないで育児をしたり、ベビーシッターなど保育所に比べて、より高額なサービスを利用している可能性が考えられる。

2 カ国にのみ共通の説明変数についても、ざっと眺めてみると、「当該子の出生順位」は台湾のみ、第3子以上だと保育サービスの利用率は低下する。子どもの数が増えると、保育サービスのコストも勘案して、親が労働市場での活動を一時的に見合わせたり、長期にわたって退出するなどして、女性が育児をする可能性が高まるためと考えられる。

「回答者の生育地」については、日本と韓国のいずれも大都市の場合は保育サービスの利用確率が低下する。生育地が回答者の選好に影響を与えていると考え、回答者が大都市で育った場合は、保育サービス以外の多様なサービス（幼稚園、ベビーシッター、習い事など）の利用を好んだり、より高額で追加できるオプションなどが豊富な保育関連サービスなどを選好したりして、一般的な保育サービスを利用するのを好まないという可能性が考えられる。

なお、1歳未満の子どもがいる場合には、1歳以上の子どもがいる場合に比べて女性は就業しにくい可能性があるほか、保育サービスではなく、育児休業制度を利用する可能性も考えられる。そのため、こうした影響を除外するために1歳未満の子どもがいる場合を除いて推計してみたが、決定構造は変わらなかった。

ここまで3カ国の比較をしてきたが、表6-4では出生順位が3カ国で異なっているため、その影響があるのかどうかを確認する必要がある。そこで、日台韓いずれも子ども数1人の場合に絞り込んだ分析を試みる。子ども数を1人にするのは、台湾の当該子が末子で、日本と同じように第1子を対象とするには、子ども数を1人にする必要があるためである。日本及び、出生順位の制約はない韓国についても、台湾と同様に子ども数を1人でそろえた。説明変数の記述統計量は表6-5、ロジスティック回帰分析の結果は表6-6の通りである。

「女性の結婚前の就業の有無」は表6-4と同様の結果となった。「女性の出生年次」は日本のみ有意とならなかったが、これは国別サンプル数が最も少ないことが影響している可能性が考えられる。また、「夫の学歴」については、4年制大卒以上について台湾と韓国では符号は負で変わらなかったものの、有意にはならなかった。

⁹⁴ なお、この変数は調査票の設計上、第1子と第2子しか把握できず、第3子以上のデータは把握できないという制約がある。

子ども数 1 人に絞った分析は各国のサンプル数が少ないため、表 6-6 で示された国ごとの係数に有意な差があるかどうかはさらなる検証が必要である。そこで、3 カ国のデータをプールして国別ダミー変数を使った推計を行った。国別ダミーを使ったプールデータの分析結果を、各国ごとに行った推計結果と比較し、国ごとの係数に有意な差がないという帰無仮説を検定したところ、5%水準で棄却された⁹⁵。これにより、子ども 1 人を対象に行った分析において、「女性の結婚前の就業の有無」などの変数の係数には、国による有意な差が存在することが示された。

次に、2 つ目の被説明変数である女性の就業の有無についての分析を行った(表 6-7)。「女性の出生年次」は韓国でみると最近になるほど就業確率は有意に低下している。「女性の学歴」は台湾、韓国とも 4 年制大卒以上だと高卒に比べて就業確率が高くなり、係数の値も大きい。台湾の場合は短大卒でも高卒に比べて就業確率は高い。一方、「夫の学歴」については、高学歴になると台湾、韓国ともに就業確率は低下する。夫の学歴を世帯所得の代理変数と考え、夫の学歴が高いと女性の就業確率が下がるのは先行研究とも合致する。

また、「当該子の出生順位」では、台湾、韓国ともに第 3 子以上の場合は、第 1 子に比べて就業確率が低下する。台湾は第 2 子でも第 1 子に比べて就業確率が下がる。

続いて、保育サービスの利用と女性の就業の間に同時性があるかどうかを検証した。表 6-8 に示した通り、bivariate probit モデルの推計結果は台湾、韓国のいずれについても、女性の就業と保育サービス利用の間には相関がないという帰無仮説 ($\rho = 0$) は棄却された。これにより、女性の就業と保育サービス利用の決定には相互依存性(同時性)があることが示唆される。

6-4. まとめと文責結果の政策的含意

本研究は 3 カ国でそれぞれ独立して実施された全国調査のマイクロデータを使いながら、実施時期や変数など可能な限り 3 カ国で同じになるようにして実施したものである。調査票の設計の違いによって生じる差が結果に及ぼす影響を制御できたかどうかについて議論してから、結果についてまとめる。

調査票の設計差に起因するデータの違いは①出生順位(日本は第 1 子、台湾は末子、韓国は第 1~4 子)が異なる②日本のみ回顧データを使用(台湾と韓国はそれぞれ調査時点のデータを使用)③台湾のみ保育所と幼稚園を合わせた利用の有無が被説明変数(日本と韓国はそれぞれ保育所のみ利用の有無が被説明変数)——である。①出生順位については、出生順位を第 1 子にそろえた追加分析も行うことで、結果に大きな差がなかったことを確認した。②日本は回顧データを使用するため、女性の年齢に台韓とは平均

⁹⁵ Likelihood-ratio Chow test を行った。

で最大 10.0 年の差がある。その点を制御するため、初婚から調査時点までの結婚期間を制御変数として投入した。これにより、女性の出生年次が保育サービスの利用確率をピークにする年次をみると、日台の差は 0 年、日韓でも 4 年に縮まっており、女性の年齢差が推計結果に影響を与える可能性は小さいと考えられる。

③保育所と幼稚園の合算については、日本と韓国でも、台湾と同じように保育所と幼稚園を合算した被説明変数で推計を行ったが、多くの変数で有意な結果が得られなかった。これは保育所のサービスと幼稚園のサービスの利用を別々に推計すると、女性や夫の教育で係数の符号が逆になったり（日韓）、幼稚園では結婚前の女性の就業の有意性がなくなる（日本）などにより、両サービスが互いに効果を打ち消しあっているのではないかと考えられる。これに対し、台湾の分析結果では結婚前の就業や夫の学歴の係数については日韓の保育所のサービスと同じような符号や有意性がうかがえた。台湾の場合は、調査票において保育所のサービスと幼稚園のサービスの利用を分離して尋ねていないため、別々の推計ができないが、台湾の保育所と幼稚園の機能は似ている可能性が考えられる。その背景には、台湾では 2 歳半くらいまでは家庭で育てられる傾向があって 3 歳以前では保育所も幼稚園も利用率が低い（表 3-4 参照）ほか、保育所も幼稚園も就学準備機関のイメージが強いという点で両者の利用はあまり明確には区別されていない（翁 2008）ことが考えられる。

以上みたように、使用した全国調査の調査票の設計上の違いに起因するデータの差については、完全とは言えないにしても、分析可能な範囲に制御できたと考えられる。

以下では結果についてまとめながら、政策的な含意を探る。

保育サービスの利用確率に影響を与えるのは女性の出生年次、女性が結婚前に就業しているかどうか、そして夫の学歴だった。

女性の年齢と夫の学歴は 3 カ国とも同じ傾向を見せており、女性の出生年次については最近になるほど保育サービスの利用確率は上がるが、ある時点で低下に転じる。ピーク年次からその時点の女性の年齢を計算すると、36～39 歳となり、30 歳代後半で保育サービスの利用が最も高くなることがうかがえる。図 2-4a～c の有配偶女性の労働力率は 30 歳代で高まっており、保育サービスは女性の就業と子育ての両立を下支えする可能性を示唆している。これ以降の年齢になると、保育サービス以外の方法を利用したり、労働市場から退出して女性が子育てをしたりするケースが増えると考えられる。

世帯経済力の代理変数である夫の学歴が高いと、保育サービスの利用確率が有意に低くなる。

一方、女性の結婚前の就業の有無は日本、台湾では有意に正となったが、韓国は有意ではなかった。これは 3 カ国における女性の有配偶労働力率の上昇速度や水準の差が反映していると考えられる。図 2-4c が示すように、韓国の場合は 2010 年の水準が日本や台湾に比べて低いほか、2005 年の水準も 2000 年とあまり変わらない水準であったため、調査がされた 2007 年時点の女性の有配偶労働力率は 2000 年と 2010 年の中間程度にと

どまっていた可能性がある。

次に、台湾と韓国について実施した保育サービス利用と女性の就業確率の関係の検証結果は、台韓いずれも相互依存性があることが示唆された。台湾と韓国では女性のフルタイム勤務の比率が高いことを考えると、子どもが就学前期の保育サービスの利用は働く母親を支える手段となりうることが示される。また、女性の学歴が高かったり、結婚前に就業していると女性の就業確率が高まるほか、第3子以上がいる場合は第1子に比べて就業確率が低下する。これらの点からも高学歴化が進む両社会では保育サービスの利用が女性の就業を後押しする可能性がうかがえる。

実際、保育サービスの利用は表3-3～表3-5が示すように3カ国でいずれも増えている。6歳以下人口に占める保育児童数は3カ国でいずれも上昇しているが、なかでも韓国では急増ぶりが目立つ。背景には2000年代に私立の保育所が増加したほか、共働き夫婦の増加があるためと考えられる。

図2-4a～cが示すように、3カ国において女性の有配偶就業率が上昇傾向にあることは、結婚を機に労働市場から退出する割合が下がったり、退出したとしても、復職までの期間が短くなっていることにつながる(簡2004)。この点からみても、保育サービスの拡充は女性が就業と子育てを両立させるのを後押しする役割を果たしているといえよう。

働く女性の保育サービス利用をさらに増やすには、サービスの質の向上と、働く女性にとっての使いやすさが必要となる。具体的には柔軟な利用時間の設定や、多様なニーズを踏まえた弾力的なサービス対応などが挙げられる。

表 6-3. 就学前の子どもが1人以上いる女性の就学前期における保育サービス利用の有無についてのロジスティック回帰分析の説明変数の記述統計量：2004年に50歳未満で2004年と2007年に少なくとも子どもが1人以上いる有配偶の日本人男女、2006年に50歳未満で就学前の子どもが1人以上いる台湾人有配偶女性、2007年に50歳未満で就学前の子どもが1人以上いる韓国人有配偶女性

	日本		台湾		韓国	
	mean	SD	mean	SD	mean	SD
女性の出生年次（出生年-1900）	64.257	6.235	74.208	4.897	72.574	4.136
女性の出生年次の2乗項	4167.834	813.699	5530.856	723.401	5284.033	599.206
女性の学歴						
中卒以下	0.031	0.172	0.155	0.362	0.026	0.159
高卒(†)	0.572	—	0.445	—	0.469	—
短大卒	0.269	0.444	0.217	0.412	0.220	0.414
4年制大卒以上	0.129	0.335	0.183	0.387	0.286	0.452
女性の結婚前の就業の有無（就業=1）	0.962	0.192	0.866	0.341	0.624	0.484
夫の学歴						
中卒以下	0.076	0.265	0.166	0.373	0.029	0.167
高卒(†)	0.479	—	0.375	—	0.346	—
短大卒	0.078	0.268	0.191	0.393	0.179	0.383
4年制大卒以上	0.367	0.482	0.209	0.407	0.446	0.497
不詳・無回答	—	—	0.058	0.234	—	—
結婚期間	13.431	6.814	6.632	3.818	6.531	3.663
当該子の出生順位						
第1子(†)	—	—	0.365	—	0.475	—
第2子	—	—	0.466	0.499	0.418	0.493
第3子以上	—	—	0.169	0.375	0.107	0.309
回答者の生育地（大都市=1）	0.280	0.449	—	—	0.387	0.487
(N)	(1703)		(2265)		(2125)	

注：①保育サービスの利用については、日本は当該子が就学前の時期（回顧データも使用）、台湾は調査時点（2006年）、韓国は調査時点（2007年）。

②子どもの年齢は日本と韓国が0～6歳、台湾は0～5歳。

③†はレファレンス・カテゴリー。

表 6-4. 就学前の子どもが1人以上いる女性の就学前期における保育サービス利用に関する2項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比（係数の指数値）の推計値と統計的有意性：2004年に50歳未満で2004年と2007年に少なくとも子どもが1人以上いる有配偶の日本人男女、2006年に50歳未満で就学前の子どもが1人以上いる台湾人有配偶女性、2007年に50歳未満で就学前の子どもが1人以上いる韓国人有配偶女性

(被説明変数：保育サービス利用の有無)	モデル1			モデル2		モデル3		モデル4
	ベース			ベース+①出生順位		ベース+②その他		ベース+①②
	日本	台湾	韓国	台湾	韓国	日本	韓国	韓国
女性の出生年次（出生年-1900）	1.436 *	1.905 *	2.142 *	2.153 **	2.259 *	1.431 *	2.198 *	2.320 **
女性の出生年次の2乗項	0.997 *	0.995 *	0.995 *	0.994 **	0.994 **	0.997 *	0.995 *	0.994 **
女性の学歴								
中卒以下	1.150	0.669 *	1.412	0.670 *	1.394	1.162	1.354	1.333
高卒(†)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
短大卒	0.779 *	0.841	0.852	0.801	0.846	0.784 #	0.842	0.837
4年制大卒以上	0.913	1.201	0.941	1.181	0.930	0.967	0.974	0.962
女性の結婚前の就業の有無（就業=1）	2.059 *	1.541 *	1.020	1.623 **	1.019	2.056 *	1.034	1.033
夫の学歴								
中卒以下	1.726 **	1.051	0.583	1.071	0.579	1.768 **	0.579	0.577
高卒(†)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
短大卒	0.836	0.944	0.863	0.915	0.860	0.840	0.892	0.889
4年制大卒以上	0.692 **	0.707 #	0.714 *	0.670 *	0.716 *	0.718 **	0.723 *	0.726 *
不詳・無回答		0.765		0.799				
結婚期間	1.038 *	1.165 **	1.071 **	1.228 **	1.085 **	1.036 *	1.071 **	1.086 **
当該子の出生順位								
第1子(†)				1.000	1.000			1.000
第2子				1.022	0.849			0.843
第3子以上				0.425 **	0.856			0.840
回答者の生育地（大都市=1）						0.576 **	0.752 **	0.750 **
Log likelihood	-1135.67	-1135.81	-1244.41	-1119.78	-1243.50	-1123.95	-1240.60	-1239.62
LR chi2(df)	62.31(10)	257.47(11)	51.72(10)	289.53(13)	53.54(12)	85.74(11)	59.34(11)	61.31(13)
Prob > chi2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(N)	(1703)	(2265)	(2125)	(2265)	(2125)	(1703)	(2125)	(2125)

注：①**：1%で有意、*：5%で有意、#：10%で有意。†はレファレンス・カテゴリー

②子どもの年齢は日本と韓国が0～6歳、台湾は0～5歳。

③保育サービスの利用については、日本は当該子が就学前の時期（回顧データも使用）、台湾は調査時点（2006年）、韓国は調査時点（2007年）。

表 6-5. [子ども数 1 人に限定] 就学前の子どもが 1 人いる女性の就学前期における保育サービス利用の有無についてのロジスティック回帰分析の説明変数の記述統計量：2004 年に 50 歳未満で 2004 年と 2007 年に子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女、2006 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人いる台湾人有配偶女性、2007 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人いる韓国人有配偶女性

	日本		台湾		韓国	
	mean	SD	mean	SD	mean	SD
女性の出生年次（出生年-1900）	67.198	6.707	75.994	4.575	74.377	4.352
女性の出生年次の 2 乗項	4560.473	898.315	5795.984	689.779	5550.799	636.819
女性の学歴						
中卒以下	0.020	0.140	0.117	0.322	0.029	0.167
高卒(†)	0.572	—	0.406	—	0.404	—
短大卒	0.255	0.436	0.238	0.426	0.240	0.427
4 年制大卒以上	0.153	0.360	0.238	0.426	0.328	0.470
女性の結婚前の就業の有無（就業 = 1）	0.969	0.174	0.881	0.323	0.649	0.478
夫の学歴						
中卒以下	0.048	0.214	0.139	0.346	0.030	0.172
高卒(†)	0.513	—	0.322	—	0.331	—
短大卒	0.076	0.266	0.222	0.416	0.194	0.396
4 年制大卒以上	0.363	0.481	0.242	0.428	0.444	0.497
不詳・無回答	—	—	0.075	0.264	—	—
結婚期間	8.779	6.793	3.900	2.500	3.552	2.927
回答者の生育地（大都市 = 1）	0.346	0.476	—	—	0.443	0.497
(N)	(353)		(827)		(592)	

注：†はレファレンス・カテゴリー

表 6-6. [子ども数 1 人に限定] 就学前の子どもが 1 人いる女性の就学前期における保育サービス利用に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比(係数の指数値)の推計値と統計的有意性: 2004 年に 50 歳未満で 2004 年と 2007 年に子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女、2006 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人いる台湾人有配偶女性、2007 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人いる韓国人有配偶女性

(被説明変数: 保育サービス利用の有無)	モデル 1			モデル 2	
	ベース			ベース+②その他	
	日本	台湾	韓国	日本	韓国
女性の出生年次 (出生年-1900)	0.972	8.874 **	3.956 #	0.971	4.418 *
女性の出生年次の 2 乗項		0.985 **	0.991 #		0.990 #
女性の学歴					
中卒以下	0.860	1.088	0.295	0.892	0.249
高卒(†)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
短大卒	0.718	0.954	0.571 #	0.716	0.566 #
4 年制大卒以上	1.182	1.517	0.976	1.205	1.019
女性の結婚前の就業の有無 (就業=1)	9.056 *	2.488 *	0.873	8.690 *	0.909
夫の学歴					
中卒以下	2.147	0.744	1.476	2.149	1.602
高卒(†)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
短大卒	0.861	0.924	0.996	0.831	1.059
4 年制大卒以上	0.603 #	0.613	0.826	0.601 #	0.876
不詳・無回答		0.537			
結婚期間	1.066 *	1.494 **	1.270 **	1.065 *	1.284 **
回答者の生育地 (大都市=1)				0.726	0.616 *
Log likelihood	-213.091	-300.5338	-253.60	-212.259	-251.54
LR chi2(df)	38.39(9)	134.97(11)	43.08(10)	40.05(10)	47.21(11)
Prob > chi2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(N)	(353)	(827)	(592)	(353)	(592)

注: ①**:1%で有意、*:5%で有意、#:10%で有意。†はレファレンス・カテゴリー。

②子どもの年齢は日本と韓国が 0~6 歳、台湾は 0~5 歳。

③保育サービスの利用については、日本は当該子が就学前の時期(回顧データも使用)、台湾は調査時点(2006 年)、韓国は調査時点(2007 年)。

表 6-7. 就学前の子どもがいる女性の調査時点の就業の有無に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比(係数の指数値)の推計値と統計的有意性:2006 年に 50 歳未満で就学前の子どもが 1 人以上いる台湾人有配偶女性、2007 年に 50 歳未満で就学前の子どもを 1 人以上いる有配偶韓国女性

(被説明変数: 女性の就業の有無)	モデル 1		モデル 2		モデル 3	モデル 4
	ベース		ベース+①出生順位		ベース+② その他	ベース+① ②
	台湾	韓国	台湾	韓国	韓国	韓国
女性の出生年次 (出生年-1900)	1. 011	0. 940 **	1. 015	0. 940 **	0. 940 **	0. 940 **
女性の学歴						
中卒以下	0. 712 *	0. 996	0. 710 *	0. 988	0. 980	0. 968
高卒(†)	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000
短大卒	2. 080 **	1. 209	2. 055 **	1. 186	1. 206	1. 181
4 年制大卒以上	3. 255 **	2. 063 **	3. 172 **	2. 039 **	2. 084 **	2. 060 **
女性の結婚前の就業の有無 (就業= 1)	1. 729 **	1. 747 **	1. 755 **	1. 716 **	1. 753 **	1. 723 **
夫の学歴						
中卒以下	0. 800	1. 543	0. 796	1. 635	1. 544	1. 638
高卒(†)	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000
短大卒	0. 863	0. 678 *	0. 854	0. 676 *	0. 685 #	0. 683 *
4 年制大卒以上	0. 761 #	0. 652 *	0. 753 #	0. 648 *	0. 655 *	0. 651 *
不詳・無回答	0. 886		0. 881			
結婚期間	1. 030 #	1. 029	1. 069 **	1. 046 #	1. 029	1. 046 #
当該子の出生順位						
第 1 子 (†)			1. 000	1. 000		1. 000
第 2 子			0. 783 *	1. 049		1. 047
第 3 子以上			0. 562 **	0. 590 *		0. 587 *
回答者の生育地 (大都市= 1)					0. 922	0. 916
Log likelihood	-1438. 64	-957. 21	-1433. 00	-953. 42	-956. 99	-953. 16
LR chi2(df)	158. 02(10)	78. 35(9)	169. 29(12)	85. 92(11)	78. 79(10)	86. 45(12)
Prob > chi2	0. 000	0. 000	0. 000	0. 000	0. 000	0. 000
(N)	(2265)	(2125)	(2265)	(2125)	(2125)	(2125)

注: ①**:1%で有意、*:5%で有意、#:10%で有意。†はレファレンス・カテゴリー

②子どもの年齢は、台湾は 0~5 歳、韓国は 0~6 歳。

6-8. 就学前の子どもがいる台湾、韓国の女性の保育サービス利用と就業（いずれも調査時点）に関する bivariate probit モデルの推計結果：
2006年に就学前の子どもが1人以上いる50歳未満の有配偶台湾人女性、2007年に就学前の子どもが1人以上いる50歳未満の有配偶韓
人女性

	台湾				韓国							
	モデル1		モデル2		モデル1		モデル2		モデル3		モデル4	
	保育サ ービス の利用	就業	保育サ ービス の利用	就業	保育サ ービス の利用	就業	保育サ ービス の利用	就業	保育サ ービス の利用	就業	保育サ ービス の利用	就業
女性の出生年次（出生年-1900）	0.352 *	0.095	0.425 **	0.154	0.463 *	0.191	0.496 **	0.126	0.479 **	0.195	0.512 **	0.130
女性の出生年次の自乗項	-0.003 *	-0.001	-0.003 **	-0.001	-0.003 *	-0.002	-0.003 **	-0.001	-0.003	-0.002	-0.004 **	-0.001
女性の学歴												
中卒以下	-0.229 *	-0.205 *	-0.229 *	-0.203 *	0.203	0.076	0.195	0.052	0.180	0.069	0.172	0.044
高卒(†)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)
短大卒	-0.093	0.448 **	-0.123	0.440 **	-0.095	0.112	-0.099	0.101	-0.101	0.111	-0.105	0.100
4年制大卒以上	0.111	0.714 **	0.099	0.697 **	-0.037	0.400 **	-0.045	0.395 **	-0.017	0.405 **	-0.025	0.401 **
女性の結婚前の就業の有無（就 業=1）	0.240 *	0.333 **	0.266 *	0.338 **	0.011	0.301 *	0.010	0.294 **	0.020	0.304 **	0.019	0.296 **
夫の学歴												
中卒以下	0.030	-0.140	0.041	-0.143 #	-0.313	0.236	-0.316	0.278	-0.315	0.236	-0.317	0.278
高卒(†)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)	(ref.)
短大卒	-0.035	-0.093	-0.049	-0.103	-0.089	-0.211 *	-0.092	-0.215 *	-0.071	-0.207 *	-0.074	-0.210 *
4年制大卒以上	-0.206 *	-0.167 #	-0.234 *	-0.175 #	-0.200 *	-0.235 *	-0.198 *	-0.236 *	-0.193 *	-0.233 *	-0.191 *	-0.233 *
不詳・無回答	-0.170	-0.072	-0.145	-0.074								
結婚期間	0.096 **	0.019 #	0.128 **	0.042 **	0.043 **	0.018	0.051 **	0.029 *	0.043 **	0.018	0.052 **	0.029 *
当該子の出生順位												
第1子(†)			(ref.)	(ref.)			(ref.)	(ref.)			(ref.)	(ref.)
第2子			-0.001	-0.160 *			-0.107	0.020			-0.109	0.019
第3子以上			-0.531 **	-0.369 **			-0.104	-0.316 *			-0.112	-0.319 *
回答者の生育地（大都市=1）									-0.170 **	-0.045	-0.171 **	-0.047
定数	-13.150 *	-3.967	-16.143 **	-6.260	-17.325 **	-6.870	-18.525 **	-4.561	-17.864 **	-6.980	-19.040 **	-4.684
rho	0.141 **		0.132 **		0.239 **		0.243 **		0.238 **		0.242 **	
(N)	(2265)		(2265)		(2125)		(2125)		(2125)		(2125)	
Likelihood-ratio test of rho=0:												
chi2(1)	12.8989		10.9753		32.825		33.7211		32.496		33.348	
Prob > chi2	0.000		0.001		0.000		0.000		0.000		0.000	

注：**：1%で有意、*：5%で有意、#：10%で有意。

第7章 日本における子育て支援環境と女性の就業：マイクロデータの多変量解析⁹⁹

7.1 保育サービスと育児休業制度の利用パターン

7章では日本における子育て支援環境と女性の就業について分析を行うが、その際に焦点を当てる子育て支援環境は、保育サービスと育児休業制度である。次節で分析を行う前に、本節において利用者の属性別に保育サービスと育児休業制度の利用パターンを調べる。

7.1.1 利用者の属性別にみた保育サービスの利用状況

第1子が就学前であった時期の保育サービスの利用について、各歳別の状況を調べる。7.2.1で行う保育サービスに関する多変量解析で、第1子が1歳未満のケース（0歳のデータ）を除いて分析しているため、ここでも第1子が1歳未満のケースを除いて1～6歳における各歳の保育サービスの利用状況をみる。ある年齢（例えば5歳）で利用していれば1回利用したとみなし、1～6歳までのすべての年齢で利用していれば毎年（6回）利用したと計算する。第1子が1～6歳の期間中、全く保育所を利用しないのは55.3%と過半を占めた。1回以上の利用は44.7%だが、そのうち、毎年利用した場合は7.4%だった。1～2歳と3～6歳に分けてみると、1～2歳の時点の利用率は2割を切るのに対し、3～6歳では42%に達するだけでなく、毎年の利用者も17.2%と1～2歳より高い水準になった（表7-1）。

表7-1. 就学前における第1子の年齢別にみた保育所利用パターン

子どもの年齢	利用状況 (%)	
1～6歳	全く利用せず	55.3
	1回以上利用	44.7
	毎年利用	7.4
1～2歳	全く利用せず	80.5
	1回以上利用	19.5
	毎年利用	13.0
3～6歳	全く利用せず	57.8
	1回以上利用	42.2
	毎年利用	17.2

注：就学前の第1子が1歳未満のケース（0歳のデータ）は保育利用に関する分析の対象外とした。毎年利用の割合を算出する際、無回答は利用していないとみなした。

⁹⁹ 「日本の女性の就業と子育て支援」を日本人口学会第68回大会で報告(2016/6/11)し、内容を改定した可部(2018)をもとに加筆修正している。

特徴的なのは就学前の子どもの年齢ごとに利用と不利用が入り組んで、連続していない場合が多いことである。1～2歳でも3～6歳でもその期間中連続して利用するケースは1割台である（無回答は利用せずとみなして算出）。第1子出生後、女性の働く場所がもし変わらないのであれば、毎年通うのが前提となる中学や高校などと同様に、保育所にも継続して通うほうが、母親にとっても子ども自身にとっても負担は少ないはずである。にもかかわらず、子どもが1～6歳の間に利用／不利用が入り組むのは、保育所の利用の仕方が多様であり、利用者の希望と実際の利用環境が必ずしも合致していないことが背景にあると考えられる。保育所の利用の仕方が多様である点は7.3で再度議論する。

表7-2. 夫婦の属性別にみた第1子出生後の保育サービスの利用状況

		利用率 (%)	(N)
女性の出生コホート	1950～1959年	47.0	(472)
	1960～1969年	43.8	(854)
	1970～1979年	43.7	(343)
	1980～1989年	42.9	(7)
女性の学歴	中卒以下	57.9	(57)
	高卒	49.0	(729)
	専修・高専・短大卒	41.0	(678)
	4年制大卒以上	38.2	(212)
夫の学歴	中卒以下	61.7	(128)
	高卒	48.5	(650)
	専修・高専・短大卒	46.7	(274)
	4年制大卒以上	36.4	(624)
第1子出生1年前の女性の就業時間	ゼロ(働いていない)	28.7	(467)
	1～34時間(パートタイム)	40.7	(226)
	35時間以上(フルタイム)	53.2	(983)
第1子出生1年前の女性の就業	働いていない	28.7	(470)
	正規雇用以外で働いている	48.7	(376)
	正規雇用で働いている	51.9	(830)
小計			(1676)
第1子出生1年前の女性の仕事の種類	働いていない	28.7	(470)
	事務など	48.9	(916)
	専門職	57.2	(285)
小計			(1671)

注：就学前の第1子が1歳未満のケース（0歳のデータ）は保育利用に関する分析の対象外とした。

利用者を夫婦の属性別にみると、女性の出生コホート別では特には差がみられず、いずれのコホートも利用率は40%台であった。女性の働き方に関しては、第1子出生1年前の週当たり労働時間が35時間以上（フルタイム）、正規雇用、専門職の場合でいずれも利用率が5割を超えており、働く女性の保育所利用率が高いことがうかがえる。学歴については、女性と夫のいずれも4年制大卒以上の利用率が4割を下回る一方で、中卒

以下では6割前後に達する(表7-2)¹⁰⁰。ただ、子どもが1~2歳の時期と3~6歳の時期に分けて女性の学歴別の利用率をみると、子どもが1~2歳の時期では4年制大卒以上が高卒をやや上回るのに対し、3~6歳の時期では逆に高卒が4年制大卒以上をやや上回り、利用率は子どもの年齢によって変化していることがうかがえる。

7.1.2 利用者の属性別にみた育児休業制度の利用状況

育児休業法が施行された1992年以前は、育児休業制度は企業の努力義務であり、導入が義務付けられていなかった。常用雇用者が30人以下の事業所にも制度が適用されるようになったのは1995年の法改正からである。そのため、分析対象者のうち、第1子出生後に育児休業制度がないケースが7割に達しており、制度はあっても利用しないというケースが13.1%で、育児休業制度を利用したのは16.7%であった(表7-3)。女性の出生コホート別にみると、育児休業法の施行が20歳代半ばから30歳代初めに始まった1960年代生まれでは、利用率が2割を超えている。1970年代生まれになると、利用率は3割を超える(表7-4)。

女性の学歴が高いほど育児休業制度の利用率は高くなる。第1子出生1年前の女性の働き方が、週当たり労働時間が35時間以上(フルタイム)、正規雇用、専門職の場合には、いずれも制度の利用率が2割前後にのぼっている。

表7-3. 第1子出生後の女性の育児休業制度の利用率(%)

制度なし	70.2
制度あるが利用せず	13.1
利用した	16.7
(N)	(870)

表7-4. 夫婦の属性別にみた第1子出生後の育児休業制度の利用状況

		利用率(%)	N(人)
女性の出生コホート	1950~1959年	1.9	(318)
	1960~1969年	23.1	(403)
	1970~1979年	31.3	(147)
	1980~1989年	0.0	(2)
女性の学歴	中卒以下	14.3	(28)
	高卒	11.7	(358)
	専修・高専・短大卒	19.0	(364)
	4年制大卒以上	25.0	(120)
夫の学歴	中卒以下	9.1	(66)
	高卒	14.0	(350)
	専修・高専・短大卒	15.0	(153)
	4年制大卒以上	22.3	(301)

¹⁰⁰ 表7-2は表6-2と部分的に重複するところもあるが、表7-4との対照のために掲載している。

第1子出生1年前の女性の就業時間	1～34時間(パートタイム)	6.2	(129)
	35時間以上(フルタイム)	18.5	(741)
第1子出生1年前の女性の就業	正規雇用以外で働いている	6.6	(181)
	正規雇用で働いている	19.3	(689)
第1子出生1年前の女性の勤務先	民間	16.0	(799)
	官公庁	23.9	(71)
小計			(870)
第1子出生1年前の女性の仕事の種類	事務など	13.4	(618)
	専門職	24.9	(249)
小計			(867)

7.2 子育て支援環境と就業に関する分析結果

本章で行う①保育サービスの利用②職場復帰に関する分析に使用した説明変数の記述統計量はそれぞれ表7-5、表7-6に示した通りである。

7.2.1 保育サービスの利用と女性の就業

分析結果を示した表7-7によると、「第1子出生1年前の女性の就業時間」が長いほど、働かない場合に比べて、保育サービスの利用確率は高まる。パートタイム(1～34時間)に比べ、フルタイム(35時間以上)の場合の説明変数のオッズ比(係数の指数値)は大きくなり、利用確率がより高くなることを示している。

当該子が「就学前だった時期の子どもの年齢」をみると、子どもの年齢が高いほど、保育サービスの利用確率は高くなる。子どもの年齢を1～2歳と3～6歳に分けて推計すると、3～6歳の方が高い。保育所の利用率はもともと、1～2歳よりも3～6歳の方が高い(表7-1)ほか、子どもが大きくなると、保育所に子どもを預けて女性が働きに出るケースが増えることも一因と考えられる。

「女性の出生年次」は最近であればあるほど、保育サービスの利用確率が高まる。これは保育所の設置増に伴い、在籍児童数が増加傾向にあることが背景にあると考えられる¹⁰¹。

日本における女性の高学歴化と結婚時期の後ずれを考慮して、モデル2と3では、「女性の学歴」と「第1子出生時の女性の年齢」を別々に投入してみたが、結果はモデル1と変わらなかった。

「女性の学歴」については利用確率への影響はみられなかった。これに対し、「夫の学歴」が低いと保育所の利用確率は高くなり、学歴が高いと利用確率は低くなる。「夫の学歴」は世帯収入の代理変数であることを踏まえると、夫の学歴が低い場合は、保育所を利用するなどして女性も何らかのかたちで働いて収入を増やす必要が高まり、学歴が高い場合は女性が保育所を活用して働く必要性が低下することが背景にあると考えられる。

¹⁰¹ 但し、都市部では希望する認可保育所に入所できない待機児童が依然多いため、認可外保育施設が保育需要の一端を担っている。

7.2.2 育児休業制度と女性の職場復帰

女性の職場復帰に関する分析結果（表 7-8）によると、「第 1 子出生時の育休制度の利用」については、利用した場合の職場復帰の確率は、育休制度がない場合に比べて高くなる。育休制度は 1992 年に施行され、その後も改正されているが、育休制度の有無を含めた変化を制御するために使用した変数「第 1 子の出生年次」は有意でなかった。注目されるのは育休制度があるのに利用しなかった場合、職場復帰の確率は育休制度がない場合よりも低いことである。法的に認められたはずの制度が活用できない背景としては、もともと出生を機に退職する考えだった場合もあるだろうが、職場の事情や担当している仕事の都合で育休制度が利用しにくかったり、育休制度を利用した後での育児と就業の両立が困難と予想されるために、育休制度の利用そのものを諦めたなどの理由が想像される。

女性の出生年次が最近になると制度の利用確率が若干低下するのは、育休制度が普及して利用者のすそ野が広がった半面、育児と就業の両立の困難さは依然残っており、育休制度を利用して職場復帰することが困難と判断するケースも増えているためと考えられる。実際、出生コホート別に、育児休業制度を利用する場合と、休業制度があっても利用しない場合をみると、いずれの場合も 1970 年代前半生まれの比率が高い。出生コホートが最近になると、利用者が増加する一方で、利用可能性のある人のすそ野が広がるなかで利用を諦める人も増えかねない。

「女性の学歴」については、学歴が高いほど、復職確率が高まる。女性の学歴の高さは育児休業制度の利用率の高さと正の相関関係があり、さらに、フルタイム就業や正規雇用で働いている場合は制度利用率が高い（表 7-4）ことを踏まえると、女性の学歴が高い場合は育休制度を利用するなどして職場復帰する傾向が強まると考えられる。

「回答者の性別」では復職確率に差が出ており、女性が回答している場合は夫が回答している場合より低くなる¹⁰²。その理由として、職場復帰に関するとらえ方が女性と夫では差があり、夫からみれば職場に復帰したようにみえても、女性本人にとっては復帰とは受け入れにくいケースが少なくないことが影響していると考えられる¹⁰³。

なお、女性の第 1 子出生前の働き方として、就業時間の代わりに、勤務先が官公庁かどうかを変数として入れて推計したところ、復職確率はフルタイムの場合よりも高かつ

¹⁰² 回答者を女性のみ絞って推計しても、結果は表 7-8 と比べてほとんど変わらない。

¹⁰³ 調査票では第 1 子出生後の職場復帰について、①復帰しなかった、②出産前と同じ職場に復帰した、③出産前と同じ会社で、別の職場に復帰した、④別の会社が変わった、⑤その他——という選択肢で尋ねているが、復帰の時期や復帰後の仕事の内容については触れていない。そのため、夫からみれば職場に復帰したようにみえても、女性にとっては、従業上の地位が正規職から非正規職に変わったり、さらには業務内容が大幅に変わってしまい、実質的には復帰したとは感じにくいという場合もあるかもしれない。

た。

7.3 まとめ：分析結果の政策的含意

7-2における分析の結果をまとめると、以下の通りである。

保育サービスの利用は、就学前の子どもの年齢ごとに利用と不利用が入り組み、連続した利用となっていない場合が少なくない。保育所の利用の仕方が多様であることがうかがえるわけで、保育サービスの提供においても、その点を考慮に入れる必要がある。

次に多変量の解析では、保育サービスの利用に関して、第1子出生1年前に週35時間以上のフルタイム就業をしていた女性は、働いていない場合に比べて、当該子が就学前の時期に保育サービスを利用する確率が高くなる。週1～34時間のパートタイム就業していた女性の保育サービスの利用確率も、フルタイムには及ばないものの、働いていない場合に比べると高い。本章ではデータの制約から、保育サービスを利用した女性が実際に就業したかどうかについての分析は行っていないが、表7-7が示すように、出生前に働いていた女性の保育サービスの利用確率が高いことは、出生後の女性の就業を後押しする可能性があるかと推察される。

女性の出生年次が最近になるほど、そして、就学前だった子どもの年齢が大きいほど保育所の利用確率は高まる。夫の学歴については、学歴が低いほど利用確率が高まるが、これは女性も保育所を利用しながら働くことで収入を得る必要があるためと考えられる。

次に、育児休業制度を利用した場合の女性の職場復帰に関しては、制度がない場合に比べて復帰の確率が高くなる。一方で、制度があっても利用しない場合は、制度がない場合よりも復帰確率が下がるが、その理由として、職場や仕事などの事情で育休制度が利用しにくかったり、利用後の育児と就業の両立が困難と予想されるために制度の利用自体を諦めるなどが考えられる。第1子出生前に週35時間以上のフルタイム就業をしていた場合、週1～34時間のパートタイム就業の場合に比べて職場復帰の確率が高まる。同様に、女性の学歴が高い場合も職場復帰の確率は高くなる。

このように出生前に働いていた女性の保育サービスの利用確率が高いことは、出生後の女性の就業継続を後押しする可能性があるかと推察される。また、育児休業制度の活用はフルタイム就業をしている女性の職場復帰の確率を高めると考えられる。

こうした分析結果から、保育サービスの整備と育児休業制度は重要な政策対応策となることが確認されたが、いずれもきめ細かな配慮が必要となることに注意する必要がある。

保育サービスから検討してみよう。保育サービスが提供されとしても、利用のされ方は個々の利用者の事情を反映して多様である。就学前の時期（1～6歳）における各歳の保育の利用状況をみると、毎年連続して利用したり、不利用だったりというケースもあるが、子どもの年齢によって使ったり使わなかったり、場合によっては2歳で利用し

て3～4歳は利用せず、5～6歳でまた利用するという、まだら模様の利用パターンが目立つ¹⁰⁴。これは保育サービスの実情が一定期間継続して利用されやすいとは限らないことを示唆する¹⁰⁵。

就学前の子どもの各歳でまだら模様の利用パターンが起きるのは、①希望に合致した選択肢がないために、やむを得ない選択をする場合と¹⁰⁶、②女性が数ある選択肢のなかから状況に合わせて利用・不利用を決める場合とが考えられる¹⁰⁷。

①のケースを減らすための対応策としては、認可保育所の入所枠を広げることがまず考えられるが、居住地域の認可保育所に空きがあっても、駅から遠かったりすると、働いている女性にとっては送り迎えの負担がかかり、利用は難しくなる。駅前など交通の便が良い保育所の数は限られる上、建物などが密集しているので、保育所のスペースを拡大して収容児童数を増やそうとしても限度がある。仮に自治体が予算を確保して、交通の便が良い保育所の数を増やすことができたとしても、認可保育所の利用を諦めていた人が子どもの入所を希望したり、そうした保育サービスの拡充という評判を聞きつけて他地域から転入してくる人が増加する可能性がある。そうなると、自治体の保育所増設の努力にもかかわらず認可保育所を利用できない人は依然多く残り、その人たちがやむを得ず、認可外の保育所を利用したり、一時的に就業を棚上げして自分で子どもの面倒をみる、ないしは子どもの祖父母に世話をしてもらう、という選択を迫られることになりはなくなる。

利用者の希望に合致した選択肢を増やすという意味では、駅前など交通の便が良い場所に保育園児の送迎用の拠点を設け、やや遠くにある保育所に専用バスなどで送迎するという送迎保育サービスは有効な策の一つであろう¹⁰⁸。交通の便があまりよくなくて、働く女性が自分で送り迎えするには負担が大きい保育所であっても、自治体が送迎保育サービスを提供していれば、利用が可能になる。その結果、保育所の選択肢が広がることになる。送迎保育は保育児童をバスなどに乗せて移動させるため、安全面の考慮から長時間の乗車を避けるうえで移動ルートを工夫するなどの細かい配慮が欠かせない。実際の導入例をみても、比較的少人数を対象とするケースが大半を占め、量的な貢献度は

¹⁰⁴ 保育所と幼稚園の利用を各歳で調べるとさらに複雑で、1～3歳で保育所、4歳でどちらも利用せず、5～6歳で幼稚園の利用など、保育所と幼稚園を使い分けるケースが少なくない。

¹⁰⁵ 角田他（2004）で、座談会の司会を務めた小川益丸氏は、認可保育所が子育て支援を十分やっていたのか、という問題意識を提示している。

¹⁰⁶ 希望する認可保育所の枠が足りず、いったんは認可外保育所に預けたものの、費用が高かったり、保育サービスの質に満足できず、次の年は自分や親が面倒をみて、その後で認可保育所の空きが出るまで待つ場合などが考えられる。

¹⁰⁷ 子どもが小さい時はパート勤務と子育ての両立が大変なので、1～2年仕事をせず、その後、保育所を利用して仕事を再開する場合などが想定される。

¹⁰⁸ 送迎保育についての自治体に対する聞き取り調査では、2017年で全国に少なくとも30カ所以上の自治体による送迎保育サービス拠点があった（可部 2017）。

大きな期待をしにくいかもしれない。ただ、利用者の希望が多様化しているのであれば、こうしたきめ細かな対応策を積み上げていくことが、利用者の希望するような選択肢を広げる上で重要となる。

一方、②のケースについては、利用者の働き方が多様化していった場合も、利用者が状況に合わせて利用・不利用を決めることができるかどうかは課題となる。例えば、認可保育所では各自治体が親の就業状況など利用要件を定めているが、自治体の想定以上に利用者の働き方が柔軟になっていくと、①のように希望に合致した選択肢がないという状態も起こり得よう。多様化する働き方の実態に、保育サービスに関連する制度設計が追いつかないというような事態が生じないように配慮することが求められる。

多変量解析の結果からも、同様のインプリケーションが引き出せる。表 7-7 は、出生 1 年前に女性がフルタイム就業であってもパートタイム就業であっても保育サービスの利用確率は働いていない場合より高いことを示しており、子どもを持つ女性が働いていると、1 週間の労働時間の長短にかかわらず保育サービスは利用されることがわかる。一方で、女性の出生年次や就学前だった子どもの年齢によって保育所の利用確率には差があるという結果を踏まえると、潜在的な利用者である働いている女性のすそ野は広がっていると同時に、個々の女性の就業に付随する労働・生活環境はかなり異なっている可能性がある。換言すれば、永瀬（2007）が指摘するように、親が望む保育が一様ではなく、保育施設そのものを含めたサービス全体の多様化がより求められていると考えられる。

需要の多様化への対応という点から考えると、保育所と幼稚園の機能を統合した認定こども園は、工夫の余地はまだ大きい。受け入れ余力が小さい保育所と、比較的人員の余裕がある幼稚園を合体させることで、受け入れ枠を拡大するという効果は期待できるが、異なる基準や方針をもとに運営されてきた保育所と幼稚園の統合の利点を最大限に引き出すには、統合後の運営の仕方を見直す必要があるだろうし、時間も要するかもしれない。それよりは、両者それぞれの機能を拡充して、より幅広いサービスを提供できるように後押しする方が優先順位は高いのではないだろうか。

例えば、通常の保育サービスに加えて、延長保育や一時保育、休日保育、病児保育などの特別保育サービスも行われているが、通常の保育サービスと違って、日によって利用者数や利用時間は異なる可能性があるうえに、担当する保育士などの確保も必要になる。通常の保育所に加えて、専用の保育施設で対応することもあるほか、延長保育は幼稚園でも行われている。通常の保育サービスと同様に、サービス内容に高い質が問われるため、公立、私立を問わず、保育施設を運営する側にとって人的資源や財源の確保が必要になる。そうした面での支援や環境整備に力を入れる方が、利用者にとって、必要に応じてサービスを選択しやすくなることにつながると思われる。

育休制度の議論で考慮すべきなのは、育休制度があるのに利用しない場合には、育休制度がない場合よりも職場復帰の確率が下がることである。育休制度の利用を通じて、

職場復帰を促すという政策的意図が実現していないわけで、育休制度のさらなる利用を促進する上で重要なポイントとなる。

育休制度がなかったときに復職を目指そうとすれば、子どもの祖父母の力を借りたり、保育サービスの費用を自分で負担するなど、復職はそれが可能な一部の人（高学歴者など）に限られていたと考えられる。育休制度の利用も同様であり、阿部（2005）は高学歴者や長期勤続者ほど、制度を利用する確率が高いと指摘しており、表 7-4 から同様の傾向がうかがえる。正規職や専門職の場合、育休制度を使って復職する確率が非正規職や事務職などよりも高いことは、働く女性の属性によって制度利用に差があることを示唆している。

しかし、育休制度の対象に有期雇用労働者も含まれるようになり、その利用要件も徐々に緩和されてくるなど、利用者のすそ野が次第に広がってきた。このことは、より多くの人が育休制度の利用による職場復帰ができるように制度面での後押しが進んでいることを意味する。ここで焦点になるのは、制度があっても利用しない人たちである。

制度があっても利用しない人の中には、育休制度を経て職場復帰できたとしても、その後の子育てと就業の両立が困難になると懸念して、利用そのものを諦めてしまうケースも含まれると思われる。というのも、日常の職場で「子どもが生まれる」ということは、働く女性にとって大変であろうという印象を上司や同僚に与えるので、育児休業の制度そのものは利用しやすくなっている一方で、利用希望者の観点からは、復帰後に子どもの育児負担が明確に職場内で認識されるのかどうかについての懸念が依然残るかもしれない。そうすると、職場復帰後の子育てと就業の両立に伴う負担が重すぎるという懸念が先行することになりかねない。樋口・佐藤（2010）が指摘するように、継続就業率の上昇につなげるためには、育児休業制度の導入とともに、それをいかに利用しやすくするかといった企業や職場における環境整備や運用上の工夫が欠かせない。

育休制度の利用度合いを深め、一段と定着させるには、復職後にも視野を広げた利用が考慮されるべきだろう。育児介護休業法の改正は復帰後の勤務時間の短縮や、こうした措置の対象となる子どもの年齢の引き上げを進めているが、こうした制度の変化が職場に浸透するようになり、職場環境や職場の意識が制度の変化に追いつくようになれば、育休制度の利用については、休業中はもちろん、復帰後も含めて長期的な視点から考えるという認識が利用者と職場の上司・同僚との間で共有されてくるだろう。

多くの人が様々な生活環境・職場環境の中で育児と就業の両立を果たすには、働き方について更なる細かな支援の積み重ねが必要であろう。こうした環境改善の蓄積が、育児休業の利用率の分母（子どもを生んだ女性就業者数）と分子（育児休業制度の利用者数）の両方を増やししながら、利用率そのものも上昇させることにつながると期待される。

表 7-5. 第 1 子が就学前であった期間の保育所利用に関する説明変数の記述統計量：
2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女

	mean	SD	min	max
第 1 子出生 1 年前の女性の就業時間 (1 週間の通常の労働時間)				
ゼロ (働いていない) (†)	0.282	—	—	—
1~34 時間 (パートタイム)	0.131	0.337	0	1
35 時間以上 (フルタイム)	0.587	0.492	0	1
女性の出生年次 (= 出生年 - 1900)	63.395	5.758	54	83
第 1 子出生時の女性の年齢	26.381	3.609	15	42
女性の学歴				
中卒以下	0.034	0.181	0	1
高卒 (†)	0.442	—	—	—
専修・高専・短大卒	0.399	0.490	0	1
4 年制大卒以上	0.125	0.331	0	1
夫の学歴				
中卒以下	0.076	0.265	0	1
高卒 (†)	0.391	—	—	—
専修・高専・短大卒	0.157	0.364	0	1
4 年制大卒以上	0.376	0.484	0	1
就学前だった時期の子どもの年齢	3.355	1.692	1	6
回答者の生育地 (都市部 = 1)	0.719	0.449	0	1
回答者の性別 (女性 = 1)	0.597	0.491	0	1
(N)	(8145)			

注①：上記のデータの単位は preschool-child years。N は第 1 子が就学前の年齢であった時期の総人年である。但し、0 歳児は分析から外している。

②：† レファレンス・カテゴリー。

表 7-6. 第 1 子出生後の女性の職場復帰に関する説明変数の記述統計量：2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女

	mean	SD	min	max
第 1 子出生時の育休制度の利用				
育休制度がない (†)	0.702	—	—	—
育休制度があるが、利用せず	0.131	0.338	0	1
育休制度を利用	0.167	0.373	0	1
第 1 子出生 1 年前の女性の就業時間(1 週間の通常の労働時間が 35 時間以上 = 1)	0.852	0.356	0	1
女性の出生年次 (=出生年-1900)	63.714	6.228	54	83
第 1 子出生時の女性の年齢	26.467	3.586	15	40
女性の学歴				
中卒以下	0.032	0.177	0	1
高卒 (†)	0.411	—	—	—
専修・高専・短大卒	0.418	0.494	0	1
4 年制大卒以上	0.138	0.345	0	1
夫の学歴				
中卒以下	0.076	0.265	0	1
高卒 (†)	0.402	—	—	—
専修・高専・短大卒	0.176	0.381	0	1
4 年制大卒以上	0.346	0.476	0	1
第 1 子の出生年次 (=出生年-1900)	90.180	6.851	74	103
回答者の生育地(都市部 = 1)	0.682	0.466	0	1
回答者の性別(女性 = 1)	0.621	0.485	0	1
(N)	(870)			

注：†レファレンス・カテゴリー。

表 7-7. 子どもが 1 人以上いる女性の第 1 子の保育所利用に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比 (係数の指数値) の推計値と統計的有意性: 2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女

	モデル 1	モデル 2	モデル 3
第 1 子出生 1 年前の女性の就業時間 (1 週間の通常の労働時間)			
ゼロ (働いていない) (†)	1.000	1.000	1.000
1~34 時間 (パートタイム)	2.067 **	2.084 **	2.098 **
35 時間以上 (フルタイム)	3.183 **	3.196 **	3.197 **
女性の出生年次 (= 出生年-1900)	1.030 **	1.029 **	1.029 **
第 1 子出生時の女性の年齢	1.011		1.010
女性の学歴			
中卒以下	1.234	1.215	
高卒 (†)	1.000	1.000	
専修・高専・短大卒	0.926	0.934	
4 年制大卒以上	1.108	1.126	
夫の学歴			
中卒以下	1.648 **	1.633 **	1.755 **
高卒 (†)	1.000	1.000	1.000
専修・高専・短大卒	1.049	1.053	1.028
4 年制大卒以上	0.802 **	0.813 **	0.809 **
就学前だった時期の子どもの年齢	1.376 **	1.374 **	1.375 **
回答者の生育地 (都市部 = 1)	0.627 **	0.630 **	0.633 **
回答者の性別 (女性 = 1)	0.942	0.939	0.942
Log pseudo-likelihood	-4612.80	-4613.86	-4616.49
Wald chi2(df)	895.70(13)	894.04(12)	890.66(10)
Prob > chi2	0.000	0.000	0.000
(Obs.)	(8145)	(8145)	(8145)

注①: 標準誤差は robust standard error である。

②: **:1%で有意、*:5%で有意。

③: †レファレンス・カテゴリー

表 7-8. 子どもが 1 人以上いる女性の第 1 子出生後の職場復帰に関する 2 項ロジットモデルによる説明変数のオッズ比（係数の指数値）の推計値と統計的有意性：
2004 年に 50 歳未満で、2004 年と 2007 年に少なくとも子どもが 1 人いる有配偶の日本人男女

	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4
第 1 子出生時の育休制度の利用				
育休制度がない (†)	1.000	1.000	1.000	1.000
育休制度があるが、利用せず	0.505 *	0.481 *	0.481 *	0.460 **
育休制度を利用	9.052 **	8.721 **	8.190 **	7.895 **
第 1 子出生 1 年前の女性の就業時間（1 週間の通常の労働時間が 35 時間以上 = 1）			2.330 **	2.295 **
女性の出生年次（= 出生年 - 1900）	0.948 *	0.976	0.948 *	0.979
第 1 子出生時の女性の年齢		1.040		1.044 #
女性の学歴				
中卒以下	0.926		1.061	
高卒 (†)	1.000		1.000	
専修・高専・短大卒	1.498 *		1.513 *	
4 年制大卒以上	2.503 **		2.591 **	
夫の学歴				
中卒以下	1.411	1.362	1.509	1.512
高卒 (†)	1.000	1.000	1.000	1.000
専修・高専・短大卒	0.858	0.938	0.857	0.939
4 年制大卒以上	0.952	1.341	0.932	1.329
第 1 子の出生年次（= 出生年 - 1900）	1.026		1.030	
回答者の生育地（都市部 = 1）	0.612 **	0.618 **	0.641 **	0.648 *
回答者の性別（女性 = 1）	0.459 **	0.458 **	0.444 **	0.444 **
Log likelihood	-508.63	-514.40	-501.45	-507.39
LR chi2(df)	184.39 (12)	172.85 (9)	198.74(13)	186.87(10)
Prob > chi2	0.000	0.000	0.000	0.000
(N)	(870)	(870)	(870)	(870)

注①：**：1%で有意、*：5%で有意、#：10%で有意。

②：† レファレンス・カテゴリー

第8章 まとめと結論

8.1 3カ国における子育て支援環境と出生率、女性の就業

本研究は少子化に直面する日本、台湾、韓国に焦点を当て、この3カ国が力を入れている子育て支援環境と、出生率および女性の就業の関係との関係を分析した。この3者を一度に同時に扱うことはできないので、「子育て支援環境と出生」および「子育て支援環境と女性の就業」に分解して、それぞれについて分析を行った。

まず、第5章において、「子育て支援環境と出生」に関して県（道）・大都市レベルのアグリゲートしたデータを使って分析を行い、子育て支援環境のうち、働く女性にとって重要である保育サービスと休暇制度などの政策の浸透度合いに着目した。

保育サービスについては受け入れ枠の拡大という量的な対応では日本と台湾では出生率に有意な効果が見いだせなかった。日本では、第7章の分析結果が示すように就学前の子どもの年齢ごとに保育サービス利用の仕方が多様なため、受け入れ枠という量的側面が拡大されても、利用者の希望と実際の利用環境が必ずしも合致しないという可能性が考えられる。台湾では公立保育所と、高価格の幼児教育に傾斜しがちな私立保育所とでは保育費用の差が大きく、保育所全体の7割を占める私立保育所の利用は家計にとっての負担が重くなりやすい。そのため、低費用で、且つ、過度に市場原理に依存しないといった公立の保育所の特徴を生かした保育サービスの提供が期待される。一方、韓国では1990年代半ばまで保育サービスの受け入れ規模が日本や台湾よりも少なかったため、量的な拡大は10%有意水準ではあるが出生率に正の効果が見いだせた。ただ、2000年代半ば以降に私立の保育所が急増したものの、その質を懸念する声からあがっており、量と質のバランスをどうとるのが課題となっている。

育児休業制度などの政策の浸透度合いについては、日本、台湾、韓国のいずれも有意に正の結果となった。政策が導入されてから着実に浸透するまでには時間がかかり、従業員規模の小さい企業の割合が高ければ高いほど、育休制度に伴うコスト増を避けようとする傾向が強くなる可能性があるが、育休制度などの政策展開がさらに軌道に乗るようになれば、子育て支援環境としてより一層の整備につながることを期待される。

次に、「子育て支援環境と女性の就業」については、個人レベルの行動に着目して、第6～7章でマイクロデータを使った分析を行った。

3カ国を比較した分析（第6章）で、まず、女性のライフイベント別に就業割合の変化をみたところ、第1子出生後に就業割合が低下する傾向がみられた。ただ、第2子出生後は第1子出生後に比べると就業割合の落ち込み方は小さいことから、女性の就業継続を後押しするには第1子出生時における子育て支援環境の整備が重要であることが示唆される。

次に、保育サービスの利用については、女性の年齢が30歳代後半で最も利用確率が高

い点で3カ国は共通している。日台韓ではいずれも結婚・出生年齢が後ずれしており、30歳代後半の女性が就学前児童を抱えて子育てに携わるケースが多いことを反映している。女性が結婚前に就業していた場合は、女性の就業確率が日本と台湾では有意に高くなったが、韓国では有意な結果は得られなかった。これは有配偶女性の労働力率が日本と台湾で1990年ごろから上昇傾向を強めているのに対し、韓国も上昇はしているものの、日台に比べて水準が低く、上昇のタイミングも10年ほど遅れているため、2004～2007年を対象期間とした分析では反映されなかったためと考えられる。世帯経済力の代理変数として使用した夫の学歴が高いと保育サービスの利用確率が有意に下がったが、この点については収入が多いと女性が働かずに子育てをしたり、ベビーシッターなど他のより高額なサービスを活用している可能性が考えられる。

一方、台湾と韓国について行った女性の就業の分析では、女性の学歴と結婚前の女性の就業が、出生後の就業確率に有意に正の影響を与えていた。学歴が高いほど就業確率が高くなっており、高学歴化が急激に進んだことを反映している。また、保育サービスの利用と女性の就業について同時性の検定をしたところ、両者は同時性がある（相互依存している）ことが示唆された。日本についてはデータの制約から同時性の検定は行っていないが、分析結果からは女性が結婚前に働いていると保育所の利用確率が高まることが示されたほか、都市部の認可保育所を利用する場合には母親が働いている方が有利になりやすいことを勘案すると、保育サービスの利用と女性の就業の間には同時性の可能性が考えられる。

日本に焦点を当てた付加的な分析（第7章）では、保育サービスの利用については人年データを用いて就学前児童の各歳別の利用を調べたほか、育児休業制度の利用と女性の復職について分析した。保育サービスの利用のされ方は多様で、子どもの年齢によって利用と不利用が混在するというまだら模様の利用パターンであるということはその象徴といえる。

育児休業制度を利用した女性は、制度がない場合に比べて、職場復帰の確率は高くなる。また、第1子出生前に週35時間以上のフルタイム就業をしていた場合は、週1～34時間のパートタイム就業に比べて、職場復帰の確率は高まるほか、女性の学歴が高い場合も職場復帰の確率は高くなる。

8.2 政策的含意

8.1の分析結果を踏まえると、以下のような政策的な含意を導き出すことができる。日本、台湾、韓国の子育て支援環境の整備は、出生・子育てと女性の就業の両立を後押しする方向にあることは認められるが、より効果をあげるためには以下の点への留意が必要である。

まず、子育て支援環境のタイミングであるが、最も大事なものは第1子出生時点での支援である。第1子出生で労働市場から退出する割合が高いほか、いったん退出した後で

復帰できたとしても長い時間を要するようになると、希望する条件での就業が難しくなる可能性が高まる。第1子において、出生・子育てと就業の両立を後押しできれば、第2子における両立のハードルは低くなることが期待される。

日本、台湾、韓国の保育サービスへの取り組みでは、量的な対応はもちろん必要であるが、それだけでは十分とはいえない。保育サービスの提供が日本や台湾に比べて少なかった韓国では受け入れ枠の量的な拡大は出生率に対して弱い効果はあったものの、日本と台湾では量的な対応の効果は見いだせなかった。保育サービスに対するニーズが多様化しており、利用者の希望に合致したサービスの提供の仕方が求められている。

また、日本における育児休業制度の利用と女性の復職の分析からは、制度利用が可能であるにもかかわらず利用しない場合は、育休制度がない場合よりも復職確率が下がることも明らかになった。制度を用意することは重要であるが、さらにもう一歩進めて、働く女性にとっての利用しやすさを考える必要がある。

第1章で触れたように、日本、台湾、韓国は社会経済的な変化も人口構造の変化も、欧州などの他の先進国に比べると速いスピードで体験してきた。佐藤（2012）らが指摘するように圧縮的な変化は経済成長の面ではプラスとなり、生活水準が向上するなどの恩恵も受けたが、社会が豊かになるとともに、急速な構造変化の負の影響にいかに対応していくかも重要性を増している。

特に、台湾と韓国は日本に比べて15年ほど遅く経済成長を始め、人口構造の変化も10年以上遅かったが、その変化のスピードは速く、日本を上回るほどである。出生と女性の就業の両立を支援する政策対応も日本に比べて10年以上遅れて2000年代に入ってから急ピッチで進められている。ただ、高学歴化した働く女性も着実に増えているほか、働きながら子育てをする際のニーズも多様化している。そうしたニーズにきめ細かくこたえていかないと、女性の出生・子育てと就業の両立を社会全体で後押しする流れを加速させるのは難しいかもしれない。きめ細かい対応をするには、働く女性にとっての選択肢を増やすということが求められる。つまり、量的な対応や制度導入という段階を経て、選択肢の拡充という次のステップに進むことが必要になる。

ここで「就業」という線路と、「出生・子育て」という線路を想定して考察してみる。この2本の線路が接近していないと、女性はスムーズに「就業」と「出生・子育て」の間を行き来することは難しいであろう。平日の昼間に子どもを自分の代わりに世話してくれる人がいたり、面倒を見る施設がないと、「就業」という線路は遠すぎて手が届かないので、「出生・子育て」の線路から離れることは困難になるはずである。あるいは、「就業」という線路を選択する代わりに、子どもを持つことを延期したり、諦めたりして「出生・子育て」の線路は放棄することになる場合も考えられる。

「就業」であれ、「出生・子育て」であれ、どちらか一方をこなすのも大変であるが、その両方をこなそうとするのであれば、まず、「就業」と「出生・子育て」という2本の線路を接近させることは重要である。

しかし、それだけでは女性が就業と出生・子育てを両立させるには不足である点は、先ほど述べた量的な対応だけでは不十分ということからも導き出せることであろう。スムーズに「就業」と「出生・子育て」という2本の線路の間を行き来できるようにするには、女性が就業している間は育児面の手助けをしたり、就業の仕方をより柔軟にできるようにしたり、さらには、金銭的な支援によってより便利な支援サービスを活用できるようにしたりといった選択肢をきめ細かくそろえることが必要になる。

選択肢を増やすことで、タイミングや状況に応じて、女性が支援環境を活用して出生・子育てと就業の両立を目指す場合に、両立のハードルが下がる可能性が出てくる。子どもの年齢によって保育所の利用パターンがまだら模様であるのは、きめ細かいサービスの必要性を浮かび上がらせる。豊富な選択肢を用意するためには、関連する施策や職場、さらには民間のサービスなどとの連携・協力も必要になる。また、サービスの質や価格の面で利用者が納得できるような水準にすることも求められるだろう。育児休業制度のさらなる浸透には、育休制度をいかに利用しやすくするかという点で企業や職場における運用面での工夫も欠かせない。

こうした取り組みには時間がかかるかもしれない。しかし、日本、台湾、韓国が20世紀に急速な社会経済面、人口構造面での構造変化を経ており、2000年代の現在はその恩恵と後遺症の両方を体験している過程にあると考えれば、子育て支援環境の整備をある程度時間をかけてでも丁寧に、そして幅広く進めていくことが、女性の出生・子育てと就業の両立を促すうえで、むしろ早道となるのではないかと考えられる。

参考文献

- 阿藤誠 (2002) 「少子化と家族政策」 日本人口学会編『人口学大辞典』培風館、pp. 924-928.
- (2011) 「超少子化の背景と政策対応」『少子化時代の家族変容—パートナーシップと出生行動』東京大学出版会、pp. 1-18.
- 阿部一知・原田泰 (2008) 「子育て支援策の出生率に与える影響：市区町村データの分析」『会計検査研究』No. 38、pp. 1-16.
- 阿部正浩 (2005) 「誰が育児休業を取得するのか——育児休業制度普及の問題点——」、国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、pp. 243-264.
- 阿部洋 (1972) 「「解放」後の韓国教育」、阿部宗光・阿部洋編『韓国と台湾の教育開発』アジア経済研究所、pp. 83-139.
- 池本美香 (2009) 「女性の就業と子育てに関する社会制度——保育・育児休業・経済的支援制度の動向」、武石恵美子編『女性の働き方 (叢書・働くということ⑦)』ミネルヴァ書房、pp. 259-289.
- 市川昭午 (1995) 「大学大衆化と高等教育政策」、市川昭午編『大学大衆化の構造』玉川大学出版部、pp. 9-57.
- 伊藤正一 (2012) 「台湾の少子化と政策対応」『人口問題研究』第 68 巻第 3 号、pp. 50-65.
- 江原由美子 (2004) 「妊娠・出産をめぐるジェンダー意識の男女差」、目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』(双書 ジェンダー分析 4)、頸草書房、pp. 51-77.
- 大淵寛 (2002) 「人口政策の意義と体系」、日本人口学会編『人口学大辞典』培風館、pp. 827-829.
- 岡崎陽一 (2002) 「戦前期の人口政策」、日本人口学会編『人口学大辞典』培風館、pp. 901-905.
- 小笠原真・林政諭 (1989) 「台湾における高等教育の実情」『奈良教育大学教育研究所紀要』25 巻、pp. 13-23.
- 翁麗芳 (2008) 「台湾にみる子育て観の変化と保育の市場化」、汐見稔幸編集代表『子育て支援の潮流と課題 (子育て支援シリーズ 1)』ぎょうせい、pp. 186-217.
- 荻野美穂 (2008) 『「家族計画」への道 近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店
- 小椋正立・ロバート・ディークル (1992) 「1970 年以降の出生率の低下とその原因——性別、年齢階層別データからのアプローチ」『日本経済研究』No. 22、pp. 46-76.
- 可部繁三郎 (2012) 「日台韓の少子化と子育て支援環境」 日本人口学会第 64 回大会での報告、2012 年 6 月 2 日東京大学にて開催.
- (2013) 「台湾の少子化と子育て支援環境」『人口学研究』49 号、pp. 47-62.
- (2015a) 「ASEAN 統合に向けた各国経済の課題——「中所得国の罌」を巡る議論から

- 考える」、浦田秀次郎・牛山隆一・可部繁三郎編『ASEAN 経済統合の実態』文眞堂、pp. 207-221.
- (2015b)「台湾における少子化と政策対応」『季刊 家計経済研究』107号、pp. 49-59。
- (2017)「広がる送迎保育サービス」『日経グローバル』No. 317, pp. 26-29.
- (2018)「妻の就業と子育て支援政策」、津谷典子・阿藤誠・西岡八郎・福田亘孝編『少子高齢時代の女性と家族』慶應義塾大学出版会、pp. 121-153.
- 河野銀子 (2009)「女子高等教育の量的拡大と質的変容～1990 年度以降の変化に注目して～」『山形大学紀要 (教育科学)』第 14 巻第 4 号、pp. 359-370.
- 河野稠果 (2000)『世界の人口 (第 2 班)』東京大学出版会
- 金美蘭 (1993)「韓国における女子高等教育の拡大と文化——女性にとっての学歴と「賢母良妻——」」『東京大学教育学部紀要』第 33 号、pp. 55-66.
- 金珉呈 (2007)「保育施設の歴史」、勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社、pp. 68-95.
- 金明中 (2014)「韓国における少子化の原因とその対策」『ニッセイ基礎研レポート』ニッセイ基礎研究所、2014-03-12.
- 金明中・張芝延 (2007)「韓国における少子化の現状とその対策」『海外社会保障研究』No. 160、pp. 111-129.
- 金仁子 (2019)「韓国におけるワーク・ライフ・バランス実現への取組と課題：育児休業制度を中心に」『Discussion Paper 』Series B、169、pp. 1-14.
- 金炫勇・矢野下美智子・權成妍 (2015)「韓国の保育政策に対するオリニジップ園長の意識」『広島文化学園短期大学紀要』第 48 巻、pp. 33-47.
- 倉持和雄 (1987)「制約的条件 労働力の供給と農村の変容」、服部民夫編『韓国の工業化 発展の構図 (アジア工業化シリーズ 2)』アジア経済研究所、pp. 169-191.
- 経済企画庁 (1960)『昭和 35 年度 経済白書』大蔵省印刷局
- 厚生労働省 (2017)「平成 27 年版 認可外保育施設の現況とりまとめ」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000159036.html>) 2017 年 8 月 4 日アクセス
- 坂爪聡子・川口章 (2007)「育児休業制度が出生率に与える効果」『人口学研究』第 40 号、pp. 1-15.
- 佐藤龍三郎 (2012)「東アジアの超少子化が問いかけるもの—第 16 回厚生政策セミナーに寄せて」『人口問題研究』第 68 巻 3 号、pp. 1-13 ページ.
- 佐野裕子 (2013)「日本の保育における家庭的保育の歴史」『運動・健康教育研究』第 21 巻 1 号 No. 1, pp. 1-4.
- 塩川太郎 (2006)「台湾における少子化と教育政策」『海外事情』12 月、pp. 85-103.
- 滋野由紀子・大日康史 (1999)「保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響」『季刊社会保障研究』第 35 巻 2 号、pp. 192-207.

- 滋野由紀子・松浦克己（2003）「出産・育児と就業の両立を目指して——結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心に——」『季刊 社会保障研究』Vol. 39、No. 1 Summer、pp. 43-54.
- 鈴木透（2009）「序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力」『人口問題研究』第 65 巻 4 号、pp. 1-7.
- 隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦（1992）『台湾の経済—典型 NIES の光と影』東京大学出版会.
- 世界銀行（1994）『東アジアの軌跡』東洋経済新報社
- 相馬直子（2012）「圧縮的な家族変化と子どもの平等：日韓比較を中心に考える」『人口問題研究』第 68 巻 3 号、pp. 85-103.
- 高杉展（2015）「保育所と幼稚園」、森上史朗・大豆生田啓友編『よくわかる保育原理（第 4 版）』ミネルヴァ書房、pp. 44-47.
- 高山憲之・小川浩・吉田浩・有田富美子・金子能宏・小島克久（2000）「結婚・育児の経済コストと出生力——少子化の経済学的要因に関する一考察——」『人口問題研究』第 56 巻第 4 号、pp. 1-18.
- 武石恵美子（2009）「女性の就業構造——M 字型カーブの考察」、武石恵美子編『女性の働き方（叢書・働くということ⑦）』ミネルヴァ書房、pp. 11-43.
- 竹内孝之（2011）「台湾における「五都」の成立」『アジア研ワールド・トレンド』No. 186、pp. 45-52.
- 谷浦孝雄（1988）「台湾工業化論序説」、谷浦孝雄編『台湾の工業化 国際加工基地の形成』アジア経済研究所、pp. 1-21.
- 曹成虎（2010）「韓国における保育費用と母親の就業」『海外社会保障研究』No. 173、pp. 49-60.
- 角田雄三・柏女霊峰・普光院亜紀・小川益丸（2004）「認可保育所の原点とは——認可保育所の今後と課題——」、全国保育協議会『保育年報 2004』全国社会福祉協議会、pp. 9-24.
- 津谷典子（2005）「少子化と女性・ジェンダー政策」、大淵寛・阿藤誠編『少子化の政策学（人口学ライブラリー3）』原書房、pp. 157-187.
- （2007）「ジェンダー関係のゆくえ」、阿藤誠・津谷典子編『人口減少時代の日本社会（人口学ライブラリー 6）』原書房、pp. 83-122.
- 鄭晶姫（2015）「韓国幼児教育・保育の減容と発展の課題」、日本保育学会 第 68 回大会 韓国幼児教育学会との学術交流講演（2015 年 5 月 27 日）の当日配布資料
<http://jsrec.or.jp/wp-content/uploads/2015/05/9af138004ffcea8a274b56019f1f54b4.pdf#search=%27%E9%84%AD%E6%99%B6%E5%A7%AB%EF%BC%882015%EF%BC%89%E3%80%8C%E9%9F%93%E5%9B%BD%E5%B9%BC%E5%85%90%E6%95%99%E8%82%B2%E3%83%BB%E4%BF%9D%E8%82%B2%E3%81%AE%E6>

%B8%9B%E5%AE%B9%E3%81%A8%E7%99%BA%E5%B1%95%E3%81%AE%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E3%80%8D%E3%80%81%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BF%9D%E8%82%B2%E5%AD%A6%E4%BC%9A%27)

2017年3月12日アクセス.

- 出羽孝行 (2005) 「各国の教育事情と教科書事情：韓国」、塘利枝子編『アジアの教科書に見る子ども』ナカニシヤ出版、pp. 30-38.
- 塘利枝子 (2005) 「各国の教育事情と教科書事情：台湾」、塘利枝子編『アジアの教科書に見る子ども』ナカニシヤ出版、pp. 38-46.
- 塘利枝子・出羽孝行・カンピラパーブ・スネート・高向山・南出和余 (2005) 「各国の理想の親役割・性的役割の変容」、塘利枝子編『アジアの教科書に見る子ども』ナカニシヤ出版、pp. 115-150.
- 内閣府 (2005) 『少子化社会白書 平成 17 年版』ぎょうせい.
- 永瀬伸子 (2007) 「少子化にかかわる政策はどれだけ実行されたのか？保育と児童育成に関する政策の課題」財務省財務総合政策研究所編『フィナンシャル・レビュー』September, pp. 3-22.
- 野副伸一 (2009) 「韓国——危機と改革」『アジア経済読本 (第 4 版)』東洋経済新報社、pp. 3-28.
- 野辺英俊 (2011) 「子育て世帯にする手当と税制上の措置—諸外国との比較—」『Issue Brief』Number 704、国会図書館、pp. 1-12.
- 橋爪幸代 (2010) 「児童手当に関わる現状と課題」『日本台湾法律家協会雑誌』9 号、pp. 53-65.
- 服部民夫「制約的条件 人材育成」(1987)、服部民夫編『韓国の工業化 発展の構図 (アジア工業化シリーズ 2)』アジア経済研究所、pp. 191-202.
- 広井多鶴子 (2005) 「女性の大学進学率の上昇と女子大学——人間社会学部の設置をめぐる——」『実践女子大学人間社会学部紀要』第 1 号、pp. 41-55.
- 樋口美雄 (1994) 「育児休業制度の実証分析」、社会保障研究所編『現代家族と社会保障——結婚・出生・育児——』東京大学出版会、pp. 181-204.
- 樋口美雄・阿部正浩・J. Waldfogel (1997) 「日米英における育児休業・出産休業制度と女性就業」『人口問題研究』第 53 卷 4 号、pp. 49-66.
- 樋口美雄・佐藤一磨 (2010) 「女性就業・少子化」、樋口美雄編『労働市場と所得分配 (バブル/デフレ期の日本経済と経済政策 6)』慶応義塾大学出版会、pp. 469-512.
- 藤井龍子 (1992) 「育児休業法制定の背景とその概要」『季刊 労働法』第 163 号、pp. 29-44.
- 藤原夏人 (2014) 「【韓国】無償保育・無償幼児教育と幼保一元化」『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』月間版 258-1.
- 斐海善 (2014) 「韓国経済がわかる 20 講」明石書店.
- (2018) 「韓国」『諸外国における育児休業等、仕事と育児の両立にかかる諸政策—

- スウェーデン、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、韓国——』JILPT 資料シリーズ No. 197、pp. 185-202.
- マクドナルド, ピーター (2008) 「非常に低い出生率: その結果, 原因, 及び政策アプローチ」(佐々井司訳) 『人口問題研究』 第 64 巻第 2 号、pp. 46-53.
- 松江暁子 (2009) 「韓国における少子化対策」『海外社会保障研究』 No. 167、pp. 79-93.
- 丸山文裕 (1995) 「女子高等教育進学率の変動」、市川昭午編『大学大衆化の構造』玉川大学出版部、pp. 89-99.
- 水田健輔・金泰勲・金鉉玉・朴炫貞 (2010) 「韓国における高等教育と大学の設置形態」『大学の設置形態に関する調査研究』国立大学財務・経営センター研究報告第 13 号、国立大学財務・経営センター研究報告 (<http://www.zam.go.jp/n00/n000i007.htm>) 2017 年 7 月 22 日アクセス) .
- 村松稔 (2002) 「戦後の過剰人口と産児制限」、日本人口学会編『人口学大辞典』培風館、pp. 905-910.
- 森田陽子 (2002) 「保育政策と女性の就業」、国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』東京大学出版会、pp. 215-240.
- 山口喜一・矢島昭子 (1973) 「戦後における日本人女子の出生力・再生産力の推移」『人口問題研究』 第 128 号、pp. 43-56.
- 吉川洋 (2012) 『高度成長 日本を変えた 6000 日』中公文庫
- 吉田浩・水落正明 (2005) 「育児資源の利用可能性が出生力および女性の就業に与える影響」『日本経済研究』 No. 51、pp. 76-95.
- 吉田忠雄 (1976) 「日本の人口政策の展開」、南亮三郎・上田正夫編『世界の人口政策と国際社会』千倉書房、pp. 45-66.
- レイモ、ジェームズ、福田節也 (2016) 「女性労働力率の上昇——結婚行動の変化の役割」『日本労働研究雑誌』 No. 674、pp. 26-38.
- 労働政策研究・研修機構 (2006) 「仕事と育児の両立支援——企業・家庭・地域の連携を——」『労働政策研究報告書』 No. 50、pp. 1-85.
- 渡辺利夫 (1982) 『現代韓国経済分析』勁草書房
- (2001) 『開発経済学入門』東洋経済新報社
- Brinton, Mary C., Yean-Ju Lee and William L. Parish (1995) "Married women's employment in rapidly industrializing societies: examples from East Asia," *American Journal of Sociology*, Vol. 100, No. 5, pp. 1099-1130.
- Chang, Ming-Cheng (2003) "Demographic Transition in Taiwan," *Journal of Population and Social Society (Population)*, Supplement to Volume 1, pp. 611-628.
- Chen, Chaonan (2005) "Perspectives of Taiwan's Population and the Potency of Alternative Policies," *The Japanese Journal of Population*, 3-1, pp. 58-75.

- Chin, Meejung, Jaerim Lee, Soyoung Lee, Seohee Son, and Mia Sung (2012) "Family Policy in South Korea: Development, Current Status, and Challenges", *Journal of Child Family Study*, 21, pp. 53-64.
- Choe, Minja Kim, Larry L. Bumpass and Noriko O. Tsuya (2004) "Employment", Tsuya O. Noriko and Larry L. Bumpass (eds.), *Marriage, Work & Family Life in Comparative Perspective : Japan, South Korea & the United States*, University Hawaii Press: Honolulu, pp. 95-113.
- Choe, Minja Kim and Robert D. Retherford (2009) "The Contribution of Education to South Korea's Fertility Decline to 'Lowest-low' Level", *Asian Population Studies*, 5(3), pp. 267-288.
- Ermisch, John F. (1989) "Purchased child care, optimal family size and mother's employment," *Journal of Population Economics*, Vol. 2, pp. 79-102.
- Freedman, Ronald, Ming-Cheng Chang, and Te-Hsiung Sun (1994) "Taiwan's Transition from High Fertility to Below-replacement Levels," *Studies in Family Planning*, 25-6, November/December, pp. 317-331.
- Gauthier, Anne Helene (2016) "Governmental support for families and obstacles to fertility in East Asia and other industrialized region", Ronald R. Rindfuss, Minja Kim Choe (eds.), *Low Fertility, Institutions and Their Policies: Variations Across Industrialized Countries*, Springer: Switzerland, pp. 283-303.
- Georgellis, Yannis and Howard J. Wall (1992) "The fertility effect of dependent tax exemptions: estimates for the United States," *Applied Economics*, 24, pp. 1139-1145.
- Huang, Jr- Tsung (2002) "Personal Tax Exemption: The Effect on Fertility in Taiwan," *The Developing Economies*, XL-1, March, pp. 32-48.
- Huang, Jr- Tsung, An-Pang Kao, and Wen-Chuan Hung (2006) "The Influence of College Tuition and Fees on Fertility Rate in Taiwan," *Journal of Family and Economic Issues*, Volume 27, Issue 4, pp. 626-642.
- Jones, Gavin, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan (2009) "Very low fertility in Pacific Asian countries," Gavin W. Jones, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan (eds.), *Ultra-low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, Routledge, Oxon : UK, pp. 1-22.
- Kim, Seon Mi (2010) "The Impact of Neo-liberal Globalization on Pre-school Day-care Service in South Korea: Tensions and Dilemmas," *International Social Work*, 54(1), pp. 7-20.

- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Billari and José Antonio Ortega (2002) "The emergence of lowest-low fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, Vol.28, No.4, pp.641-680.
- Kuo, Shirley W. Y. (1983) *The Taiwan Economy in Transition*.
- Lee, Sophia seung-yoon, Seung-ho Baek (2014) "Why the social investment approach is not enough--The female labour market and family policy in the Republic of Korea," *Social, Polocy & Administration*, Vol.48, No.6. pp.686-703.
- Lee, meilin and Yu-Hsuan Lin (2016) "Transition from anti-natalist to pro-natalist policies in Taiwan", Ronald R. Rindfuss, Minja Kim Choe (eds.), *Low Fertility, Institutions and Their Policies: Variations Across Industrialized Countries*, Springer: Switzerland, pp.259-281.
- Luci-Greulich, Angela and Olivier Thévenon (2014) "Does economic advancement 'cause' a re-increase in fertility? An empirical analysis for OECD countries (1960-2007)", *European Journal of Population*, 30(2), pp.187-221.
- Lutz, Wolfgang, Vegard Skirbekk, and Maria Rita Testa (2006) "The low-fertility trap hypothesis: forces that may lead to further postponement and fewer births in Europe", *Vienna Yearbook of Population Research*, pp.167-192.
- Ma, Li (2014) "Economic crisis and women's labor force return after childbirth: Evidence from South Korea," *Demographic Research*, Vol. 31, Article 18, pp.511-552.
- McDonald, Peter (2000) "Gender equity in theories of fertility transition," *Population and development review*, 26(3), pp.427-439.
- Myrskylä, Mikko, Hans-Peter Kohler and Francesco C. Billari (2009) "Advances in development reverse fertility declines," *Nature*, 460, 6 August, pp.741-743.
- Son, Yeon Jeong (2018) "Do chidbirth grants increase the fertility rate? Policy impacts in south Korea," *The Review of Economics of the Household*, 16, pp.713-735.
- Song Jiyeoun (2012) "The Politics of Family Policies in Korea", *Korea Observer*, 43(2), pp.209-231.
- Suzuki, Toru (2009) "Fertility decline and governmental interventions in Eastern Asian advanced countries," *The Japanese Journal of Population*, Vol. 7, No, 1, pp.47-56.
- [中国語] (ピンイン表記順)
- 蔡春美・張翠娥・陳素珍 (2007) 『幼教機構行政管理 (第三版)』心理出版社, pp.30-35.
(『幼兒教育機構の運営管理』)
- 蔡淑鈴 (2004) 「高等教育的擴展對教育機會分配的影響」『台灣社會學』第七期, pp.47-

88. (「高等教育の拡大の教育機会配分への影響」『台湾社会学』)
- 陳肇男・孫得雄・李棟明 (2003) 『台灣的人口奇蹟 家庭計劃政策成功探源』中央研究院
聯經出版. (『台湾の人口奇蹟 家族計画政策成功の要因』)
- 杜英儀 (2011) 「高等教育擴張與大學青年的失業問題」『經濟前瞻』, pp. 40-44. (「高等教
育の拡張と大学教育を受けた若者の失業問題」『經濟展望』)
- 行政院 (2015) 「提升中高齡婦女勞動參與政策之可行性研究」委託研究, pp. 1-264. (「中
高年齢女性の労働参加と政策実行可能性の研究」)
- 行政院主計処 (2007) 『社會指標統計年報』
—— (2009) 『社會指標統計年報』
- 黃芳玫・翁任嬋・黃芳雅 (2009) 「女性労働參與之研究」『臺灣經濟予測與政策』 39 (2)、
pp. 1-50. (「女性労働参加の研究」『台湾經濟予想と政策』)
- 黃志隆 (2012) 「台灣家庭政策的形成：家計承擔與兒童照顧的整合」『人文及社會科學集
刊』中央研究院人文社會科學研究中心, 第 24 卷第 3 期, pp. 331-366. (「台湾家族政
策の形成：家計の責任と育児の統合」『人文・社会科学集刊』)
- 簡文吟 (2004) 「台湾已婚婦女勞動再參與行為的變遷」『人口學刊』第 28 期, pp. 1-47.
(「台湾の既婚女性の労働市場への再参入の変遷」『人口学刊』)
- 李大正・楊静利 (2004) 「台灣婦女勞動參與類型與歷程之變遷」『人口學刊』 28 期, pp. 109-
134. (「台湾の女性労働参加とパターンと過程の変遷」『人口学刊』)
- 李庭欣・王舒芸 (2013) 「「善爸」甘休？「育爸」不能？與照顧若即若離的育嬰假爸爸」
『臺大社工學刊』第 28 期, pp. 93-136. (「台湾における父親の給付金付き育児休業
利用に関する探索的研究」『台湾大学社会工作学刊』)
- 林佳瑩・陳信木 (2011) 「我國人口政策評估機制之探討—以鼓勵婚育政策為例：內政部委
託研究報告」 ([https://www.ris.gov.tw/documents/data/8/6/4c3621b0-1031-4917-
b852-46dc1ee7072b.pdf](https://www.ris.gov.tw/documents/data/8/6/4c3621b0-1031-4917-b852-46dc1ee7072b.pdf)) 2015 年 3 月 5 日アクセス. (「我が国の人口政策評価メカ
ニズムの探求—結婚と出生の奨励策に注目して：内政部の委託研究報告」)
- 劉君雅・鄧志松・唐代彪 (2009) 「台灣低生育率之空間分析」『人口學刊』 39 期, pp. 119-
155. (「台湾の低出生率の空間分析」『人口学刊』)
- 內政部 (2013) 「人口政策白皮書——少子女化、高齡化及移民——」
(http://www.ris.gov.tw/zh_TW/252) 2015 年 3 月 29 日アクセス. (「人口政策白書
——少子化、高齡化と移民——」)
- 孫震 (2007) 『臺灣高等教育發展的方向』國立臺灣大學出版中心, pp. 57-68. (『台湾高等
教育發展的方向』)
- 尤智儀・李玉春 (2016) 「縣市生育津貼政策對夫婦生育意願之影響」『人口學刊』, pp. 43-
79. (「県市の出生手当政策の夫婦の出生意欲への影響」『人口学刊』)
- 張聖英 (2005) 「台灣地區婦女勞動參與行為之探討」『主計月刊』 596 期, pp. 66-72. (「台
湾地区の女性労働参加の研究」『主計月刊』)

[韓国語] (ハングル発音順)

Kim, Doo-Sub, Sang-Tae Park, and Ki-Soo Eun 編 (2002) 『韓国の人口1』統計庁

(김두섭·박상태·은기수편 (2002) 『한국의 인구1』 통계청)

Lee, Sam-Sik (2015) 『2015年全国出産力と家族保健・福祉実態調査』韓国保健社会

研究院、pp. 1-520. (이삼식외 (2015) 『2015년 전국출산력 및 가족보건·복지
실태조사』 한국보건사회연구원)

Cho, Sungho, Suga Keita, Watanabe Yuichi, Shikata Masato, Kim Yukyung and Kim

Jimin (2017) 『生年層の経済的自立と家族形成に関する韓日比較研究』韓国保健社会
研究院(조성호, 스가 케이타, 와다나베 유이치, 시카타 마사토, 김유경, 김지

민(2017) 『청년층의경제적자립 과 가족형성 에관한 한일 비교연구』 한국보건
사회연구원)

韓国保健社会研究院 (1991) 『人口政策 30年』、韓国保健社会研究院